



川越町

令和8年3月

発行 川越町役場 企画情報課

電話 059-366-7112

FAX 059-364-2568

E-mail k-kikaku@town.kawagoe.mie.jp

第7次川越町総合計画 後期基本計画

令和8年度(2026)→令和12年度(2030)

川越町

The 7th General Plan of KAWAGOE TOWN

川越町 第7次総合計画 後期基本計画

令和8年度(2026)→令和12年度(2030)

つながる笑顔
ずくずくと暮らしたい町
かわごえ



つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ をめざして

川越町では、令和3年3月に「つながる笑顔 ず〜〜〜っと暮らしたい町 かわごえ」をまちの将来像に掲げ、令和12年度を目標年次とする「第7次川越町総合計画」を策定いたしました。

策定当初は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に見舞われ、町政運営においても多くの困難に直面しました。しかし、そのような状況下にあっても、「安全で快適な暮らしができるまちづくり」、「便利で活気ある暮らしができるまちづくり」、「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」、「人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり」、「協働と信頼のまちづくり」という5つの基本方針をまちづくりの指針として町民の皆様とともに一歩ずつ、着実に歩みを進めてまいりました。

総合計画の策定以降、激甚化し、相次いで発生している自然災害、加速度的に進むデジタル化、そして、歴史的な円安や物価高騰といった経済情勢の変化など、私たちを取り巻く環境は激変し、大きな転換期を迎えています。こうした時代を乗り越え、川越町の輝く未来を創るため、これまでの歩みを検証しながら、多様な住民ニーズ、若者の斬新な発想なども取り入れ、「第7次川越町総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

全国的に少子高齢化や人口減少が深刻な課題となる中、本町は交通の利便性や充実した子育て環境などもあり、若い世代を中心に人口増加が続く活力のあるまちです。この「選ばれるまち」としての魅力を高めつつ、昨今の猛暑や地震、豪雨災害等から町民の生命と暮らしを守る「強靱なまちづくり」と、誰もが不安を感じることなく笑顔で過ごせる「きめ細かな支援」を、町政の最重要施策として進めてまいります。

そして、本町の最大の特徴である人と人との距離が近い、顔の見える関係が築ける「コンパクトな町」の特性を最大限に活かし、住民、企業、行政がひとつのチームとなり、まちの未来を共有し、対話と共創を通じて、川越町をさらに持続的で、未来の希望を育むまちへと深化させていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様や活動団体の方々をはじめ、住民意識調査や若者会議、パブリックコメント等を通じて貴重なご提言を寄せられた多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

子どもたちの笑顔と元気があふれ、その子どもたちを地域全体の笑顔で見守る。そんな温かみのある「ず〜〜〜っと暮らしたい」と思える川越町を、皆様とともに創ってまいります。

令和8年3月

川越町長
城田 政章



Contents 目次

第1編 計画策定にあたって

Chapter 01 後期基本計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨 6
- (2) 計画の性格 6
- (3) 計画の構成・期間 7

Chapter 02 後期基本計画策定の背景

- (1) まちの特性 8
- (2) 社会を取り巻く環境の変化への対応とまちの展望 14
- (3) 本町の主要課題 18

第2編 基本構想

Chapter 01 まちづくりの基本理念と将来像

- (1) まちづくりの基本理念 22
- (2) まちの将来像 23

Chapter 02 将来人口 24

Chapter 03 まちづくりの目標

- (1) まちづくりの目標 26
- (2) 施策の体系 28

第3編 基本計画

Chapter 01 重点施策

重点施策1
安全・安心なまちづくりの推進 30

重点施策2
子どもを育むまちづくりの推進 32

重点施策3
元気に活躍できるまちづくりの推進 33

重点施策4
地域によるまちづくり活動の推進 34

重点施策5
DXを活用したまちづくりの推進 35

Chapter 02 部門別計画

基本方針①
安全で快適な暮らしができるまちづくり

- 基本施策1** 防災・消防・救急 36
- 基本施策2** 交通安全・防犯 42
- 基本施策3** 河川・海岸 46
- 基本施策4** 上下水道 48
- 基本施策5** 環境共生 50

基本方針②
便利で活気ある暮らしができるまちづくり

- 基本施策1** 市街地・住環境 54
- 基本施策2** 道路・交通 58
- 基本施策3** 産業 62

基本方針③
支え合いて安心な暮らしができるまちづくり

- 基本施策1** 保健・医療 66
- 基本施策2** 子育て支援 72
- 基本施策3** 地域福祉 78
- 基本施策4** 高齢者福祉 80
- 基本施策5** 障害者福祉 86

基本方針④
人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

- 基本施策1** 学校教育 90
- 基本施策2** 生涯学習 94
- 基本施策3** 人権尊重・共生 100

基本方針⑤
協働と信頼のまちづくり

- 基本施策1** 地域活動 102
- 基本施策2** 広報・広聴 104
- 基本施策3** 行財政運営 106

資料編

- 川越町総合計画条例…………… 112
- 川越町総合計画審議会規則…………… 114
- 諮 問…………… 116
- 答 申…………… 116
- 第7次川越町総合計画後期基本計画
総合計画審議会委員名簿…………… 117
- 計画策定体制…………… 118
- 計画策定のプロセス…………… 119
- 協働のまちづくりに向けた意識・意向調査…………… 122
- 住民意識調査のまとめ…………… 123
- 子育て世代アンケートのまとめ…………… 132
- 川越町若者会議のまとめ…………… 135
- 基本施策別の目標値一覧表…………… 138
- 総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係… 142
- 用語解説…………… 150

第1編

計画策定にあたって

Chapter

01

後期基本計画策定の趣旨

Chapter

02

後期基本計画策定の背景

01

後期基本計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本町では、令和3年(2021年)3月に令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする「第7次川越町総合計画」を策定し、「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」をめざして、まちづくりを進めています。

第7次川越町総合計画を策定して5年目を迎えますが、全国的に人口減少、少子高齢化が一層進み、アフターコロナ、物価上昇、円安、異常気象など、本町を取り巻く社会経済環境が変化してきていることから、計画に掲げた施策・事業の進捗状況の評価・検証をしながら、住民ニーズ、社会経済状況などに対応したまちづくりが進められるように、令和8年度(2026年度)から5年間のまちづくりの方向性を示す「第7次川越町総合計画後期基本計画」として見直しを行いました。

まちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」と、まちづくりの目標である「安全で快適な暮らし」、「便利で活気ある暮らし」、「支え合いで安心な暮らし」、「人を育み心豊かな暮らし」の4つの暮らしを支える「協働と信頼のまちづくり」などの基本構想は継承し、今後の社会経済環境の変化に対応できるように、新たに令和8年度(2026年度)から5年間のまちづくりの方向性を示した「第7次川越町総合計画後期基本計画」として策定します。

(2) 計画の性格

総合計画は、町の最上位計画であり、めざすまちの姿、まちづくりの目標を掲げた基本構想は、後期基本計画においても継承し、部門別計画については、これまでの実績とそれを踏まえた課題を明確にし、今後5年間で取り組む施策や主な事業を掲げ、住民との協働、国や県、周辺市町との連携を図っていく事業についても方針を示しています。

また、令和7年度(2025年度)策定の「第3期川越町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本計画で掲げる施策のうち、地方創生に関する施策・事業を中心に取りまとめた計画として位置づけ、計画の推進を図るとともに、連動して進行管理を行うものとします。

(3) 計画の構成・期間

「第7次川越町総合計画後期基本計画」は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

1 基本構想

- まちづくりの基本理念をもとに、未来を展望したまちの将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標を示したものです。

【計画期間】

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間
なお、後期基本計画では見直しを行っていません。

2 基本計画

- 基本構想にもとづき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの取り組みの基本方針、各施策の方向性、目標、指標などを示したものです。

【計画期間】

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

3 実施計画

- 基本計画で示した諸施策を実施するために、向こう3か年の間に実施する具体的な事業を示した計画で、毎年度、3年間のローリング方式で策定します。

年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
基本構想	基本構想(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					基本計画				
						後期基本計画(5年間)				
実施計画	実施計画(3か年)									

02

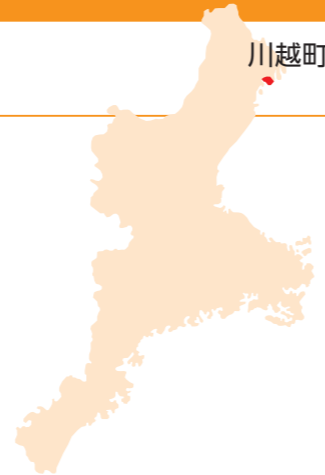
後期基本計画策定の背景

(1) まちの特性

①まちの概況

本町は三重県の北部に位置し、北は員弁川(町屋川)を境に桑名市に、南は四日市市、西は朝日町に接し、東は伊勢湾を臨む、東西約4.2km、南北約3.9km、面積は8.72km²のコンパクトなまちです。

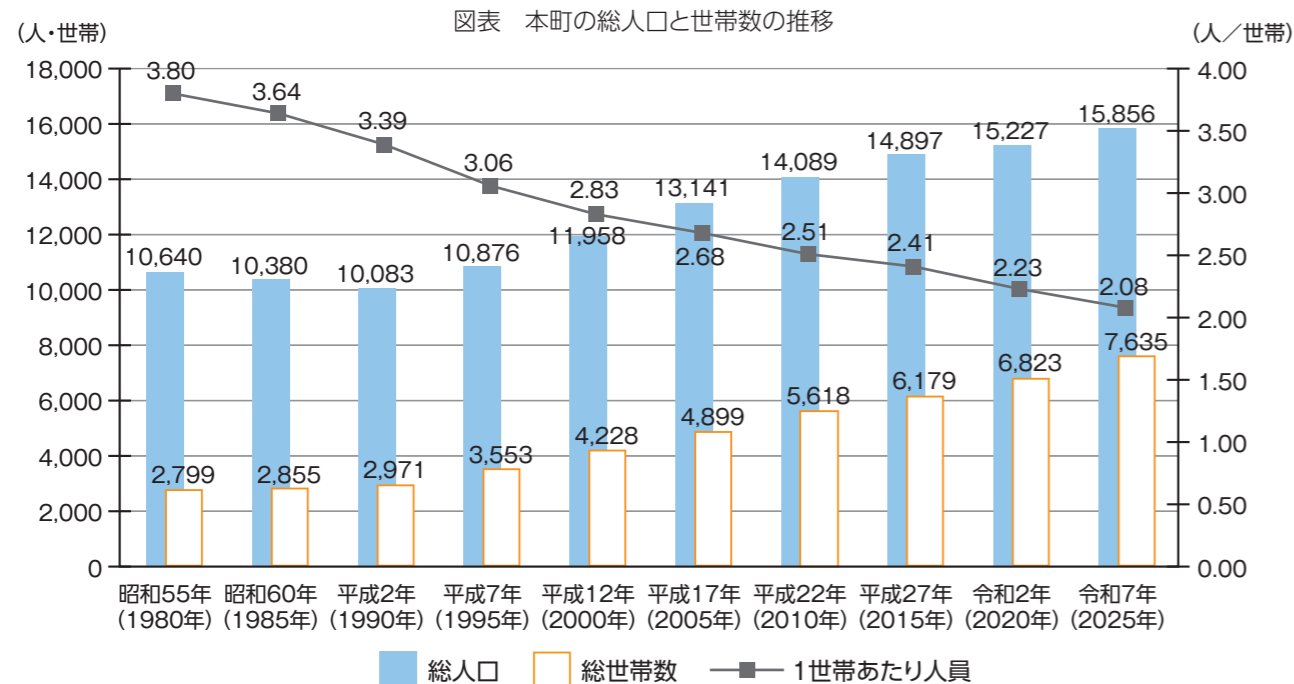
地質は、鈴鹿山脈から流れる朝明川と員弁川(町屋川)の沖積層地帯であり、地形は標高0mから5mとほとんど起伏のないまちとなっています。



②総人口の推移

本町の総人口は、年々増加しており、令和7年(2025年)には15,856人となっています。

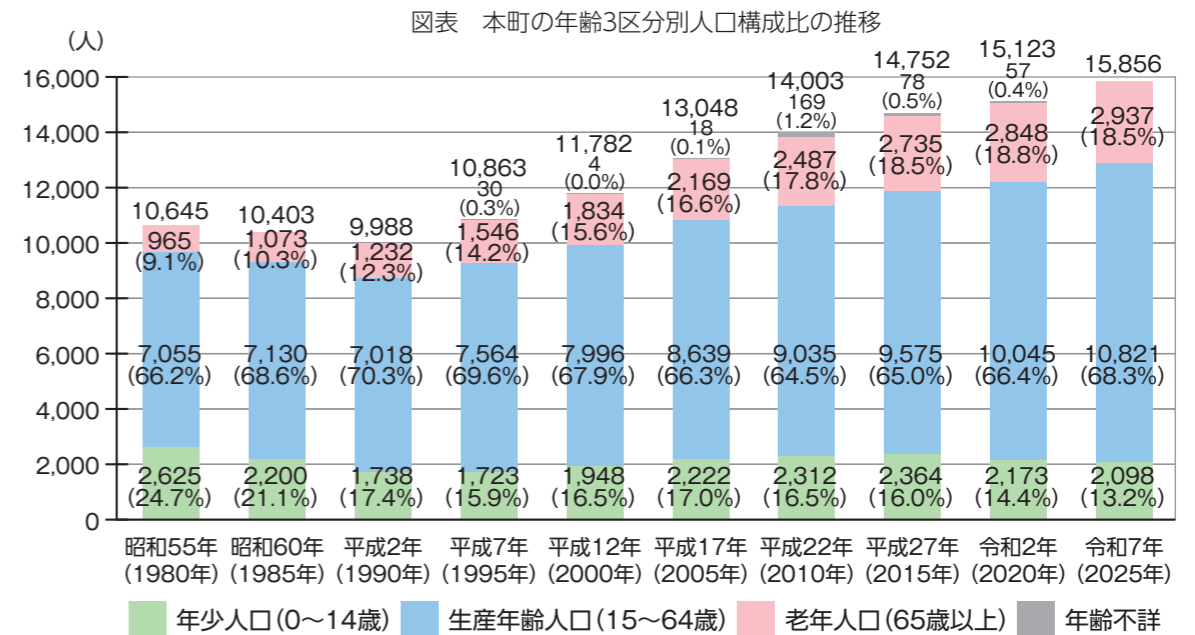
世帯数も人口と同様に増加しており、令和7年(2025年)には7,635世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員は年々減少しており、令和7年(2025年)には2.08人/世帯まで低下しています。



資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

③年齢3区分別人口構成比の推移

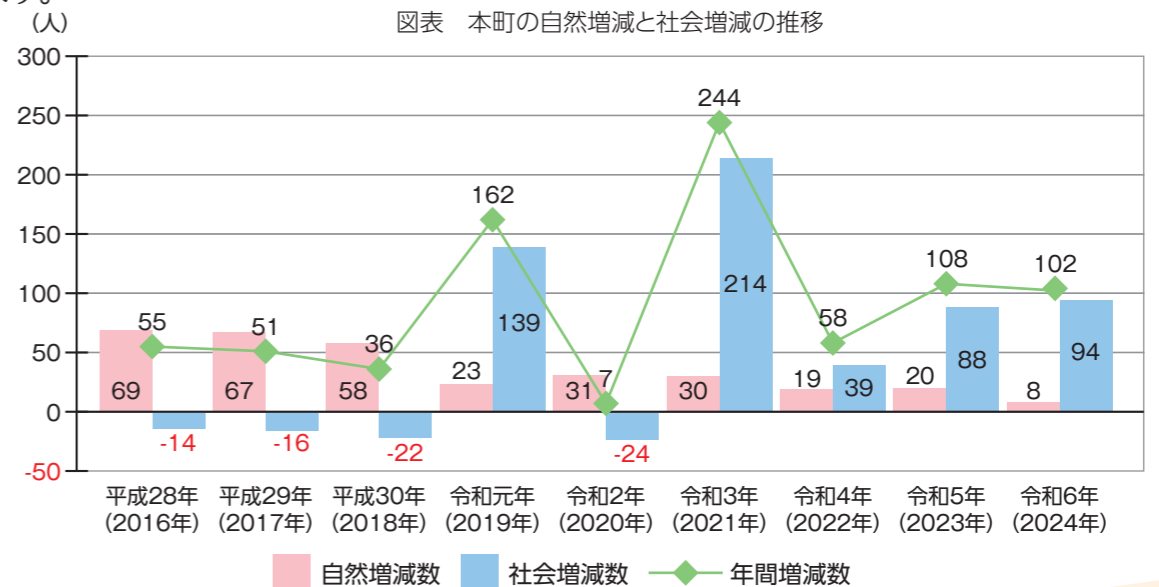
年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、年少人口比率が低下し、令和7年(2025年)には13.2%となっています。また、生産年齢人口は増加しており、生産年齢人口比率は68.3%になっています。一方、老年人口は横ばい傾向となっており、老年人口比率は18.5%で県平均30.9%(令和6年10月1日現在)に比べて低く、年少人口や生産年齢人口が多いまちとなっています。



資料:国勢調査(昭和55年~令和2年)、住民基本台帳人口(令和7年10月1日現在)

④人口動態の推移

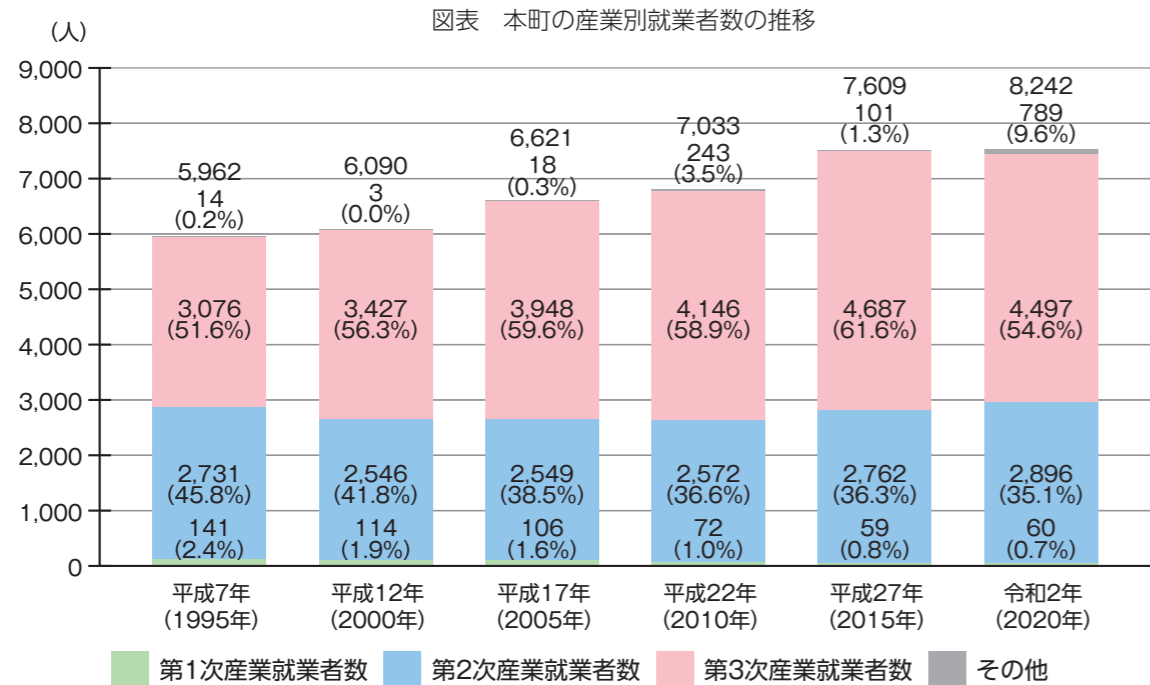
出生数と死亡数の動きによる自然増減、転入者数と転出者数の動きによる社会増減をみると、平成28年(2016年)から令和6年(2024年)までの9年間では出生数が死亡数を上回る自然増が続いています。また、社会増減について、年によって増減を繰り返していますが、令和3年(2021年)以降は転入者が転出者を上回る社会増が続いています。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日~12月31日現在)

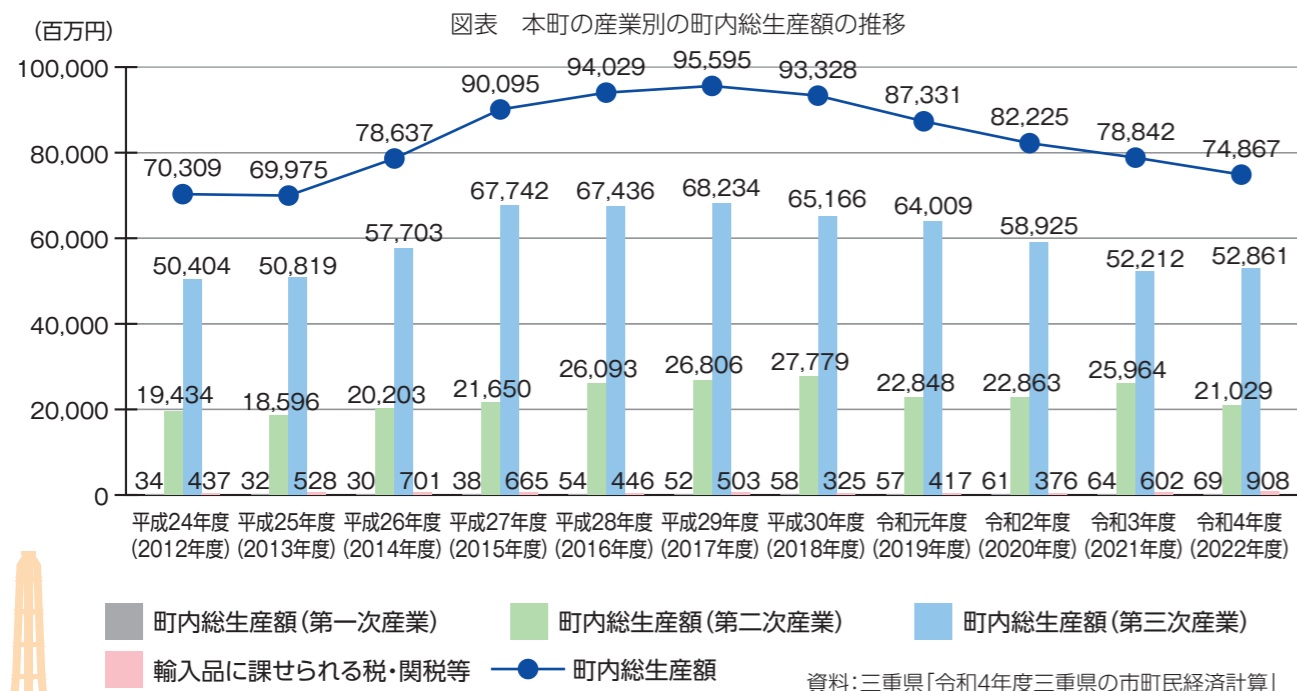
⑤就業者数の推移

本町の令和2年(2020年)の就業者数は8,242人となっています。そのうち第1次産業が0.7%、第2次産業が35.1%、第3次産業が54.6%と、第3次産業が占める割合が高くなっていますが、第2次産業は増加傾向にあります。



⑥町内総生産額の推移

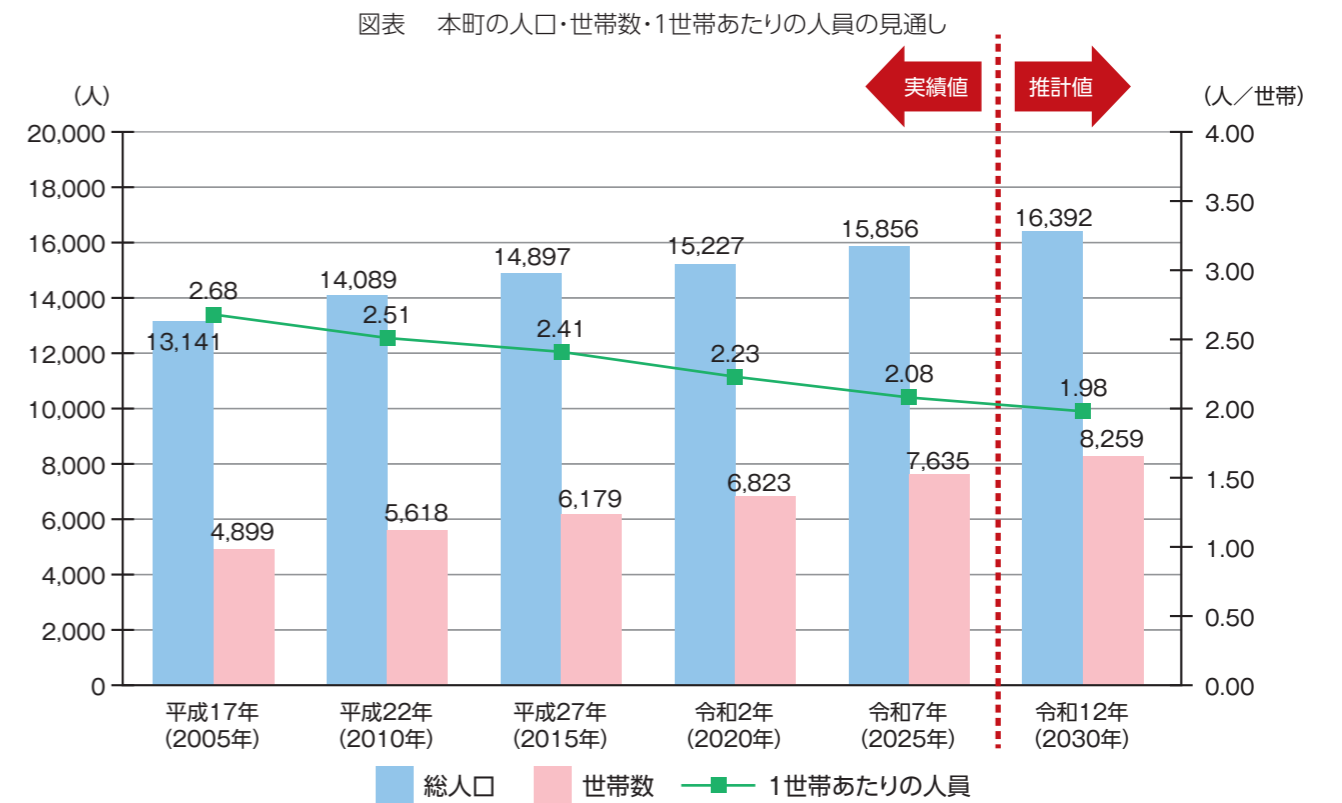
平成24年度(2012年度)からの町内総生産額の推移をみると、平成29年度(2017年度)までは増加傾向にありましたが、その後は減少となり、令和4年度(2022年度)には約748億円まで低下しています。



⑦将来人口の見通し

本町の将来人口の見通しは、今後も人口増加が続くことが予測されており、令和12年(2030年)には16,392人まで増加する推計になっています。

なお、令和12年(2030年)には世帯数8,259世帯、1世帯あたりの人員は1.98人になることが予測されています。



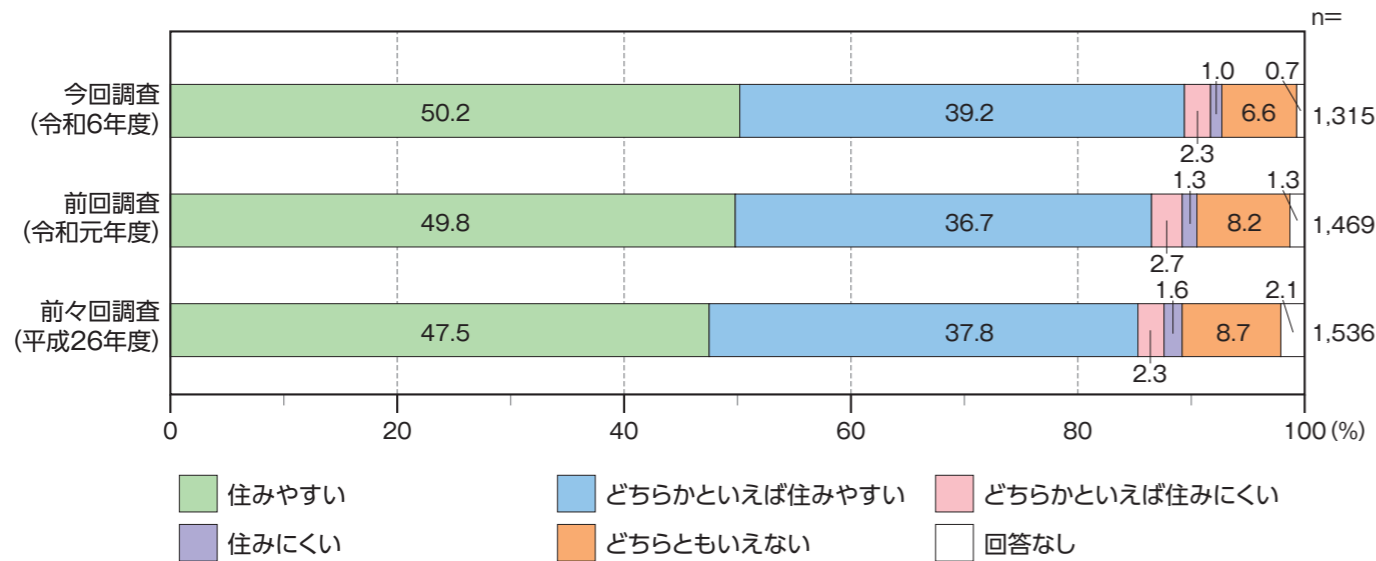
⑧住民の意向

令和6年(2024年)に住民3,000人を対象とした住民意識調査を実施し、1,315人(回収率43.8%)から得られた結果の一部を紹介します。

《本町の住みやすさ》

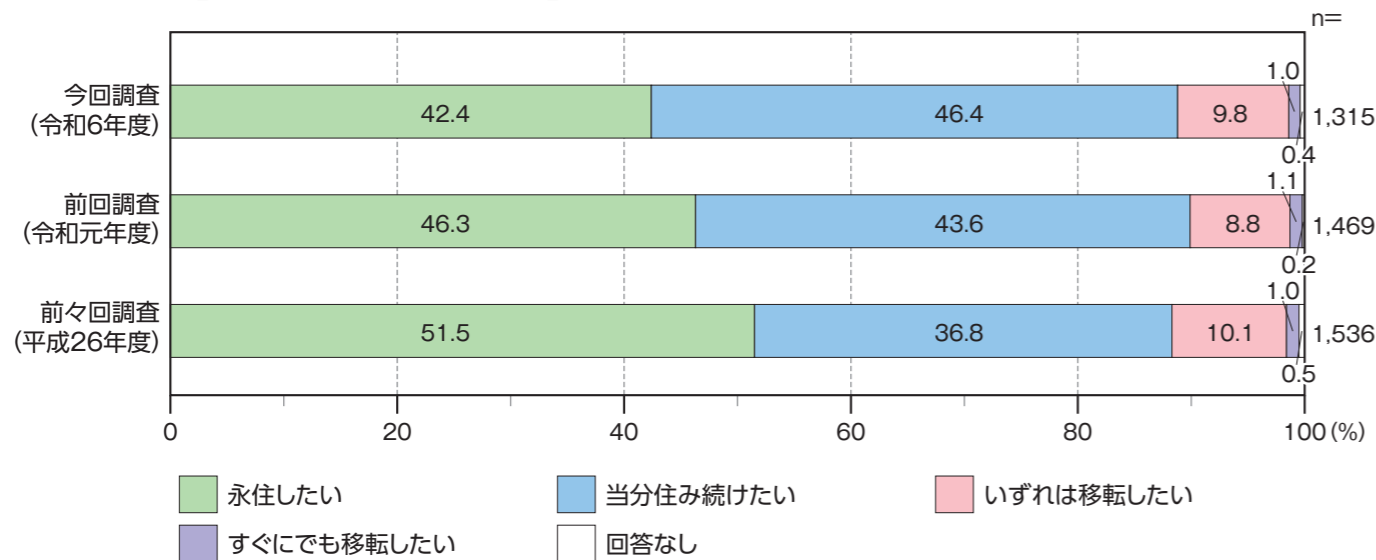
n=回答者数

「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて9割近くを占めています。



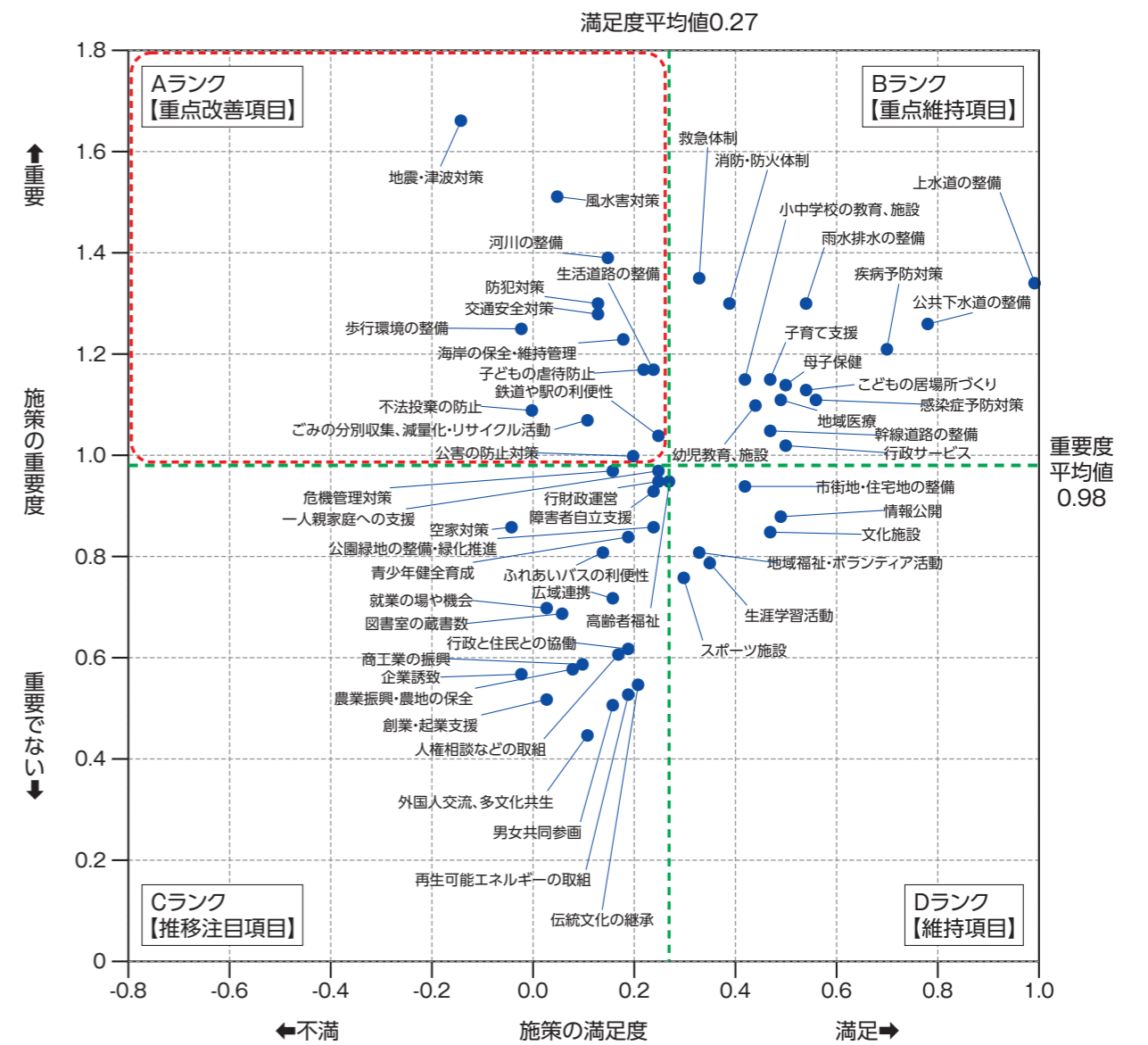
《本町の今後の定住意向》

「永住したい」、または「当分住み続けたい」と感じている方は、あわせて9割近くを占めています。



《施策の重要項目》

56項目の施策のなかで、満足度が低く、重要度が高いAランク【重点改善項目】としては、「地震・津波対策」をはじめ、「風水害対策」、「河川の整備」、「防犯対策」、「交通安全対策」、「海岸の保全・維持管理」、「ごみの分別収集、減量化・リサイクル活動」、「不法投棄の防止」、「公害の防止対策」、「生活道路の整備」、「歩行環境の整備」、「鉄道や駅の利便性」、「子どもの虐待防止」となっています。



(2) 社会を取り巻く環境の変化への対応とまちの展望

①人口減少社会への対応

日本の人口は平成22年(2010年)の1億2,806万人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)には1億2,615万人になるなど、人口減少社会に突入しています。今後も日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所推計)は減少し、令和32年(2050年)には1億469万人まで落ち込むとされています。

こうした人口減少社会では、生産年齢人口の減少による労働力の減少、高齢者の増加による社会保障費等の増大、消費の落ち込みといった形で、従来の社会保障制度や経済状況に大きな影響を与えます。

そのため、労働力の確保に向け、外国人の受入れ、生涯現役や女性活躍などの推進を図っていく必要があります。

また、急速な少子化の進展による人口減少や東京一極集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することをめざし、新たな雇用創出、地方への人口移動、若い女性が魅力を感じる仕事や暮らしづくりなどに取り組むとともに、結婚・出産・子育てがしやすい社会づくりを進める必要があります。

さらに、人口減少によって空家が増加していくため、空家対策などにも対応していく必要があります。

まちの展望

本町は当面、人口増加が続くことが予想されていますが、出生率の低下、子育て世代の流出が懸念されることから、引き続き、子育て世代にやさしいまちづくりを進めるとともに、若者や女性が働き、活躍できる環境づくりなどが求められます。

②超高齢社会への対応

令和2年(2020年)10月1日時点の日本の高齢化率は28.8%であり、高齢化率が21%を超えた超高齢社会を迎えています。そのため、労働力不足、年金や医療などの社会保障制度に対する不安、財政状況の悪化、国際的な経済競争力の低下など、多岐にわたる課題が懸念されています。

こうした状況を乗り越えるため、高齢者も社会を支える一員として役割を果たしながら、生きがいを持って社会に参加していくなど、年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会の実現が期待されます。

また、高齢者の健康づくり支援、介護予防、在宅医療、在宅介護などの体制や仕組みを整えるとともに、生涯学習や地域活動といった多様な場において高齢者の知識や技能を活かす仕組みづくり、高齢者の生活や移動支援、地域での支え合いなどを行い、健康で自立して活動でき、安心して暮らすことができる環境づくりが求められます。

まちの展望

本町も今後、高齢者が増加すると予想されており、高齢者も安心して暮らせる地域社会の仕組みづくり、高齢者の就労や社会参加の促進、要介護者の増加を抑制するための健康寿命の延伸と自立の促進などが求められます。

③持続可能な社会の実現に向けた対応

地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーの活用、資源循環型社会の構築など、持続可能な社会を実現していくための取り組みが世界規模で課題となっています。こうしたなかで、令和12年(2030年)を目標とするSDGs(持続可能な開発目標)の達成が世界規模で進められており、国、自治体、企業、住民などが協調して取り組んでいく必要があります。

また、高度経済成長期に集中的に整備された道路、橋梁などの公共施設は、耐用年数を迎え、老朽化が急速に進行しており、施設機能を維持・確保するための更新が必要ですが、自治体財政に対して大きな負担となることから、限られた財政状況のなかで計画的かつ戦略的に施設の統廃合、集約化、長寿命化などを行うファシリティマネジメントを進めていく必要があります。

まちの展望

本町でも行政、事業者、住民がSDGsの趣旨を理解し、行動できるように情報発信と啓発が求められます。また、本町でも公共施設の老朽化により更新が必要となる施設の計画的な長寿命化と効率的な維持管理が求められます。

④DXへの対応

IoTやビッグデータ、AI、RPAなどの技術の発達により、生産や消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービス、働き方、ライフスタイル、新たなビジネスモデルなど、社会を取り巻く環境に大きく影響し、人々に豊かさをもたらすスマート社会へとつながっていくDXが進行しています。

日本では新型コロナウイルス感染症のまん延でデジタル化が急速に進展し、インターネットの活用、リモートワーク、キャッシュレスなどで暮らしが大きく変化しました。また、今後は少子高齢化により、労働人口が減少していくことから、人材不足を補うためにもDXを推進していくことが求められます。自治体においてもビッグデータの活用、AI、RPAの導入など、業務の効率化、省力化、サービスの向上を図るために自治体のDXを進めていく必要があります。

まちの展望

本町においても、サービスの向上や行政業務の効率化を図るため、行政事務のDXが求められるとともに、情報リテラシーの向上と発信力の強化、新たなライフスタイルやビジネスの創出などに向けたDXの推進が求められています。

⑤多文化共生社会への対応

グローバル化の進展や社会の成熟にともなう人々のライフスタイルや価値観の多様化を背景として、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障害の有無などにかかわらず、個人として尊重され、それぞれが活躍できる環境づくりへの要請が高まっています。

日本で働く外国人とその家族、日本で学ぶ留学生、外国からの観光客なども増えてきており、異なる言語、文化、宗教など多様な人々が、お互いを尊重し、支え合いながら安心して暮らせる地域や社会を創っていく必要があります。

ま ち の 展 望

本町でも外国人が増加しており、今後は定住外国人も増加することが予想されるため、日本語教育や就学支援など、外国籍住民と共生できるコミュニティづくりが求められます。

⑥危機管理への対応

猛暑や線状降水帯による集中豪雨といった自然環境の変化が要因の異常気象、また、台風や地震、それにとまなう津波や液状化などの自然災害は、社会全体に大きな影響をもたらすことから、様々なリスクへの対応などの危機管理を行っていく必要があります。

近年、大規模な災害が頻発し、安全・安心な暮らしに対する関心が高まっており、防災・減災対策、地域での自助・共助の強化、国土の強靱化などに取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、人々の暮らしに大きな影響を与えたことから、新たな感染症へのリスク対応も求められます。

さらに地域社会の安全な暮らしを確保するための防犯対策や道路・交通環境の整備も重要となっています。

ま ち の 展 望

本町も南海トラフ地震や集中豪雨による被害が想定されることから、防災・減災対策のさらなる強化に向けて、自助・共助の推進、インフラの強靱化などが求められるとともに、熱中症や感染症など想定される様々なリスクへの的確な対応が求められます。

⑦新たな教育環境への対応

学校教育では外国語をはじめとした国際教育、情報活用能力を高めるICT教育、プログラミングなどの科学、技術、工学、芸術、数学の5つの領域の学習を推進し、実社会に対応していくためのSTEAM教育などが強化されています。

一方で、経済的に困窮する児童・生徒の増加、いじめや不登校への対応、部活動の地域展開など、教育を取り巻く環境は大きく変化し、学校、家庭、地域が連携して取り組んでいくことがより必要になってきています。

ま ち の 展 望

本町も、子ども一人ひとりの可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力の確実な育成とともに、学校、家庭、地域が連携して一人ひとりに寄り添い、子どもの自立と成長を支えることが求められます。

⑧産業活性化への対応

自動車産業をはじめとするものづくりが盛んな名古屋都市圏においては、リニア中央新幹線の開業により、一層のアクセス性の向上が期待されます。この利便性を活かし、他地域との差別化を図り、産業競争力の向上や新たな産業の創出など、産業振興策に取り組む必要があります。

生産年齢人口の減少が本格化し、人手不足が顕在化するなかにあっても、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人ひとりの労働の質や生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、日本全体の経済成長に向けた生産性の向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められます。

ま ち の 展 望

本町も、地域の企業や関係団体と連携して、女性を含め、働きやすい環境を整備するとともに、多様な働き方ができる機会を創出し、多様な人材が活躍できる環境づくりが求められます。

⑨効率的な行財政運営への対応

国、地方ともに財政状況がひっ迫するなか、行財政改革を進める一方で、持続可能な地域社会の構築に向けて、防災・減災対策の充実・強化、公共施設の適正管理、社会保障や子ども・子育て支援の充実、自治体DXの推進などの課題への取り組みをさらに強化させることが求められています。

そのために、DXによる業務の効率化、新地方公会計制度にもとづいた財務書類等の活用を推進するなどの財務マネジメントの強化、他の地方公共団体や地域・企業等の多様な主体と連携・協働の取り組みの深化が必要になるとともに、デジタル人材等の育成・確保も重要になっています。

ま ち の 展 望

小規模自治体である本町も、単独で諸課題を解決するには限界があり、広域連携や地域・企業等の多様な主体との連携を進めることが求められます。

また、諸課題の解決のための政策力を高めるための人材の育成・確保を進めることが求められます。

(3) 本町の主要課題

本町の特性や社会経済動向の変化、本計画の策定に向けて行った住民意識調査、団体等へのヒアリング調査などを踏まえ、今後のまちづくりの主要な課題は次のように考えられます。

主要課題 1 災害に強いまちづくり

近年は猛暑や集中豪雨など、異常気象による災害、台風や地震、それにとまなう津波や液状化などの災害が全国的に懸念されています。

本町は伊勢湾の沿岸部に位置し、員弁川(町屋川)と朝明川が流れる海拔ゼロメートル地帯で、台風による高潮、集中豪雨による洪水の危険性が高く、また、南海トラフ地震が発生した場合には揺れ、津波、液状化などによる建物やインフラへの甚大な被害が想定されるため、建物の耐震化や避難場所の確保、適切な避難行動の周知など、命を守る対応を強化する必要があります。また、災害時に迅速な被災状況の把握や復旧・復興を行っていくための防災DXなども進めていく必要があります。

さらに、住民においては、迅速な避難行動を行うため、避難行動要支援者の避難体制づくりを進めながら、避難訓練などの防災訓練を定期的に実施していくなど、災害リスクが高い地域の弱みを強みにして、地域の防災力の向上、住民の防災意識の高揚など、自助、共助の力をより一層高めていく必要があります。

主要課題 2 事故や犯罪のないまちづくり

本町には国道1号、国道23号などの幹線道路が通り、交通の利便性は高いものの、人口千人あたりの交通事故(人身事故)の発生件数が2.26件(令和5年(2023年))と県内で最も高くなっており、生活道路の整備、安全・安心な歩行環境の整備、交通安全施設の整備、交差点等の改良などが求められています。また、町内は人口増加等とともに民間による宅地化が進められていますが、小規模な宅地開発が進められてきたこともあり、狭い道路のままの市街地が形成され、通学路もこれらの狭い道路を通らざるを得ない状況であり、安全な通学路等を確保するため、安全・安心に歩行できる歩道等を整備するとともに、危険な箇所における交通規制や信号機の設置などを進めていく必要があります。

また、本町では自転車の盗難をはじめとする刑法犯認知件数が人口千人あたり7.0件で県内4位(令和5年(2023年))と高く、空き巣等の対策のための防犯カメラの設置、防犯パトロールなどの防犯対策を強化していく必要があります。また、最近では特殊詐欺などによる犯罪も増えていることから、被害を未然に防ぐための啓発活動も強化していく必要があります。

主要課題 3 子どもを育むまちづくり

全国的に少子高齢化が進むなか、次代を担う子どもは町の宝として健全に育成していくことが求められます。子どもが地域や社会との交流・体験などを通じて社会で生きていく力、未来を切り拓いていく力を高めるとともに、考える力を育てられるように教育の充実、学校施設・設備の充実を図っていく必要があります。

本町は子育て支援が充実し、子育てしやすい町として三重県下では評価されていますが、最近では保育ニーズの高まりや保育士不足が原因で待機児童が増加しており、その改善に向けて、早急に幼稚園の認定こども園化を進める必要があります。

今後は、町で育った子どもがいったん進学等で転出したとしても、いずれはUターンして本町に住みたいと思えるよう、まちの魅力を高めるとともに、定住して結婚、出産、育児をしたいと思える環境を整えていくことが求められます。

主要課題 4 元気に活躍できるまちづくり

全国的に超高齢社会が進むなか、企業の労働力の確保、年金や医療などの社会保障制度への不安などが懸念されています。そのため、高齢者も社会を支える一員として元気に活躍できるよう、就業機会の拡充や地域で支え合うボランティア活動への参加を促していく必要があります。そのため、高齢者が持つ知識の活用、新しいスキルの習得などができる生涯学習の機能を高める必要があります。

また、年齢を重ねても心身ともに健康で、生きがいを持って暮らしていけるように、各地域における健康づくり活動の充実、各種検診の受診率の向上に取り組むとともに、川越診療所などによる地域医療サービスの充実を図っていくことが求められます。

主要課題 5 地域によるまちづくり

町内の各種団体では、活動するメンバーの高齢化が進むとともに、地域コミュニティの希薄化が進み、自治会加入率の低下や地域活動の担い手不足など、地域とのかかわりを持ちたくない住民が増え、今後、地域活動が停滞する可能性があります。

子どもの頃から地域へのかかわりを持つ機会を増やし、地域への愛着や誇りを持ち、地域の構成員の一人として活躍できる裾野を広げていく必要があります。

主要課題 6 DXを活用したまちづくり

IoTやビッグデータ、AI、RPAなどの技術の発達により、公共サービス、ライフスタイル、働き方、ビジネスなどに革新をもたらしています。特に新型コロナウイルス感染症のまん延でデジタル化が急速に進展し、リモートワーク、キャッシュレス、さらにマイナンバーカードの普及などにより、人々の暮らしが大きく変化しています。

今後は、少子高齢化により、労働人口が減少していくことから、人材不足を補うためにもDXを推進していく必要があります。また、自治体においてもビッグデータの活用、AI、RPAの導入など、業務の効率化、省力化、サービスの向上などを図るスマート自治体を推進していく必要もあります。

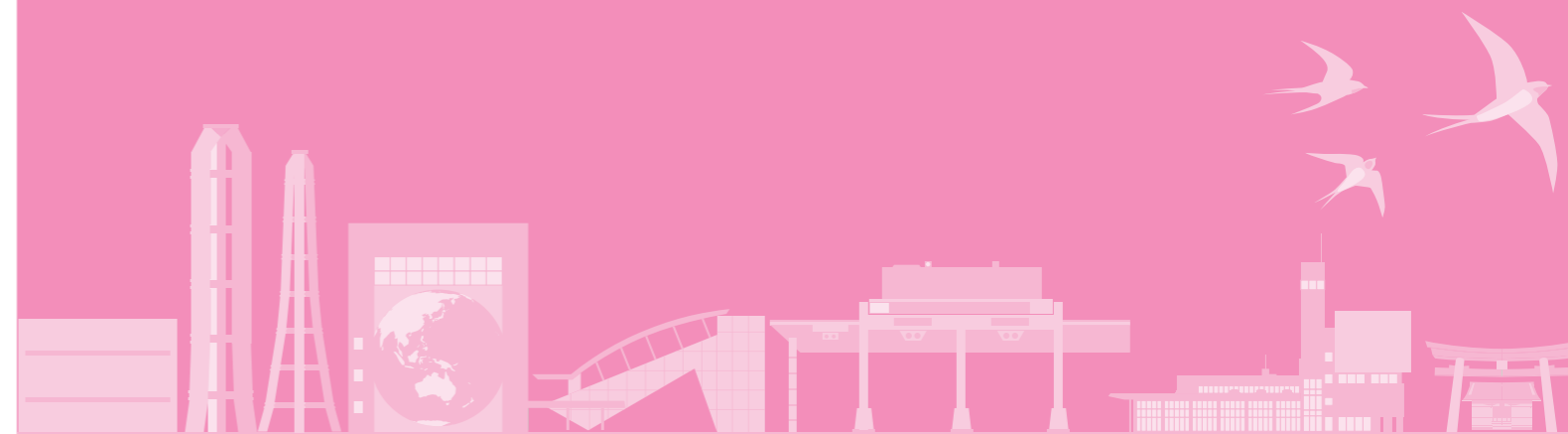
主要課題 7 行政サービスの向上

住民と行政の協働のまちづくりが進められるように、行政情報を迅速にわかりやすく伝えていく必要があり、これまでの広報紙だけでなく、SNSなどの情報発信ツールも活用して行政情報の周知を図っていくとともに、住民からも情報提供ができる双方向での情報発信を行うなど、住民ニーズに合った行政サービスを提供していく必要があります。

また、行政職員の専門能力の向上を図り、窓口での適切な対応を行うとともに、各種手続きの電子申請やキャッシュレスなどを進め、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

第2編

基本構想



Chapter

01

まちづくりの基本理念と将来像

Chapter

02

将来人口

Chapter

03

まちづくりの目標

01 まちづくりの基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

笑顔がつながるまちづくり

本町に住むすべての人が心身ともに健康で、日常生活のなかで「幸せ」や「豊かさ」を実感し、笑顔でふれあい・交流ができる、いつまでも笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

人と地域とつながるまちづくり

誰もが安心して暮らすためには、防災、防犯、子育て、福祉などのあらゆる面で、地域での助け合い、支え合いが必要です。世代を超えた住民同士の交流、地域の文化とのふれあいなどを通じて信頼関係を構築し、「人」と「人」、「人」と「地域」、「地域」と「地域」がつながるまちづくりを進めます。

未来につながるまちづくり

交通の利便性や地理的優位性、地域資源などを活かして、将来にわたり、いきいきと活動ができるまちづくり、次世代が育ち、一人ひとりが希望を持てる活気ある未来につながるまちづくりを進めます。

(2) まちの将来像

まちづくりの基本理念にもとづき、本町の将来像を「つながる笑顔 ず～～～っと暮らしたい町 かわごえ」とします。

将来像 キャッチフレーズ

つながる笑顔 ず～～～っと暮らしたい町 かわごえ

■めざすまちの姿

- 住民一人ひとりが笑顔で暮らせる、「人」と「人」、「人」と「地域」、未来にも笑顔がつながっていく幸福なまち
- 子どもからお年寄りまで、まちに愛着と誇りを持って、いつまでも暮らし続けたいと思えるまち

※ず～～～っとの「～」の部分は、本町の川や海をイメージするとともに、3つの山に、子どもから大人、お年寄りまで、三世代が長く暮らせるようにという思いを込めています。

02

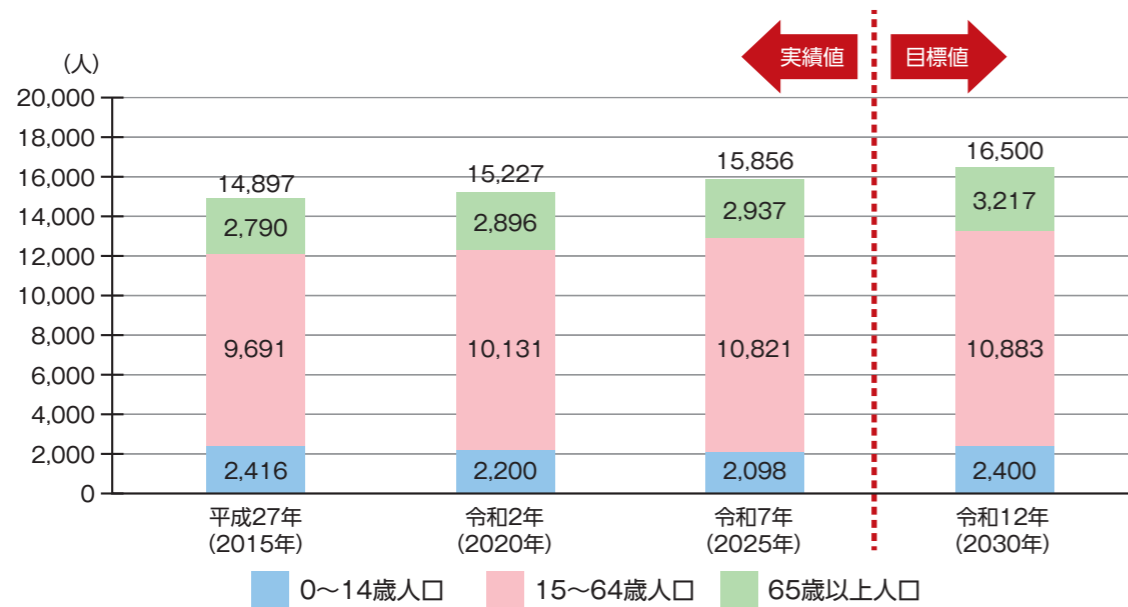
将来人口

全国的に人口減少、少子高齢化が進むなか、本町においては、今後25年程度は人口増加が続くことが推計されています。

今後もより一層の移住・定住の促進、健康づくりを通じた健康寿命の向上、子育て支援の充実などによる出生率の向上を図ることで、前期計画を引き継ぎ、将来人口については16,500人をめざします。

また、令和12年(2030年)の年齢3区分別人口については、年少人口(0歳~14歳)14.5%、生産年齢人口(15歳~64歳)66.0%、老年人口(65歳以上)19.5%を想定します。

将来人口(目標値)
 令和12年(2030年)
16,500人

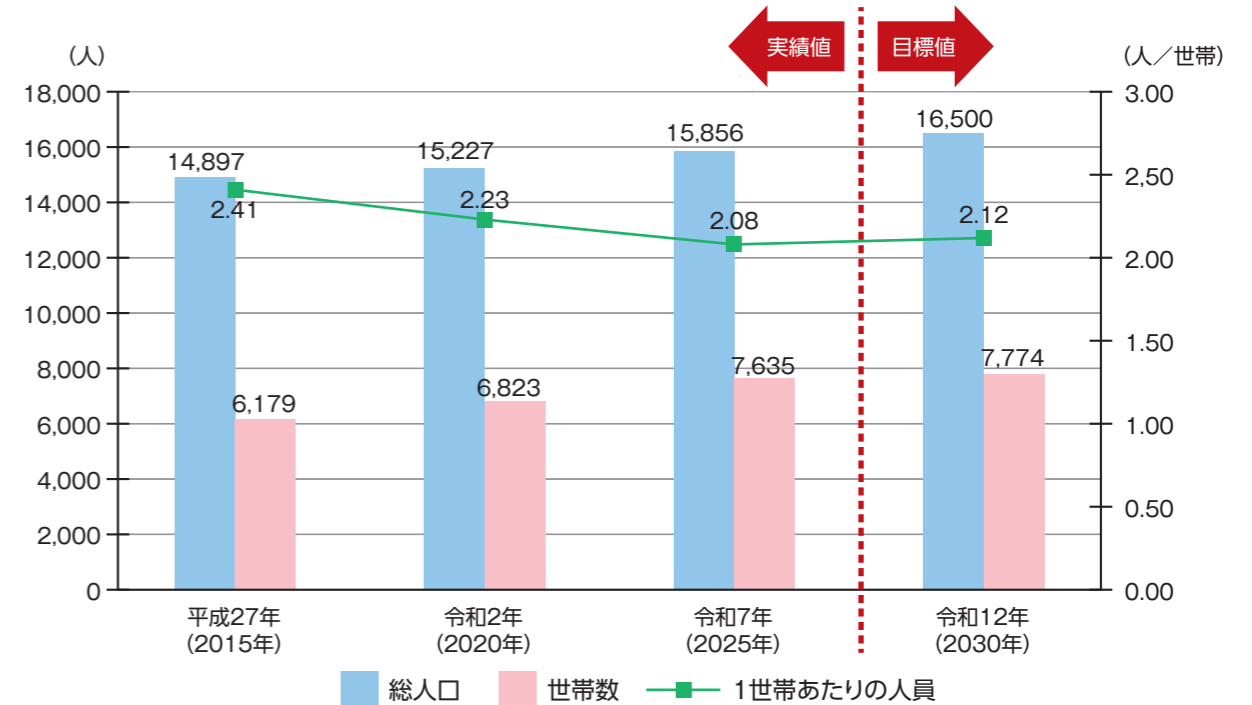


	実績値			目標値
	2015年	2020年	2025年	2030年
人口(全体)	14,897人	15,227人	15,856人	16,500人
0~14歳人口	2,416人	2,200人	2,098人	2,400人
15~64歳人口	9,691人	10,131人	10,821人	10,883人
65歳以上人口	2,790人	2,896人	2,937人	3,217人
0~14歳人口比率	16.2%	14.5%	13.2%	14.5%
15~64歳人口比率	65.1%	66.5%	68.3%	66.0%
65歳以上人口比率	18.7%	19.0%	18.5%	19.5%

資料:実績値は住民基本台帳人口(10月1日現在)

なお、令和12年(2030年)の世帯数は7,774世帯、1世帯あたりの人員は2.12人になることをめざします。

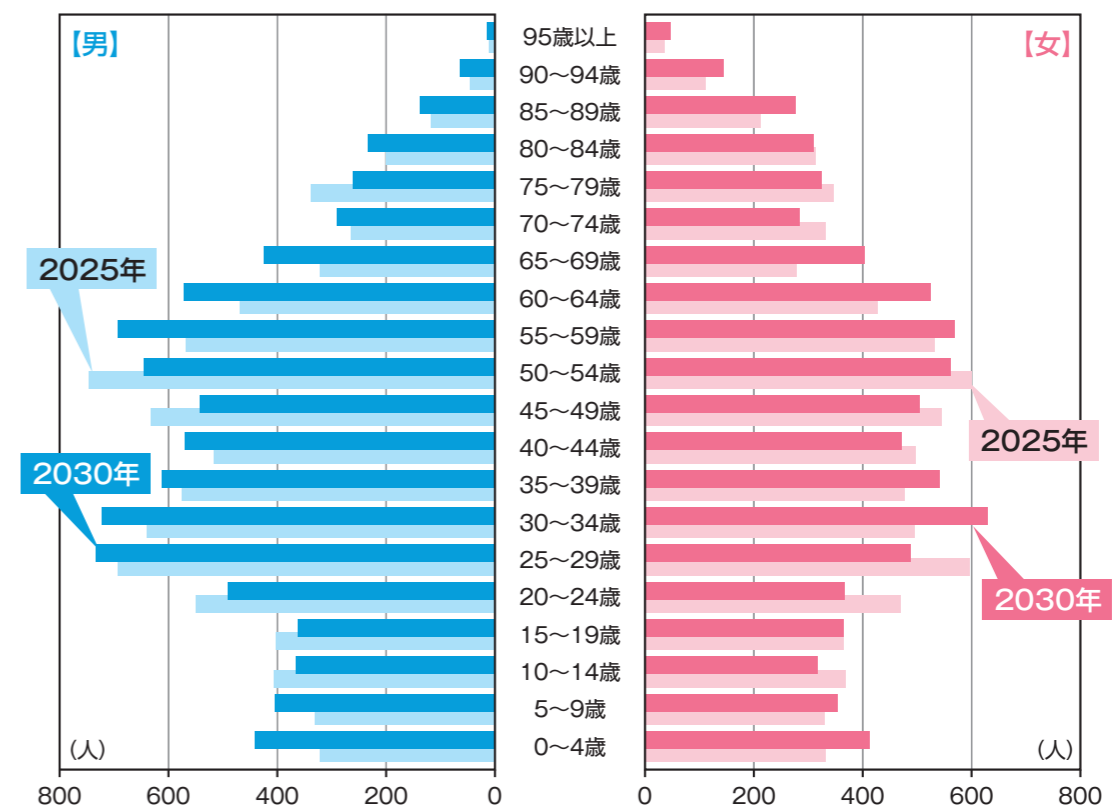
図表 将来の人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推計



資料:実績値は住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

また、男女5歳階級別人口をみると、令和12年(2030年)には、男性は25歳~29歳、30歳~34歳、55歳~59歳の人口が、女性では30歳~34歳、55歳~59歳の人口が多くなっていくことを想定します。

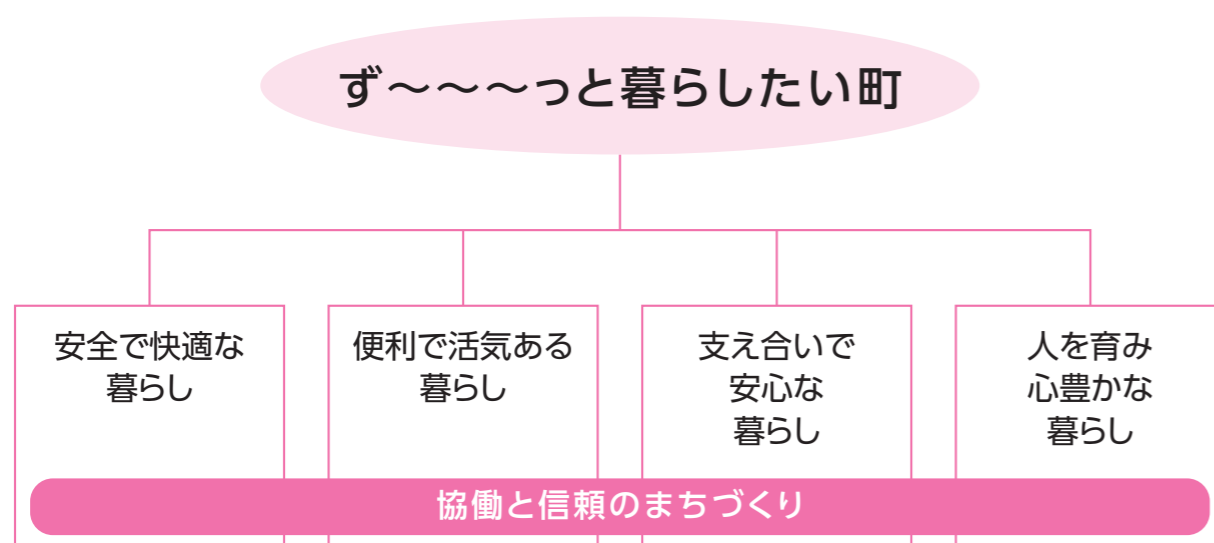
図表 将来人口の人口ピラミッド(令和7年(2025年)-令和12年(2030年)比較)



資料:実績値は住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(1) まちづくりの目標

まちの将来像で掲げた、「ず〜〜と暮らしたい町」を実現するために「安全で快適な暮らし」、「便利で活気ある暮らし」、「支え合いで安心な暮らし」、「人を育み心豊かな暮らし」の4つの暮らしができるまちづくりをめざすとともに、この4つの暮らしを支えるために、「協働と信頼のまちづくり」を進めます。



安全で快適な暮らしができるまちづくり

洪水や津波などの災害に対する不安を軽減するために、河川、雨水排水施設などの治水対策の充実、津波避難体制や防災情報システムの充実など、防災・減災対策の強化により、まちの安全性を高めるとともに、交通事故や犯罪の発生を防ぐ取り組みを強化し、安全な暮らしができるまちをめざします。

また、完備した上下水道の安定維持、公害防止、リサイクルとごみ減量化の推進など、環境と共生した快適な暮らしができるまちをめざします。

便利で活気ある暮らしができるまちづくり

幹線道路と鉄道を有する優れた広域交通体系に加えて、市内の道路環境や公共交通の充実を図るとともに、市街地の住環境を整備し、今後も新しい住民を呼び込むことができる便利なまちをめざします。

また、優れた交通条件や地理的特徴、増加する人口という本町の優位性を活かし、工業・商業等の産業活動が活発に展開され、活気ある暮らしができるまちをめざします。

支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

充実した子育て支援施策がすべての子育て世帯に行き届くように、きめ細かい相談支援体制を充実し、安心して子育てできるまちをめざします。

また、いつまでも元気に暮らすことができるように、検診体制及び保健指導の充実や住民の主体的な健康づくりを推進するとともに、住民、医療・介護関係者、活動団体、企業、行政などの多様な主体の連携により、支え合い・助け合う仕組みを構築し、誰もが孤立することなく適切な支援を受けながら安心して暮らせるまちをめざします。

人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

子ども一人ひとりの個性や能力を育むきめ細かい教育ができる環境を充実するとともに、地域の様々な人々とのかかわりのなかで、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進め、これからの地域を担う人が育つまちをめざします。

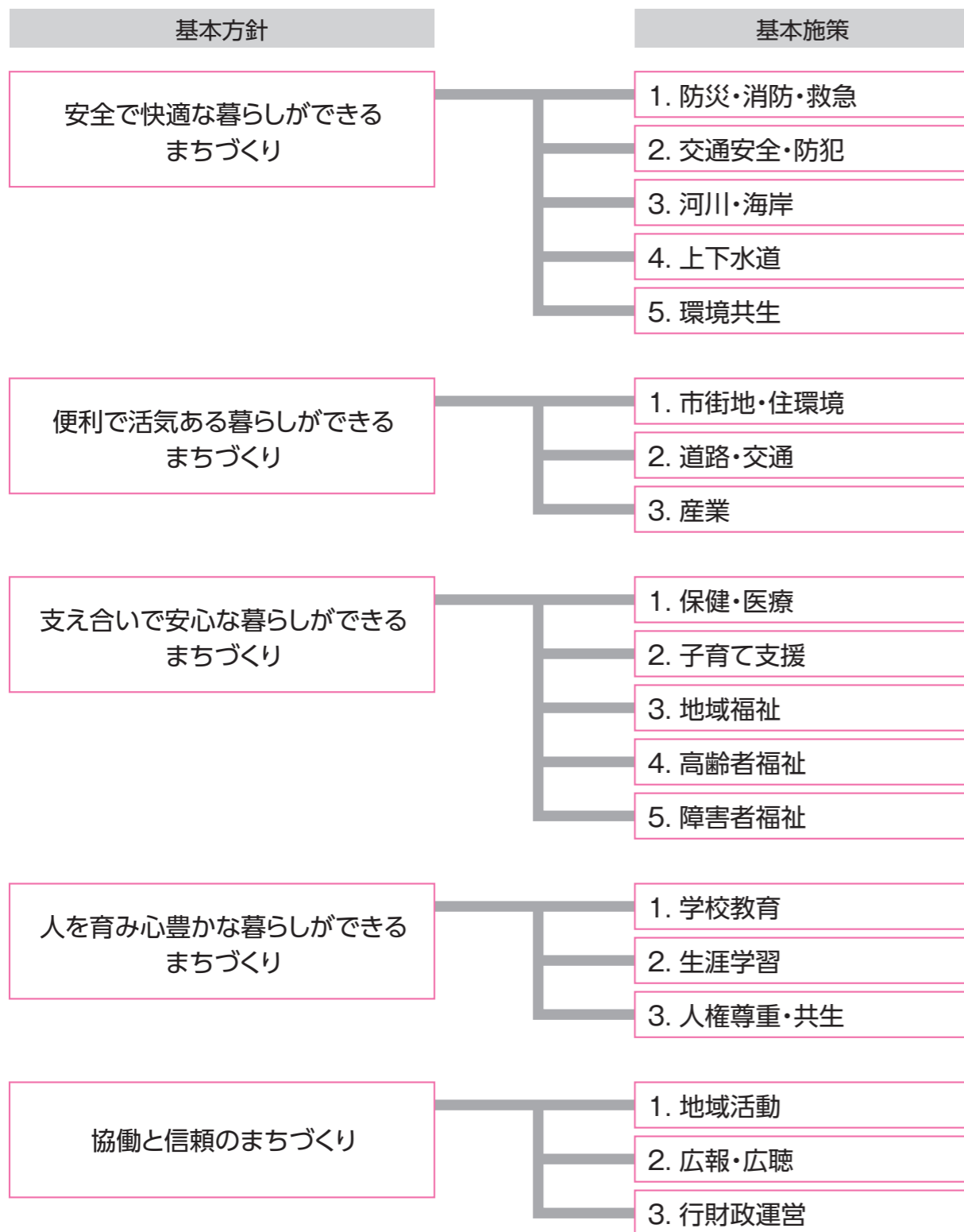
また、団体・グループによる文化・スポーツ活動を促進し、誰もが気軽に参加できる機会を充実させるとともに、様々な活動を通じて多様性を尊重し合える地域社会づくりを進め、心豊かな暮らしができるまちをめざします。

協働と信頼のまちづくり

自治会などの地域団体や自主的な活動団体・グループの活動が活発に展開されるとともに、地域の課題を共有し、解決に向けてともに取り組んでいく協働のまちづくりをめざします。

広報・広聴の充実などにより、住民と行政との情報交流を円滑にするとともに、行財政改革に継続して取り組み、安定した財政基盤を確保し、必要な事業を確実に進め、信頼される行政運営をめざします。

(2) 施策の体系



第3編 基本計画

Chapter
01 重点施策

Chapter
02 部門別計画

01 重点施策

重点施策

重点施策は、本町の将来像である「ず〜〜と暮らしたい町」を実現するために、5つの基本方針にもとづいて施策、事業を進めながら、各部門別施策を総合的な視点で捉え、関係課が連携しながら、今後5年間で重点的に取り組んでいく方針を取りまとめています。

重点施策 1 安全・安心なまちづくりの推進

1 施策方針

- 災害の危険性が高い地域であることを住民と行政が共有し、自助・共助・公助の考え方、役割分担にもとづいた高い防災意識を持って防災対策に取り組めます。
- 交通安全や防犯力向上に向けた取り組みを住民との協働で進めます。

2 施策の方向

①地震・津波対策の強化に向けた取り組みを進めます。

- ・木造住宅の耐震化や除却、家具の固定、耐震シェルターの設置、倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却などへの支援を継続的に行います。
- ・津波などの災害から住民が避難できるように、町内外において避難する場所や施設の拡充を図るとともに、迅速な避難行動ができるように訓練を継続的に行います。
- ・狭あい道路の改善を進めるとともに、緊急輸送道路や役場と緊急輸送道路を結ぶ生活道路等における電線の地中化や電柱の移設などを検討します。

②防災・減災体制を強化します。

- ・各地域の自主防災組織が中心となって防災訓練を継続的に実施し、住民の防災意識の向上を図るとともに、新たな人材の確保に努めながら自主防災組織の強化を図ります。
- ・各地域と連携しながら、障害者・高齢者等の避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難計画を策定します。
- ・災害備蓄品の充実など、避難所での生活環境の向上に取り組むとともに、避難所以外での避難生活も想定した対策を進めます。
- ・被害認定調査システム、避難所管理システム、被災者生活再建支援システムなどの防災DXを進めます。

- ・広域避難に向けた体制づくりや訓練を実施するとともに、国や他の自治体等からの応援職員の受入体制を強化します。
- ・災害時等の非常時でも業務を停滞させることなく、早期に再開ができるように、定期的に訓練を実施しながら、業務継続計画及びマニュアルの見直しを行うとともに、優先的な業務を継続できる体制づくりを進めます。

③住民の避難行動に向け、防災情報を発信します。

- ・災害時に正確な情報を把握するため、住民からの情報提供、防災カメラ、ドローンなどの情報収集体制を強化するとともに、住民の避難行動を促すため、多様な手段で災害情報や避難情報などの防災情報を発信します。

④河川・海岸、雨水排水路の整備を進めます。

- ・河川・海岸の堤防強化、河床の浚渫、河川敷等の雑木撤去などを進めます。
- ・台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、川越排水機場等の計画的な点検、改修、更新及び修繕などを行うとともに、排水能力を高める雨水排水路の整備を計画的に進めます。

⑤交通事故の防止対策を進めます。

- ・通学路や交通量の多い道路を点検し、カーブミラーやカラー舗装、歩行者専用舗装などの交通安全施設の設置や修繕、更新などを行います。
- ・自動車・自転車の運転技術や運転マナーを向上させるため、階層別の交通安全教室などを開催します。

⑥防犯対策を強化します。

- ・防犯カメラやLED防犯灯の効果的な設置や維持管理を行うとともに、青色回転灯装備車によるパトロール活動や企業等とも連携した自主防犯隊などによる見守り活動を進めます。
- ・特殊詐欺などによる被害を防止するため、四日市北警察署等と協力しながら、啓発活動を実施するとともに、特殊詐欺防止装置の購入支援を行います。

重点施策2 子どもを育むまちづくりの推進

1 施策方針

- 子育て世代にとって魅力的なまちとなるように、住民、団体、事業者等、地域全体で協力・連携して子育てを応援します。
- 次代を担う子どもたちがともに学び、健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

2 施策の方向

①子育て支援を充実・強化します。

- ・多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園の開設をはじめ、時間外保育、障害児保育、病児保育などの多様な保育サービスを提供するとともに、保育士の待遇改善など必要な保育士の確保に努めます。
- ・子育て支援機能を充実させるため、子育て世帯への訪問支援、ショートステイ、一時預かり、こども誰でも通園などを進めます。
- ・子育てに関する相談や子どもが遊べる場所、子どもが受診できる医療機関など子育てに関する情報を手軽に入手できる方策を検討します。

②子どもの健全育成を強化します。

- ・児童の放課後の居場所として、学童保育事業や児童館運営事業を推進するとともに、新たに各小学校区に放課後子ども教室を開設します。
- ・子どもの健全育成を図るため、こども食堂や学習支援などを実施する団体等を支援します。

③一人ひとりに寄り添う教育を充実します。

- ・「豊かな心」が培われる教育、非認知能力を高める教育を充実します。
- ・一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育を行うため、日本語指導員や特別教育支援員などの配置を充実します。
- ・不登校の児童・生徒が校内に通うことができる場を確保するなど、居場所づくりや相談支援体制等を強化します。
- ・経済的な理由で就学が困難な児童・生徒も平等に教育が受けられるように支援します。

④青少年健全育成を推進します。

- ・地域での三世代ふれあい活動、子ども110番の家活動、補導パトロール活動などの青少年育成活動を支援します。

重点施策3 元気に活躍できるまちづくりの推進

1 施策方針

- 若年層からの健康づくりに取り組み、高齢になっても社会活動や趣味の活動、経済活動など、生きがいを持って元気に活躍できるように支援します。

2 施策の方向

①疾病予防を推進します。

- ・生活習慣病や重症化を予防するため、各種検診・特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、適切な生活習慣への改善に向けた栄養指導や保健指導を強化します。
- ・川越診療所と町内外の医療機関と病診連携、診診連携を強化し、安心して医療が受けられる体制を充実します。

②住民の健康づくりを推進します。

- ・地域に根ざした健康づくり活動とともに、若年層への健診に関する周知活動を継続的に進めます。
- ・生活習慣病予防を図るため、健康づくり活動を行う団体を中心に、住民主体の運動教室などを実施します。
- ・保健・教育・福祉等が連携しながら、健やかで豊かな食生活を実践できるよう食育を推進します。
- ・自殺対策として、メンタルパートナーの育成や高齢者、こどもの居場所づくり、生活困窮者や労働者への相談支援を実施します。

③社会活動への参加を促進します。

- ・ボランティア活動拠点施設「ささえあい」を中心に、活動団体への支援やボランティアに関心のある人の発掘を行うなど、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・多くの人が生涯学習や生涯スポーツ、文化活動などに参加することができるように、教室や講座の活動内容の充実とともに、施設の充実を図ります。
- ・子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全など、地域での住民同士の支え合い活動を広げるため、多様な世代の交流の場づくりを行うとともに、各種団体やボランティア活動の紹介やマッチング、担い手の育成などを行います。
- ・高齢者が持っている経験や能力を活かし、就労できる機会づくりや地域社会で活躍できる場所づくりを支援します。

重点施策4 地域によるまちづくり活動の推進

1 施策方針

- 持続可能な地域をめざし、住民誰もが地域への関心を持ち、地域への愛着、誇りを高め、地域活動の担い手として活躍できるように支援します。
- 住民同士が交流し、つながりをつくる活動の支援を強化するとともに、行政と住民、団体、企業等との協力・連携をより一層深め、協働と信頼へとつながる取り組みを推進します。

2 施策の方向

①地域活動を支援します。

- ・自治会活動の紹介、自治会加入の促進などを自治会と行政が協働で行います。
- ・地域への愛着、誇りなど、シビックプライドの醸成につながる自主的な活動・取り組みを支援します。
- ・地域活動の楽しさと住民同士の支え合いの必要性や重要性を伝えつつ、三世代ふれあい活動事業や地域の行事・イベントなどを支援し、世代を超えた住民同士のつながりづくりを進めます。

②協働のまちづくりを推進します。

- ・「まちづくり活動団体助成事業」を継続し、自主的、持続的な活動を支援します。
- ・若いまちづくり人材を育成するため、学生や若者も気軽にまちづくりに参加できる機会づくりを進めます。
- ・町内外の企業やNPOなどと連携し、民間の持つ技術やノウハウを活かした公民連携の取り組みや企業のCSR活動を推進します。
- ・住民や企業の誰もが気軽にボランティア活動などに参加し、活動できるように、人材を必要とする団体等とのマッチングの仕組みづくりを進めます。

重点施策5 DXを活用したまちづくりの推進

1 施策方針

- DXを活用し、行政サービスの向上を図るとともに、業務改善、効率化による将来的な人材不足への対応など、健全な行財政運営を進めます。

2 施策の方向

①ICTの活用を推進します。

- ・小中学校におけるICTを活用した効果的な授業を推進するため、タブレット端末の更新と通信環境の全面的な見直しを進めます。
- ・ふれあいバスの運行状況のリアルタイム発信など、公共交通のDXを進めます。
- ・地域の回覧板などのデジタル化を支援し、自治会活動の効率化と負担軽減を図ります。

②業務のデジタル化を推進します。

- ・業務の効率化に向け、生成AIの導入や翻訳アプリの拡充など行政事務のDXを進めます。
- ・住民の利便性の向上のため、「書かない窓口」の導入を進めるとともに、いつでも施設予約、納税、届出などできるよう、各種手続きの電子申請化、キャッシュレス化などを進めます。
- ・公式LINEを活用し、リアルタイムで防災情報や防犯情報の発信を行うとともに、住民からの通報機能などを活用し、情報の受発信体制を強化します。
- ・役場の組織や業務の変革を図るため、AI、IoT、RPAなど最先端のデジタル技術の導入を積極的に進めるとともに、DXを推進するデジタル人材の育成を行います。

02

安全で快適な暮らしが
できるまちづくり

基本施策

1

防災・消防・救急

施策の
めざす姿

- 風水害、地震・津波対策などの防災・減災対策が進み、災害に強いまちが形成され、災害発生時に住民の生命や財産を守ることができるとともに、行政から確実に情報が届くなど、住民が不安を感じることなく安全・安心に暮らすことができます。
- 自らの命は自らが守るという「自助」、地域において互いに助け合うという「共助」、行政が住民等に対して救助活動や支援物資の提供などの公的支援を行う「公助」の考え方にもとづき、住民、企業等及び行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携して取り組んでいます。
- 四日市市消防本部と消防団が連携し、火災や災害、救急の非常時に対応できる高い消防・救急・救助の技術を持った消防・救急体制が整っています。



これまでの実績

- 水害対策の強化に向けて、県に継続的な要望を行い、朝明川、員弁川(町屋川)の両河川や海岸の堤防機能の強化、河床の浚渫などの事業が進められました。
- 高潮ハザードマップを新たに作成するとともに、洪水・津波ハザードマップ及び防災ガイドブックを更新し、これらをセットにした防災マップを各戸に配布しました。
- 住宅の耐震強化に向け、補助制度の拡充を図るとともに、個別訪問や広報等で啓発して耐震診断の件数を増やし、耐震性のない住宅やスロッキ塀等の除却や住宅の耐震補強工事を進めました。
- 南海トラフ地震による津波に備え、津波避難施設の整備を進めるとともに、自治会と協力し、津波避難施設への避難訓練等を行いました。
- 外国語にも対応した防災マップを作成し、災害時の避難行動、防災情報の入手方法、避難場所の周知を行うとともに、家族で避難所に1泊する体験型避難所設営訓練を実施するなど、災害に備えるための意識啓発を行いました。
- 大規模災害発生時に町外からの応援職員を円滑に受け入れるための受援計画を策定しました。
- 四日市市に消防事務を委託し、火災発生時の迅速な消火や事故や急病等の対応を行うとともに、消防団の車両や装備の整備、団員の訓練などを実施しました。
- 避難行動要支援者について、毎年名簿の更新を行うとともに、自治会と協力・連携し、要支援者の避難を支援する個別支援計画(個別避難計画)の作成を進め、一部の地域で作成しました。



今後の課題

- 令和7年(2025年)3月に国が公表した南海トラフ地震の被害想定結果の公表を受け、県独自の南海トラフ地震の被害想定を作成を進めており、県の被害想定の結果にあわせて本町の地域防災計画やハザードマップの見直しを行っていく必要があります。
- 県に対して引き続き、朝明川の未着手区間の堤防強化、継続的な河川の浚渫等の要望を行うとともに、老朽化した町の施設の維持管理などを行っていく必要があります。
- 地震から住民の生命と財産を守るため、引き続き住宅等の耐震補強、家具の固定などについて周知・啓発を行う必要があります。
- 自助・共助による防災意識の高揚を図るため、地域における継続的な防災訓練を実施するとともに、防災・災害情報の発信手段の適正な運用管理などを進める必要があります。
- 能登半島地震での対応を踏まえ、被害状況を表示するマッピングシステム、被災者の被害状況や支援状況が一元的に管理できる被災者生活再建支援システムや迅速な被害認定を行うための被害認定調査システム、避難所管理システムなどの防災DXを進める必要があります。
- 効果的な消防団活動を行うため、新たな団員の育成や機能別消防団員等の確保などを行っていく必要があります。
- 適切な応急処置を行うことができるよう、職員・住民等への救命講習等を定期的に行う必要があります。
- 避難行動要支援者に対する個別支援計画(個別避難計画)の策定を町内全体で進めるため、地域での計画作成を支援する必要があります。



目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
耐震補強(除却含む。)件数	件	56	91	106	156
スロッキ塀等除却件数	件	11	43	61	111
自主防災組織防災訓練参加・実施回数	回	13	16	20	30
防災行政無線個別受信機貸与台数	台	2,720	2,543	2,550	2,600
消防団員数	人	118	112	118	118

① 水害対策の推進

- 新たに内水氾濫のハザードマップを作成するとともに、住民が適切な避難行動をとれるように、各種ハザードマップを活用した防災講演会の開催などハザードマップの周知を継続的に進め、避難意識の高揚を図ります。
- 河川・海岸の堤防強化、河床の浚渫、河川敷等の雑木の撤去などを県等に働きかけ、適正な維持管理に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
河川整備事業	県に朝明川、員弁川(町屋川)の河床の浚渫や堤防機能の強化を働きかけるなど、適正な河川管理を行います。
海岸堤防整備事業	県に海岸堤防の機能強化を働きかけるなど、適正な海岸堤防の管理を行います。
内水氾濫ハザードマップ作成事業	内水浸水想定区域図をもとに、内水氾濫ハザードマップを作成し、住民へ配布します。

② 地震・津波対策の推進

- 大規模地震発生後の津波から迅速な避難ができるように、朝日町や四日市市などの高台や津波の指定緊急避難場所等への避難訓練を継続的に実施します。
- 津波などの災害から一人でも多くの命を守るため、町内外の事業所などにも協力を得ながら住民が避難する場所や施設の拡充を図ります。
- 三重県の南海トラフ地震の被害想定結果を受けて、津波ハザードマップを更新し、住民が迅速な避難行動を取れるよう周知・啓発を行います。
- 国・県の木造住宅の耐震化補助制度の拡充を受けて、引き続き、広報や個別訪問により制度のメリットを周知し、木造住宅の耐震化を促進するとともに、家具固定事業や耐震シェルター設置費補助事業など地震から命を守る取り組みを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
木造住宅耐震診断等事業	旧耐震基準の木造住宅を対象に、無料で耐震診断を行います。
木造住宅耐震補強設計・補強工事補助事業(除却を含む。)	耐震診断の結果、倒壊のおそれのある木造住宅に対して、補強設計・補強工事・除却に要する費用を補助します。
ブロック塀等除却事業	耐震性のないブロック塀等の除却に要する費用を補助します。
耐震シェルター設置補助事業	地震による旧耐震基準の住宅の倒壊から居住者の命を守るため、耐震シェルターを設置する費用を補助します。
災害時要援護者宅家具固定補助事業	地震による家具の転倒から居住者の命を守るため、災害時要援護者宅の家具固定を行います。
津波避難訓練事業	津波から迅速な避難ができるように、高台や指定緊急避難場所等への避難訓練を継続的に実施します。
津波ハザードマップ更新事業	県の南海トラフ地震の被害想定結果を踏まえ、津波ハザードマップを更新し、住民が迅速な避難行動を取れるよう周知・啓発を行います。

③ 防災・減災体制の強化

- 自助・共助による防災体制の強化に向け、各地域の自主防災組織が中心となって継続的に子どもも含めた防災訓練を実施しながら、住民の防災意識の高揚と、今後の自主防災組織の人材育成を図ります。
- 障害者・高齢者等の避難行動要支援者を把握し、個々の状況に応じた避難方法や援助者を定める個別避難計画の策定を各地域と連携しながら進めます。
- 避難所での生活環境の向上を図るため、スライバシーの確保、熱中症対策などの課題の解消と備蓄の拡充などを図ります。また、避難所以外の避難を選択する方の車中泊避難ガイドブックの作成や避難所以外の避難者の把握など、分散避難対策を検討します。
- 大規模災害に備え、協定を締結した三泗地区1市3町と三重県との広域避難体制の実効性を高めるため、避難場所の確保、実施要領及びタイムラインの作成に向けて、5者間で継続的な協議を実施します。
- 能登半島地震での教訓を踏まえ、被災者生活再建支援システム、被害認定調査システム、避難所管理システムなどの防災DXを進めるとともに、国や他の自治体等からの応援職員の受入体制の確保など受援計画の見直しを計画的に進めます。
- 災害時における代替水源の確保の手段として地下水を利活用するため、既設の井戸について災害時協力井戸としての登録を推進するとともに、指定避難所等への公共井戸の設置についても検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
防災訓練事業	自助・共助・公助のそれぞれによる防災・減災体制の強化、防災知識の向上を図るため、災害経験や国・県の指針を踏まえた訓練を実施します。また、小学校、中学校、高等学校など若年層対象の防災教育を兼ねた訓練も検討します。
自主防災組織防災訓練事業	共助による防災・減災体制の強化のため、各地域の自主防災組織を中心とした防災訓練事業の実施を支援します。
自主防災組織強化事業	共助による防災・減災体制の強化のため、防災訓練、講演会、防災士の資格取得などに要した費用を補助します。
災害用備蓄品拡充事業	災害時に備え、避難所等における食料品、飲料水、防災資機材その他備蓄品の拡充に努め、避難所内の生活環境の向上を図ります。
災害時受援計画更新事業	災害発生時に応援が必要な業務に対して応援職員を迅速に要請できる体制を構築し、応援職員を円滑に受け入れることができるよう災害時受援計画の定期的な見直し、更新を行います。
防災DX導入事業	能登半島地震での教訓を踏まえ、被災者生活再建支援システム、被害認定調査システム、避難所管理システムなどの防災DXを進め、災害対応の円滑化に努めます。
広域避難訓練事業	三泗地区1市3町と県との広域避難体制の実効性を高めるため、広域避難訓練を行います。
避難行動要支援者個別支援計画策定推進事業	災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援を地域で行えるよう各地域で策定する個別支援計画の策定を推進します。

④ 防災・災害情報の受発信体制の強化

- ハザードマップ、広報紙、防災行政無線(屋外子局・個別受信機)、行政情報番組、公式LINE、メール配信サービスなどの多様な手段で防災・災害情報の発信に努めます。また、複数の情報発信手段で同時発信できるように情報連携の仕組みづくりを進めます。
- 正確な情報を把握するために、住民からの情報提供、防災カメラ、ドローンの活用などによる情報収集体制を強化するとともに、防災カメラ等の画像を町のホームページでリアルタイムに公開し、住民の避難行動を促します。

【主な事業】

事業名	事業内容
住民向けメール・公式LINE配信事業	災害発生時に住民が必要な情報を迅速かつ確実に受け取れる環境を整備し、避難情報や警戒レベルなどをタイムリーに発信することで、初動対応の遅れを防ぎ、適切な避難行動を支援します。
防災行政無線個別受信機貸与事業	防災行政無線の受信体制の向上のため、町内の各世帯、事業所に対し個別受信機を貸与します。
災害時無線通信システム整備事業	令和11年(2029年)のMCA無線のサービス終了にともない、災害応急対応に必要な代替の通信手段を検討し、導入します。

⑤ 消防体制の充実

- 消防団員を確保するとともに、企業・学校等と連携し、消防団の活動を補完する機能別消防団員の確保に努めます。
- 消火栓等の消防水利施設の確保、消防車両の更新や適正な維持管理、消防機材の充実などを図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
常備消防委託事業	四日市市に消防事務の委託を行い、消防体制の充実を図ります。
消防水利施設整備事業	四日市市北消防署朝日川越分署と連携し、必要となる場所への消火栓の新設や改良を行うとともに、既存消火栓の適正な維持管理を行います。
消防車両整備事業	火災発生時や災害時に消防団員が迅速に出動できるよう消防車両を維持管理するとともに、適正な時期に順次更新を行います。
消防団の装備充実事業	移動系の防災行政無線を適正に管理するとともに、消防庁が定める基準に適合した装備品を消防団に配備します。

⑥ 救急体制の充実

- 適切な応急措置ができるように救急救命士や救急救命指導員を育成するなど、安心できる救急体制の充実を図ります。
- 住民が適切な応急措置や迅速な通報ができるように、普通救命講習の実施やAEDの使用方法等の啓発を行うとともに、救命措置等を行ったバイスタンダーのケアに努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
常備消防委託事業	四日市市に消防事務の委託を行い、救急体制の充実を図ります。
救急救命啓発事業	消防団員や職員の救急救命知識の向上のため、普通救命講習を実施するとともに、地域の防災訓練等においてAEDの使用方法などの啓発を行います。

関連計画

- ・川越町地域防災計画 ・川越町建築物耐震改修促進計画 ・川越町国土強靱地域計画
- ・川越町災害時受援計画

部門別計画 基本方針① 安全で快適な暮らしができるまちづくり

基本施策 2 交通安全・防犯

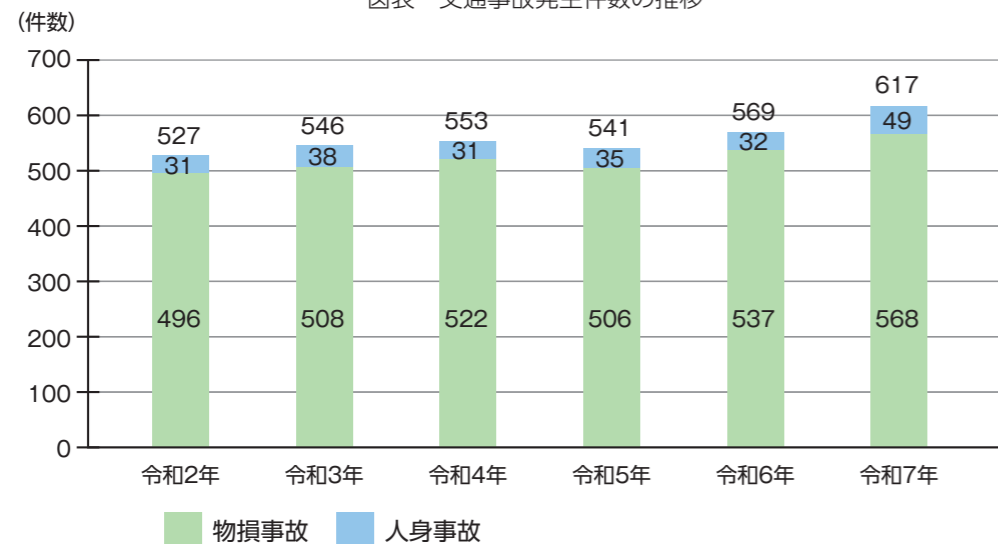
施策のめざす姿

- 住民一人ひとりが、交通安全や防犯に対する意識を高め、地域と行政が協力し、安心して生活することができています。
- 交通安全施設や防犯施設が適正に整備され、交通事故や犯罪が発生しにくいまちが形成されています。

これまでの実績

- PTAや地域からの意見を踏まえ、見通しの悪い交差点などにカーブミラー等の交通安全施設を設置するとともに、定期的に道路パトロール等を実施し、既存施設の劣化・破損状況に応じて修繕を行いました。また、児童の下校時に巡回員を配置するスクールサポート事業を実施しました。
- 四日市北警察署や四日市北地区交通安全協会川越支部などの関係団体と連携し、高齢者への交通安全教室の開催や交通事故防止の啓発などを行いました。
- 犯罪の抑止力を高めるため、防犯カメラを新たに58台設置し、全99台での運用を行うとともに、必要箇所へのLED防犯灯の新設及び維持管理を行いました。
- 高齢者の特殊詐欺や悪質な電話勧誘等による被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止装置購入者への補助を実施しました。

図表 交通事故発生件数の推移



資料:防災安全課

今後の課題

- 交通事故の未然防止を図るため、設置されたガードレール、カラー舗装などの交通安全施設の劣化・破損状況等を点検し、適正に維持管理をしていく必要があります。また、宅地開発や建て替えにより、新たな危険箇所の発生が想定されることから、継続的に危険箇所の改善を行うとともに、スクールサポートの体制を定期的に見直し、交通安全と防犯の見守り活動を続けていく必要があります。
- 異常気象(気温上昇、豪雨、大雪など)を想定した通学路の安全性や登下校の判断基準を検討する必要があります。
- 誰もが安全・安心に自転車や徒歩で通行できるようなまちづくりや、高齢者ドライバーの交通事故防止対策に取り組む必要があります。
- 自転車等による事故を防止するため、自転車運転の交通安全講習を実施していく必要があります。
- 全国的に空き巣や特殊詐欺などが増えており、防犯対策についての継続的な周知・啓発を行う必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
犯罪発生率	件/千人	8.03	8.35	7.84	5.81
交通事故発生率	件/千人	2.66	2.04	1.96	1.25
特殊詐欺防止装置補助申請件数	件	令和5年度 事業開始	8	10	20

①交通安全の推進

- 交通事故を防止するため、自治会やPTA等からの要望をもとに通学路や交通量の多い道路の危険箇所を点検し、ガードレール、カーブミラー、カラー舗装など交通安全施設の設置や修繕、更新などを行います。
- 高齢者の運転技術や自転車の運転技術の再確認、自動車・自転車の運転マナーの向上などのため、階層別に交通安全教室などを開催します。

【主な事業】

事業名	事業内容
運転者交通安全事業	高齢者等を対象に運転技術の再確認などの交通安全教室等を行うとともに、児童の交通事故を防止するため、小学6年生を対象に安全な自転車の乗り方教室を行います。
交通安全啓発事業	交通事故を防止するため、警察や四日市北地区交通安全協会川越支部その他関係団体の活動を通じて、地域での広がりのある交通安全思想の普及・啓発を図ります。
交通安全施設整備事業	交通事故を防止するため、カーブミラーなどの交通安全施設を必要な箇所に設置するとともに、適切な維持修繕を行います。
スクールサポート事業	児童の下校時に巡回員を配置して交通事故や犯罪の発生を防ぎます。

②防犯対策の推進

- 防犯体制の強化を図るため、安全なまちづくり推進協議会において、四日市北警察署、四日市北地区防犯協会、住民、各種団体、行政間における防犯の取り組みや方針などを共有し連携を図ることにより自主防犯活動を効果的に実施します。
- 犯罪発生を抑止するため、各種防犯対策の周知・啓発を行うとともに、青色回転灯装備車によるパトロール活動、地域や町内企業が組織する自主防犯隊、安全・安心の見守り協定締結企業等による見守り活動を促進します。
- 防犯カメラやLED防犯灯の効果的な設置や維持管理を図ります。
- 高齢者の特殊詐欺や悪質な電話勧誘等による被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止装置購入補助事業について周知するなど、防犯対策の強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
防犯対策事業	犯罪の発生を抑止するため、警察をはじめ住民や各種団体による自主防犯活動の実施により防犯体制の強化を図るとともに、一人ひとりの防犯意識を高揚させるため、防犯情報の提供や啓発などを行います。
LED防犯灯維持管理事業	犯罪の発生を抑止するため、LED防犯灯の設置及び維持管理を行います。
特殊詐欺防止装置購入補助事業	高齢者の特殊詐欺や悪質な電話勧誘等による被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止装置購入に要する費用を補助します。
スクールサポート事業	児童の下校時に巡回員を配置して交通事故や犯罪の発生を防ぎます。
防犯カメラ維持管理事業	犯罪の発生を抑止するため、防犯カメラの維持管理を適正に行います。

部門別計画 基本方針① 安全で快適な暮らしができるまちづくり

基本施策 3 河川・海岸

施策の
めざす姿

- 水害対策がされた安全な環境と、住民が水に親しみ、楽しめる魅力的な環境が共存した河川、海岸が形成されています。

これまでの実績

- 県への要望活動等を実施し、朝明川・員弁川(町屋川)の両河川及び海岸の堤防機能の強化を進めることができました。
- 朝明川の河床の浚渫等を実施し、適正な河川管理を進めました。
- 高松海岸の駐車場などの施設の適正な維持管理を行うとともに、活動団体等と連携して環境美化に取り組みました。
- 漁港内の浚渫や除草などの適切な管理を実施し、漁港施設の適正な維持管理に努めました。

今後の課題

- 朝明川や海岸の未着手区間の堤防機能強化や河床の浚渫を行うとともに、員弁川(町屋川)の雑木撤去、既存施設の自然災害等による損傷や老朽化などへの対応も検討する必要があります。
- 高松海岸での不法投棄や漂着物等の撤去に向け、活動団体等と協力して、定期的な環境美化活動を行う必要があります。
- 漁港利用者の減少や漁港施設の老朽化が進むなか、今後の施設の利用状況を勘案しながら、施設の適正な維持管理を行っていく必要があります。また、災害時の搬入等に備え、浚渫なども行っていく必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
朝明川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	32.4	62	↗	↗
員弁川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	18.5	100	→	→

施策の内容

① 河川環境の整備

- 水害対策を推進するため、河川の未着手区間の堤防強化、河床の浚渫、河川敷の雑木の撤去などを県に働きかけます。
- 水に親しみ、楽しめる水辺環境を維持するため、河川の環境整備を県に働きかけます。

【主な事業】

事業名	事業内容
河川整備事業	県に河床の浚渫や堤防機能の強化を働きかけるなど適正な河川管理を行います。
水辺環境整備事業	員弁川(町屋川)、朝明川において、県へ環境美化の要望及び協力を行い、魅力的な水辺環境の保全を行います。

② 海岸の保全・維持管理

- 水害対策を推進するため、海岸の未着手区間の堤防強化、適正な維持管理を県に働きかけます。
- 高松海岸を保全するため、住民や企業、関係団体とともに定期的な美化活動に取り組むとともに、駐車場、トイレの適正管理に努めます。
- 漁港施設全体の老朽化と利用状況を勘案し、係留漁船の把握を含めた適切な管理を今後も実施します。

【主な事業】

事業名	事業内容
高松海岸保全・維持管理事業	海岸管理者を中心として、県・町・住民・関係団体と連携を図り、清掃活動や漂着ごみの撤去など、適正な保全管理を行うとともに、駐車場等関連施設の適正な管理を行います。
海岸堤防整備事業	県に海岸堤防の機能強化の働きかけを行います。
漁港管理事業	漁港施設全体の適正な維持管理を行います。

部門別計画 基本方針① 安全で快適な暮らしができるまちづくり

基本施策 4 上下水道

施策のめざす姿

- 安全・安心で安定した水の供給が行われています。
- 雨水排水対策により、浸水等の被害から住民の生命と財産が守られています。
- 安定的・持続的な下水道事業経営が行われています。

これまでの実績

- 令和5年度(2023年度)から下水道についても公営企業会計へ移行しました。
- 上水道の経営戦略の見直しをもとに、料金改定を行いました。
- 水道管の基幹管路の耐震化を計画的に実施しました。
- 災害時等に備え、給水車及び移動式水槽を配備しました。
- 公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、川越排水機場の設備更新を行うとともに、雨水排水路の幹線整備を進めました。

今後の課題

- 安定した事業経営を行うため、下水道の経営戦略を見直し、下水道の料金改定や起債の借り入れによる財源の確保を行うとともに、町全体のキャッシュレス化にあわせて収納方法を検討する必要があります。
- 県において策定された「水道広域化推進プラン」にもとづき、広域化に係る検討に取り組むとともに、県が行う検討等に協力していく必要があります。
- 水道管をはじめとする上下水道施設の耐震化や機器の更新などを計画的に進める必要があります。
- 昨今の集中豪雨や農地の宅地化などにより、雨水流出量が増大していることから、浸水被害のリスクを軽減するため、今後も公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、川越排水機場の排水施設の点検、改修、更新及び修繕を行うとともに、雨水の排水能力を維持、向上させるために、雨水排水施設の維持管理や整備を行う必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
基幹管路耐震化率	%	19	37	38	40

施策の内容

① 安定した水の供給

- 水の安定供給を図るため、基幹管路及び重要施設までの管路を中心に耐震化を進めるとともに、配水場等設備の更新を計画的に進めます。
- 水道事業の安定経営を図るため、水道料金改定に向けて経営戦略の見直しを行うとともに、使用者の利便性の向上と収納率の向上のため、電子決済の拡充などキャッシュレス化を進めます。
- 水道事業の広域化を県の動向を見ながら検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
水道管耐震化事業	基幹管路及び避難所等重要施設までの管路の耐震化を重点的に進め、水道水の安定した供給に努めます。
上下水道経営戦略改訂事業(上水道事業)	現状に合った投資計画や収支計画により、安定した事業運営を行うため、経営戦略の定期的な見直しを行います。
収納方法の拡充事業	従来の口座振替等に加え、電子決済の拡充など収納方法の多様化を行います。
移動式水槽整備事業	災害時に避難所等で、一定量の水を確保できるよう移動式の水槽の整備を進めます。
緊急貯水槽等の点検及び修繕事業	災害時に備え、緊急貯水槽等の点検、修繕を行います。

② 雨水排水施設の整備

- 公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、川越排水機場の排水施設の計画的な点検、改修、更新及び修繕を行います。
- 台風や豪雨などによる浸水被害を防ぐため、排水能力を高める雨水排水路の整備を計画的に進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
川越排水機場改修事業	公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、計画的に施設の修繕及び改築、更新を行い、安定した排水施設の運営に努めます。
雨水排水路整備事業	既存施設の計画的な改築、修繕を行い、浸水リスクの軽減を図ります。

③ 下水道事業の安定化

- 下水道事業の安定経営に向け、公営企業会計への移行にともなって得られた会計情報をもとにして、経営戦略の見直しや適正な使用料の検討を行います。
- 公共下水道施設の点検を行い、老朽化した施設の修繕、更新を計画的に進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
汚水管渠点検調査事業	汚水管渠の点検により、不具合箇所等を早期に発見し、修繕や更新を行います。
上下水道経営戦略改訂事業(下水道事業)	現状にあった投資計画や収支計画により、安定した事業運営を行うため、経営戦略の定期的な見直しを行います。
マンホールトイレ維持管理事業	災害時に備え、各避難所に整備されているマンホールトイレの適切な維持管理を行います。

部門別計画 基本方針① 安全で快適な暮らしができるまちづくり

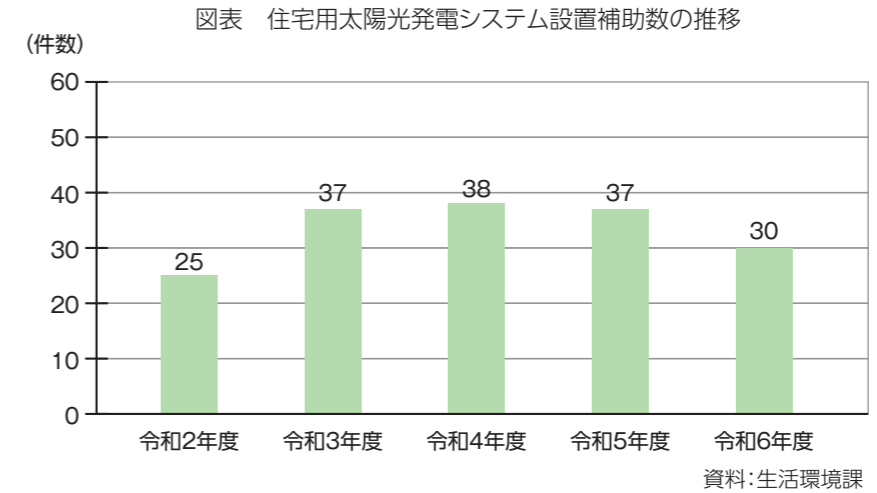
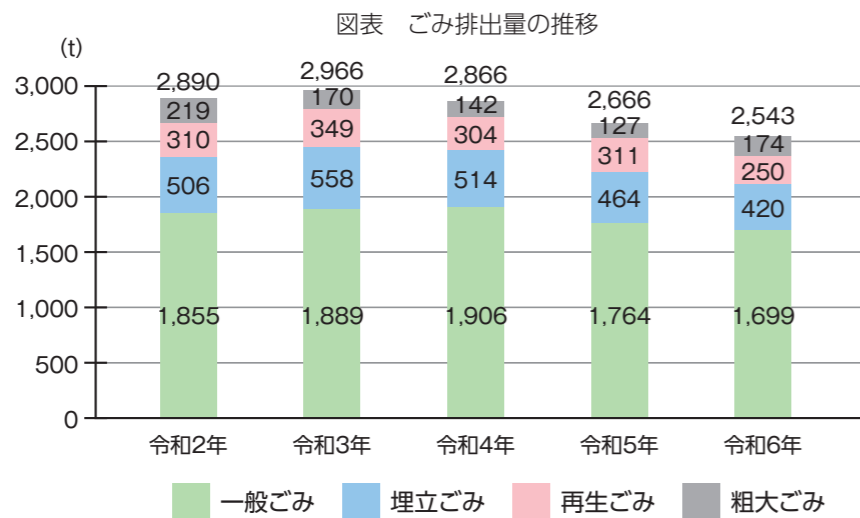
基本施策 5 環境共生

施策のめざす姿

●住民一人ひとりが環境問題に対して意識を高め、ごみの発生の抑制、分別やリサイクルによる再資源化が進み、住民みんなで地球温暖化対策に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

これまでの実績

- 太陽光発電システムの補助制度により、各家庭や事業所での発電設備、家庭用蓄電施設の設置が進みました。また、あわせて災害時等に蓄電した電気を住民同士で提供しあう「支えあいまちづくり登録制度」を推進しました。
- ごみの減量化に向け、一般ごみ、再生ごみ、埋立ごみ等に分別し、リサイクルを行い、ごみの総排出量を抑えています。また、住民による適正な分別を推進するため、ごみの出し方ハンドブック、ごみ収集日程表、広報紙のほか、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などで周知・啓発を図っています。
- 町内全地域で生ごみの拠点回収を実施し、回収された生ごみ、刈草、剪定枝を活用して堆肥をつくり、住民に無料で提供するリサイクルを進めました。
- 不法投棄を防止するため、定期的な環境パトロールの実施や、不法投棄されやすい場所への看板、移動式の監視カメラの設置を行いました。また、住民に参加を呼びかけて美化活動を行いました。
- 環境汚染を防止するため、事業所から出る排水の水質検査、臭気検査、国道23号沿いの大気質調査を定期的実施し、異常が見つかった事業所への指導等を行いました。



今後の課題

- 地球温暖化、ごみ問題、生物多様性などに関する住民の環境意識の高揚を図るため、環境について学ぶ機会の提供や啓発活動などを行う必要があります。
- 気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員や死者数が増加傾向にあるため、熱中症予防の啓発に努め、熱中症対策としてクーリングシェルターの協力施設を増やす必要があります。
- ごみの分別が適正にされていない混在ごみが増加すると、リサイクル資源が減るため、分別方法の周知やごみの減量化の効果などを住民へ周知する必要があります。また、容器包装リサイクル法の改正により、容器包装廃棄物の分別収集の方策を検討する必要があります。
- 不法投棄を防止するため、引き続き、警察との連携を強化し、取り締まりを強化する必要があります。
- 高松海岸の保全に向け、ポイ捨ての防止や海洋ごみ対策を検討する必要があります。
- 環境に関する相談や苦情への専門的な対応が求められるため、県や関係機関と連携し、環境監視体制を強化する必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
一人あたりのごみ排出量	kg/人	214	192	191	190

① 環境に配慮したまちづくりの推進

- 住民の環境意識の高揚を図るため、ごみ分別アプリなどを活用した周知・啓発の強化、環境について学ぶ機会の提供、住民や地域による環境活動への支援などを行います。
- ゼロカーボンの推進に向け、地域での再生可能エネルギー設備の導入に関する新たな施策を検討するとともに、公共施設の省エネルギーや資源化の推進に努めます。
- 員弁川(町屋川)、朝明川、高松海岸などの水辺環境の保全や住民等による美化活動を推進します。
- 熱中症対策として、熱中症予防の啓発に努めるとともに、クーリングシェルターの協力施設を増やすよう努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
環境学習事業	ごみ分別アプリなどを活用し、環境意識の高揚を図るための情報発信を積極的に行います。また、環境に関する講座や学習の機会を提供し、住民への環境意識の啓発を行います。
太陽光発電システム等補助事業	国のエネルギー施策の動向を踏まえた太陽光発電システム等補助事業の見直しとともに、エネルギー情勢に即した新たな支援策を検討します。
水辺環境保全事業	ホテルなどが生息できる自然環境に配慮した水辺環境の保全を行うとともに、不法投棄されない環境づくりを進めます。
地球温暖化対策事業	公共施設の省エネルギーや資源化、廃棄物の減量化など、地球温暖化対策の取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に地方公共団体実行計画の見直しを行います。
熱中症対策事業	熱中症予防の啓発を図るとともに、クーリングシェルターの協力施設を増やすなど、熱中症対策の強化を行います。

② ごみの適正な収集・処理とリサイクルの推進

- ごみの減量、リサイクル推進のために、ごみの分別の必要性和分別のルール等を住民へ周知・啓発し、分別回収の適正化による効果を見える化し、適正なごみの収集・処理を継続して実施します。
- ごみの減量化を図るため、生ごみや草木の堆肥化、容器包装等の廃プラスチックを含む再生ごみのリサイクルやリユースを推進するとともに、環境負荷の低減や資源の有効活用を図るため、フードドライブの推進など、食品ロスの削減に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業内容
環境グリーンセンター運営事業	環境美化のため、一般廃棄物の効率的な収集・処理を行うとともに、収集漏れや混在ごみへの対応など、ごみ集積場の適正管理に努めます。
ごみ減量化推進事業	ごみの減量化を推進するため、生ごみの堆肥化や再生可能ごみのリサイクルとともに、企業とも連携し、リユースの取り組みを推進します。また、ごみ分別アプリで、ごみの分別方法やリサイクル、リユースについて積極的に情報発信を行います。
ごみの分別・リサイクル推進事業	適切に分別されず、再資源化の妨げとなっている再生ごみや排出が困難となる粗大ごみ等回収方法の課題を洗い出し、回収方法の見直し、検討を行います。
災害廃棄物処理計画見直し事業	災害廃棄物の置場の選定や運営方法などをより具体化した災害廃棄物処理計画に見直し、受入体制の整備を図ります。

③ 不法投棄防止の推進

- 不法投棄を防止するため、引き続き、定期的な環境パトロールを実施するとともに、不法投棄がされやすい場所への看板設置、移動式の監視カメラの設置により、不法投棄の抑制を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
不法投棄抑制事業	町内のパトロールや看板及び移動式監視カメラの設置により、不法投棄を抑制します。また、家電リサイクル対象品目や処理困難物が排出されるため、適正な処分方法の周知を行います。
不法投棄防止啓発事業	不法投棄ごみのない、きれいな町をめざして、住民全員参加のクリーンデーの実施や県が行う関連事業の情報発信を通じて、不法投棄防止に関する啓発を行います。

④ 環境監視・公害防止体制の推進

- 公害を防止するため、県や関係機関と連携し、事業所等から排出される大気、騒音、水質などの検査を定期的に行うとともに、事業所への指導を実施するなど、環境監視を強化します。
- 身近な生活環境のトラブルから、専門性の高い公害問題までを対処するため、職員の専門知識を高めるとともに、必要な測定機材の充実を図ります。
- 身近な騒音や悪臭などのトラブルやペットの飼い主のマナーの改善を促すため、広報紙等で啓発、相談対応等を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
特定工場排水検査事業	水質汚濁の防止を図るため、大量の水を使用している事業所の排水の水質検査を定期的実施します。
大気調査測定、悪臭測定、生活環境項目測定、大気環境測定事業	沿道大気質の現況を把握するため、交通量の多い国道23号等の大気質調査を定期的実施します。
ペットの飼い主のマナー向上事業	ペットに関する苦情、相談件数が増加しているため、周知を図り、飼い主のマナー向上に努めます。

関連計画

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・川越町一般廃棄物処理実施計画
- ・川越町災害廃棄物処理計画
- ・川越町食育推進計画

02

便利で活気ある暮らしができるまちづくり

基本施策

1

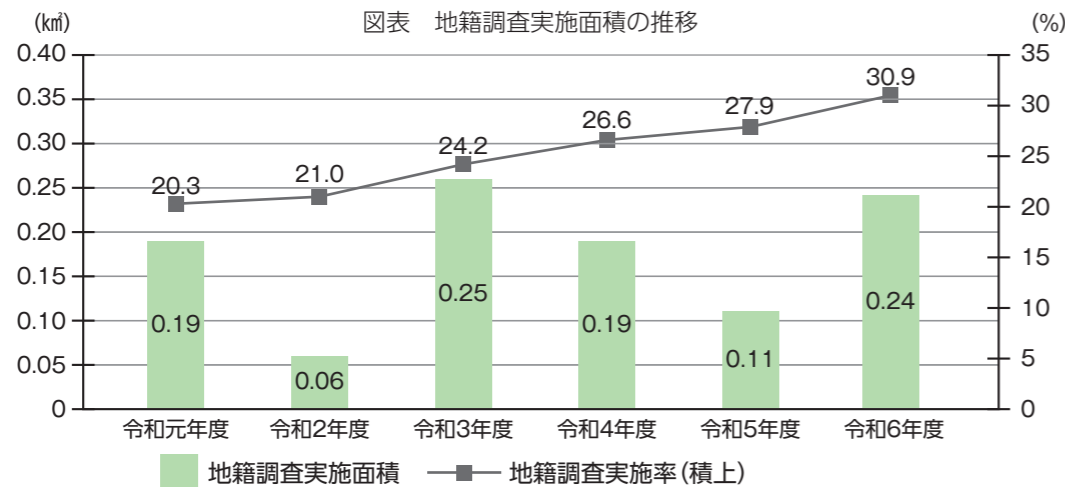
市街地・住環境



- 優れた交通条件を活かした便利で活気のある市街地と住環境が形成され、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちとなっています。
- 土地が有効に活用され、誰もが安心して快適に暮らすことができる良好な市街地が形成されています。

これまでの実績

- 令和4年度(2022年度)に策定した都市マスタープランにもとづいて、自然と住環境、工業のバランスの取れた土地利用に向け、開発行為の規制・誘導を図りました。
- 地籍調査を進めるため、未立会となっていた土地で境界立会を行い、土地の境界や所有者を明確にすることができました。
- 狭あい道路の解消に向け、自治会や地権者の理解と協力を得ながら道路後退用地整備事業を実施し、道路の拡幅を着実に進めました。
- 空家所有者や空家となる可能性のある建物所有者に対し、空家の除却やリフォームに関する各種補助制度や相談先などの情報提供を行い、空家及び特定空家の発生防止に努めました。また、町の空家バンク制度を町ホームページで紹介するなど、空家所有者へ物件登録を啓発しました。
- 公園の遊具の点検・修繕や樹木の剪定などの維持管理を自治会と役割分担しながら進めました。
- 男女共同参画の活動団体と協働で公共施設等に植えた町の花「水仙」の維持管理を行い、景観維持に努めました。



地籍調査実施面積＝現地調査完了面積。実施率については、計画面積に対する実施面積。資料：産業建設課

今後の課題

- 自然と住環境、工業のバランスの取れた適正な土地利用を進める必要があります。
- みえ川越インターチェンジ周辺地域の土地利用については、個別の利活用が進んでいることから、大規模な活用が難しい状況ですが、地域全体での土地活用の機運が高まった場合には、新たな土地利用の方針を検討する必要があります。
- 地籍調査については、相続の問題などで所有者不明土地や所有者と連絡が取れない土地が増えていることから、関係機関と協力して土地所有者への調査、訪問、確認の作業から取り組んでいく必要があります。
- 災害時の避難路の確保や延焼防止のため、引き続き、狭あい道路の改善を行っていく必要があり、狭あい道路に面する敷地での建築行為には道路後退が必要になることを住民等へ周知するとともに、地権者からの寄附による分筆、所有権移転登記後の道路整備、地目変更までの道路後退用地整備事業を計画的に実施できるように体制強化を図る必要があります。
- 空家バンク制度の登録件数を増やすための支援制度の創設をはじめ、空家等の早期発見及び空家等の発生抑制を図るための住民等への制度の周知、空家リフォームや空家除却の補助事業の利用促進などに取り組むとともに、管理不全の空家等への対策も検討する必要があります。
- 公園の遊具等の点検、修繕、更新や植栽の整枝・剪定など、公園・緑地の適正な維持管理を行うとともに、利用者のニーズに応じた公園のリニューアルなども検討していく必要があります。
- 河川敷などの町以外が管理する緑地について、管理区分にとられない柔軟な管理体制や管理方法を検討する必要があります。
- 緑化の推進に向け、公共施設に植えられた町の花「水仙」の維持管理を行うとともに、各家庭や事業所の私有地の緑化などを促進するための支援策を検討する必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
地籍調査の進捗率	%	20.3	30.9	33	39
特定空家の件数	件	0	0	0	0

① 適正な土地利用の推進

- 都市マスタープランにもとづき、自然と住環境、工業のバランスの取れた市街地を形成するため、開発行為等に対して適切な規制・誘導等を行います。
- 土地境界や土地所有者を明確にし、土地取引を円滑に進めるため、関係機関と協力して土地所有者への調査、訪問、確認などを行いながら、地籍調査を進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
地籍調査事業	土地の境界を明確にするため各境界を立会・確認し、地籍図・地籍簿を作成します。

② 市街地環境の整備

- 市街地内の狭あい道路の改善を図るため、道路後退用地整備事業等を住民等へ周知するとともに、後退した土地を道路空間として利用できるように必要な手続きや整備等を進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
道路後退用地整備事業	狭あい道路に面する敷地での建築行為等に対し、各種助成を行い、道路の拡幅を進めます。

③ 空家対策の推進

- 空家バンクの登録件数を増やすため、空家所有者に対して制度の周知や登録の啓発を行うとともに、新たな支援制度を検討します。
- 空家等の早期発見・発生抑制を図るため、空家リフォームや空家除却などの補助制度の周知・啓発を強化します。
- 特定空家や管理不全空家等の状況を自治会の協力を得ながら定期的に把握し、所有者等へ適正管理を行うように助言・指導等を行います。また、所有者による改善が見られない場合は、法にもとづいて必要な対策を実施します。

【主な事業】

事業名	事業内容
空家活用事業	空家バンクを活用し、空家のリフォームや除却を行う空家の所有者等に補助を行い、空家の適正管理を図ります。
空家見守りパトロール事業	調査により把握した空家の状態の悪化や解体などの状況を定期的に把握します。
空家対策計画更新事業	最新の空家の状況を把握するとともに、法改正等による変更を反映するため、空家対策計画を更新します。
管理不全空家対策事業	特定空家の発生を未然に防ぐため、空家の状況を把握し、放置すれば特定空家に該当するおそれがある空家の所有者等に対して指導・勧告を行い、適正な管理を促進します。
特定空家対策事業	空家の現状を把握し、特定空家に該当するおそれのある空家の所有者等に対して勧告・命令等を行い、所有者による改善が見られない場合は、法にもとづき必要な措置を行います。

④ 公園緑地・緑化の推進

- 公園内の遊具等の点検、修繕、更新を行うとともに、自治会と協力して公園緑地の適正な維持管理に努めます。
- 公共施設等に隣接する広場や道路の緑地帯などを適正に管理するとともに、町以外が管理する堤防の桜などの防除及び剪定を行うなど、適切な維持管理に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
緑化推進事業	住民とともに町の花「水仙」の維持管理活動を通じて、町全体の緑化推進を図り、うるおいのある景観づくりに努めます。
緑地帯維持管理事業	緑地景観を保持するため、定期的な剪定・防除など、樹木の維持管理を行います。
公園緑地維持管理事業	遊具等の点検を実施するなど、住民と協働して公園緑地を適正に管理します。
堤防桜維持管理事業	堤防の桜を定期的に管理するため、町全体を5つのエリアに分け、1年1区画の剪定を行います。

関連計画

- ・川越町都市マスタープラン
- ・川越町空家等対策計画
- ・第7次国土調査事業十箇年計画
- ・四日市広域緑の基本計画

部門別計画 基本方針② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり

基本施策 2 道路・交通



- 住民の生活を支える道路網が整備され、誰もが安心して利用できる安全な道路や歩道が確保されています。
- 自家用車に依存することなく、誰もが利用しやすく、移動しやすい地域公共交通が形成されています。

これまでの実績

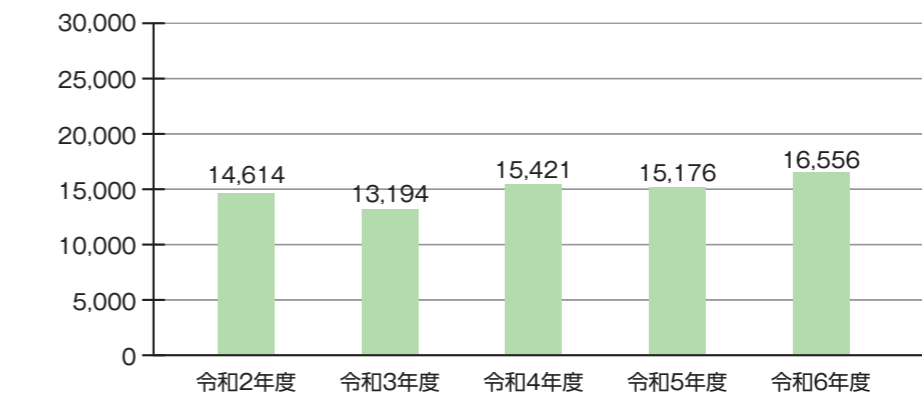
- 国や県などの関係機関への要望活動を行い、北勢バイパスが延伸されるなど、地域交通のネットワークが強化され、災害に強い道路機能の確保につながりました。
- 地区要望などを踏まえながら、町道の舗装、側溝の暗渠化などの道路整備を行うとともに、交通事故の危険性が高い交差点及び通学路の安全対策としてカラー舗装などを行いました。また、町道の道路改良事業や道路後退用地整備事業により道路が拡幅され、道路機能の向上につながりました。
- 月に1回、道路パトロールを実施するとともに、住民や包括協定を締結している企業などからの通報等により、路面破損等の劣化状況を把握し、予防保全的な対応を行うことで、道路の安全確保に努めました。
- 橋梁は長寿命化修繕計画にもとづき、予防的修繕を行いました。
- ふれあいバスの見直しに向け、アンケート調査を行うとともに、三重大と連携し、ふれあいバスの小型化による効率的な運行ルートの検証を行いました。また、地域公共交通会議を設置し、「のりあいタクシー」の実証実験とニーズ調査などを行うとともに、それらの結果を踏まえ、ふれあいバスの車両を小型化し、運行ルートの見直し及び乗車時間の短縮を行いました。

図表 道路整備状況

	路線数	実延長(m)	改良状況(m・%)		舗装状況(m・%)	
			改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
平成26年度	250	97,323	62,439	64.2	96,853	99.5
令和元年度	253	97,706	66,503	68.1	97,236	99.5
令和6年度	256	97,937	71,179	72.7	97,628	99.7
増減(平成26年～令和元年)	3	383	4,064	3.9	383	0
増減(令和元年～令和6年)	3	231	4,676	4.6	392	0.2

資料:道路台帳

図表 ふれあいバス年間利用者の推移



資料:福祉課

今後の課題

- 都市計画道路では一部未整備区間が残っており、広域的な交通体系としての役割が果たせるよう、主要な幹線道路を中心に整備促進を図る必要があります。また、国土強靱化対策として、幹線道路の整備なども検討する必要があります。
- 渋滞する交差点や交通事故の危険性が高い交差点の改良について、引き続き、国、県などへ要望していく必要があります。
- 宅地化の進展にともない、交通量が増加することから、安全な歩行環境を整備するため、生活道路の側溝整備、カラー舗装や区画線の修繕などを、地元と協議しながら進める必要があります。また、狭あい道路は引き続き、道路後退用地整備事業を通じて拡幅を進める必要があります。
- 緊急輸送道路をはじめ、役場と緊急輸送道路をつなぐ道路は、災害時に機能するように無電柱化の整備を進める必要があります。
- 定期的に路面等の点検などを実施し、早期に適切な対応や予防的な対応を行い、長寿命化、ライフサイクルコストの削減などに努める適正な維持管理を進める必要があります。
- ふれあいバスについては、定期的にニーズ調査を行いながら、利便性の向上に向け、バスの位置情報などのリアルタイム情報の発信などを検討していく必要があります。また、ふれあいバスを補完する新たな移動手段をニーズと効果の両面から検討していく必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
町道の道路改良済の割合	%	68	73	74	80
交差点のカラー舗装箇所数	箇所	94	120	124	149
ふれあいバスの利便性の満足度	%	22.5	32.1	↗	↗

① 幹線道路網の整備の促進

- 国土強靱化対策としての幹線道路の整備促進を国や県に要請します。
- 渋滞する交差点や交通事故の危険性が高い交差点の改良、危険な歩道の整備などを国や県に要請します。

【主な事業】

事業名	事業内容
道路改良事業(国道、県道)	国道、県道の交差点改良や歩道整備を働きかけます。

② 生活道路の整備の推進

- 宅地化の進展で交通量が増加していることから、自治会等からの要望も踏まえ、側溝の整備、信号機の設置などの道路改良を計画的に進めます。
- 災害に強く、快適な居住環境形成のため、狭あい道路の改善を推進します。
- 災害時にも物資輸送などの交通機能が維持できるように、緊急輸送道路をはじめ、役場と緊急輸送道路を結ぶ生活道路の電線の地中化や電柱の移設を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
道路改良事業(町道)	宅地化が進んでいる箇所を中心に交通量の変化や排水機能の見直し等に対応した道路改良を進めます。
道路後退用地整備事業	狭あい道路に面する敷地での建築行為等に対し、各種助成を行い、道路の拡幅を進めます。

③ 道路の適正な維持修繕の推進

- 路面や橋梁等の定期的な点検による適正な維持管理及び長寿命化計画にもとづくライフサイクルコストの削減に努めます。
- 水路(道路側溝等)に堆積した土砂の撤去を行い、流下能力の確保・維持に努め、豪雨による道路冠水や住宅への流入防止を図ります。
- 道路パトロールにより、危険箇所や修繕箇所の早期発見に努めるとともに、住民等からの情報提供の体制づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
道路維持管理事業(町道)	道路パトロール等により、路面破損等の早期発見に努めるなど、町道の維持修繕を進めます。
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁の定期点検を行い、結果にもとづいた予防的修繕及び計画的な架け替えを進め、橋梁の長寿命化を図ります。
道路側溝等堆積土砂撤去事業	地域毎にローリング調査を実施し、堆積土砂量に応じ、堆積土砂の撤去を行います。

④ 安全・安心な歩行環境の整備推進

- 通学路等の安全確保のため、宅地化の進展や交通量の変化などを考慮しながら、自治会や学校関係者と協議し、交通事故の危険性の高い交差点などにおいて、カラー舗装や歩道専用舗装、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を行います。
- 既存のカラー舗装や区画線の劣化状況に応じた修繕、段差等のある歩道の改善などを行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
道路パトロール事業	定期的に町内を巡回し、危険箇所や修繕箇所を早期に発見し、適正な道路の維持管理を行います。
交差点カラー舗装整備事業	危険箇所を中心に交差点のカラー舗装を行うとともに、既存カラー舗装の修繕等を行います。
歩道専用舗装整備事業	通学路を中心に危険箇所への歩道専用舗装を行います。

⑤ 地域公共交通の推進

- ふれあいバスの利用状況の検証と定期的なニーズ調査を行うとともに、調査結果を地域公共交通会議で協議し、利用ニーズにあった運行ルートや運行ダイヤなどへの改善を検討します。
- ふれあいバスを補完する新たな移動手段の導入検討や公共交通のDXを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
ふれあいバス運行事業	ふれあいバスの運行・管理を行うとともに、利便性向上のため、利用状況や利用者のニーズにあわせた運行改善を行います。
新しい公共交通検討事業	ふれあいバスの利用状況や住民ニーズの分析を行うとともに、地域公共交通会議での協議など、効果的な移動手段の導入検討を行います。
公共交通DX検討事業	既存ナビゲーションアプリと連携した乗換案内の発信、バスのリアルタイム情報の発信など、公共交通におけるDXを進めます。

関連計画 ▶ 川越町橋梁長寿命化修繕計画

部門別計画 基本方針② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり

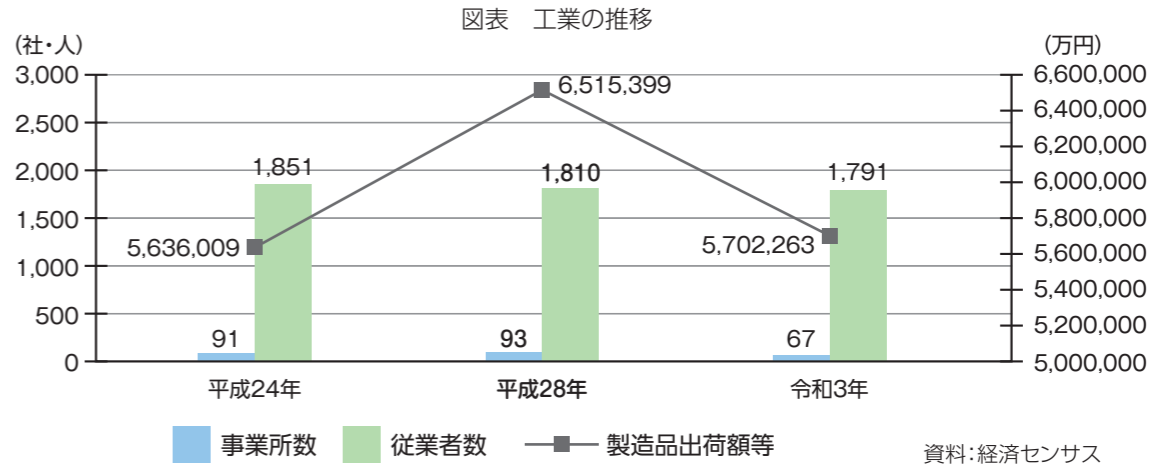
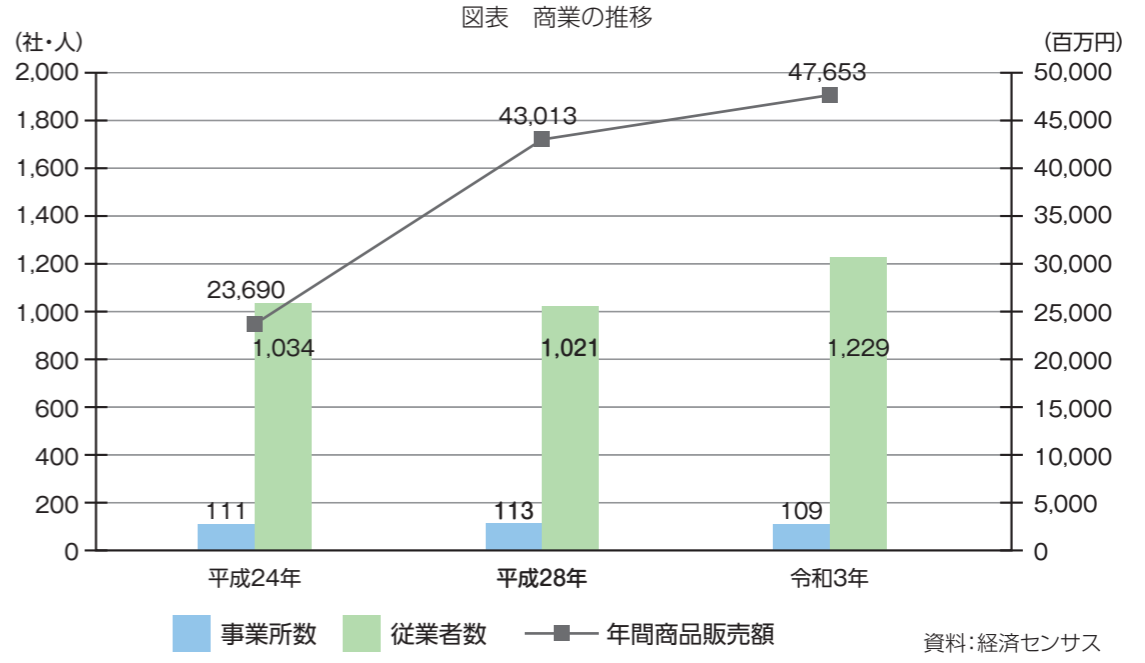
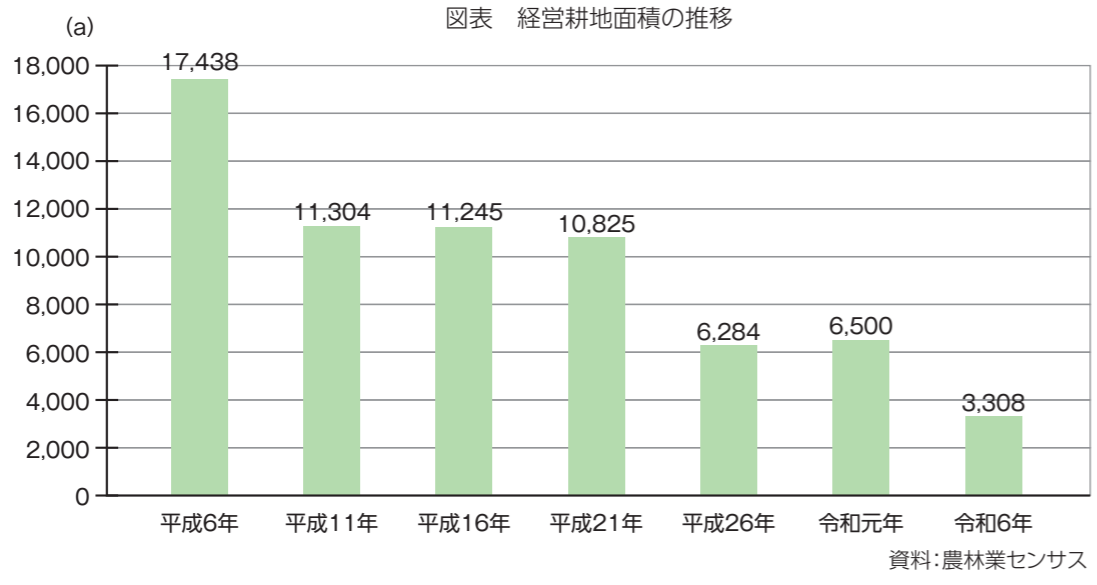
基本施策 3 産業

施策のめざす姿

- 継続的に農業が営まれ、農地が有する多面的機能も維持されています。
- 地域の特性を活かした地場産業は、時代の変化にも柔軟に対応しながら、持続的に発展しています。
- 既存商工業の経営革新や新たな企業誘致により、雇用の確保が図られ、町の財政基盤の維持やまちの活性化につながっています。

これまでの実績

- 農業委員会による農地パトロールやブロックローテーションによる農地集積により、耕作放棄地の抑制や安定・継続的な農業につなげることができました。
- 朝明商工会との連携や小企業経営改善利子補給などの助成事業の実施により、町内の商工業者が安定した経営を行うことができました。また、朝明商工会において継続的に創業塾を開催し、起業促進を図りました。



今後の課題

- 農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後、耕作放棄地が発生する可能性があり、引き続き、麦作のブロックローテーションなどによる農地の集積を行うとともに、農業の担い手不足を解消できる仕組みや担い手を確保する取り組みを検討していく必要があります。
- 材料費や人件費の高騰、円安、関税、人材不足など、事業者が抱える経営課題は多く、経営環境の変化に対応しながら安定した経営を継続していくため、今後も朝明商工会と連携し、事業者への支援を行っていく必要があります。
- 川越工業団地内などに未利用地が発生した場合を想定し、周辺環境と調和できる企業の立地を誘導するための誘致策や支援策などを検討する必要があります。

② 経営基盤の安定した商工業振興の推進

- 朝明商工会と連携し、経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に向けての支援策を検討します。
- 事業所の安定経営に向けた経営指導や人材育成、起業促進などに向け、朝明商工会への支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
朝明商工会補助事業	中小企業の振興及び育成に向けて朝明商工会への支援を行います。
小規模事業資金融資制度保証料補給事業	朝明商工会の経営指導を受けた小規模事業者が県の融資を受けた場合にその融資に係る保証料の一部を助成します。
小企業等経営改善資金利子補給金交付事業	朝明商工会の経営指導を受けた小規模事業者が国の経営改善貸付融資を受けた場合にその融資に係る利子の一部を助成します。

③ 新たな企業誘致の推進

- 企業動向について関係機関との情報共有と企業立地に関する情報提供を行います。
- 創業・起業支援の取り組みを関係機関と連携して進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
企業誘致推進事業	町内の工業団地や空地情報などをマップ化するとともに、周辺環境やインフラ、支援制度など、企業誘致に関する情報を一元化し、ホームページ等で発信します。
創業・起業支援事業	朝明商工会と連携し、創業・起業支援を推進します。

関連計画 ▶ 川越町空家等対策計画 ・川越町まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
耕作放棄地	箇所	0	0	0	0
三重県版経営向上計画認定数	件	45	103	108	133
川越工業団地空地件数	件	0	0	0	0

施策の内容

① 安定・継続的な農業の推進

- 安全・安心で地産地消につながる農作物の生産・供給に向けて、農業の生産体制の維持・充実、生産基盤の確保・整備を推進します。また、老朽化が進む用排水施設の改修・維持管理を行います。
- 農地パトロール、フロックローテーションを継続し、耕作放棄地の抑制、安定・継続的な農業推進を図ります。
- 農業者の高齢化による担い手不足の解消を図るため、農業者の意向を把握しながら、担い手の確保に向けた取り組みを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
生産体制維持・強化事業	集落営農組織や担い手の確保に取り組みます。
農業用排水対策事業	老朽化の進む用排水施設の改修・維持管理を行います。

02

支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

基本施策

1

保健・医療

施策のめざす姿

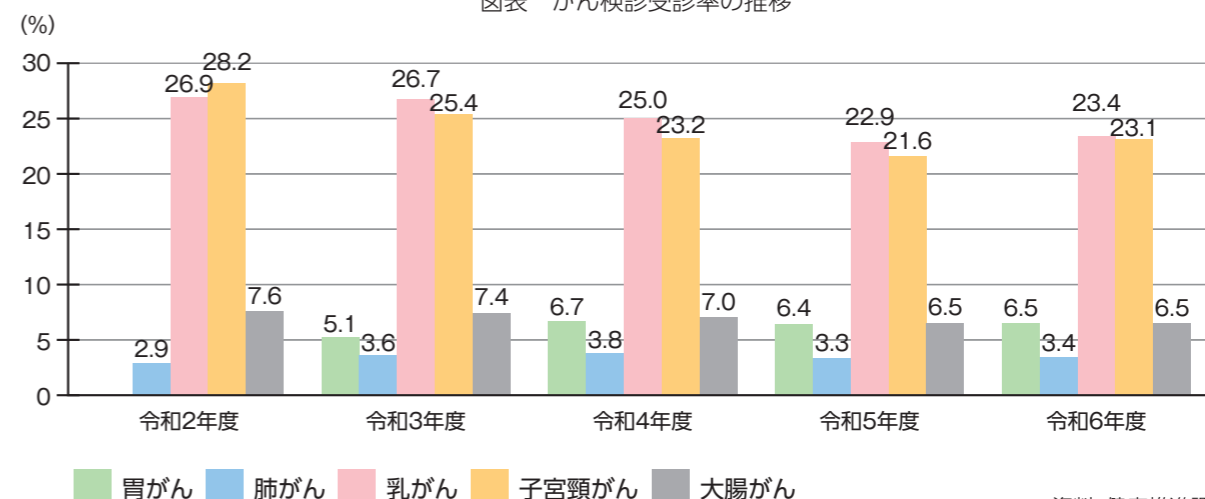
- 妊産婦・乳幼児をはじめ成人・高齢者まで、それぞれに応じた健康づくりに取り組み、元気でいきいきと暮らす住民が増えています。
- 保健・医療・福祉の連携により、高齢や病気になっても生きがいをもって安心して暮らすことができるまちになっています。
- 町内外の医療機関と保健・福祉が連携し、住民に安全・安心な医療が提供される充実した地域医療体制が整っています。



これまでの実績

- 不妊治療費の助成をはじめ、産婦健診及び産後ケア、妊婦歯科健診などを実施し、妊娠期から医療機関などと連携しながら、すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊産婦の健康保持・増進のために包括的で途切れない支援を行いました。
- 新生児聴覚検査、1か月児健康診査費用助成など、乳幼児の疾病の早期発見に努めました。
- 出産・子育て応援給付金により、妊産婦の経済的支援を行うとともに、赤ちゃん訪問などを通して、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に対応し、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、感染症予防の知識の普及とともに、各種予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上につなげました。また、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種、带状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンなどの助成を実施しました。
- がん検診の対象者の拡大や各種検診の受診勧奨などを行い、受診率の向上に努め、疾病の早期発見・治療に努めました。また、令和6年度(2024年度)から、がん患者の医療用ウィッグ等の購入費や19歳～39歳のがん患者在宅療養サービス費助成などの経済的支援を行うことで、がん患者のQOL(生活の質)の向上を図りました。
- 健康づくり団体の会員を養成し、地域に根ざした健康づくり活動を進め、地域で健康教室、百歳体操などを実施し、住民の健康の維持・増進を図りました。
- 川越診療所では栄養指導の導入により、生活習慣病の患者に対し、栄養面でのサポートを行い、病気の改善に努めました。また、医療機器の適切な更新を行い、疾病の早期診断や治療につなげるとともに、利便性向上のため、会計窓口でのキャッシュレス決済を導入しました。

図表 がん検診受診率の推移



資料：健康推進課

今後の課題

- 虐待や経済困窮などの養育環境が懸念される家庭、健診未受診の家庭、外国籍の方など、妊娠期から一人ひとりの状況把握に努め、要支援ケースに対しては関係機関と連携しサポートを行っていくとともに、多様なニーズに対応できるようサポート体制を強化する必要があります。また、令和8年度(2026年度)からの「こども家庭センター」の設置に向け、庁内の横断的な体制を整えていく必要があります。
- 母子健康手帳アプリなど、子育て世代のニーズに対応した母子保健分野のDXを進めていく必要があります。
- 各種予防接種の必要性の周知・啓発を継続して行うとともに、未接種者への勧奨、任意接種の助成の充実を行うなど、接種率の向上に取り組み、感染症の予防につなげていく必要があります。
- 疾病予防のため、早期発見・早期治療、継続受診につながるよう、正しい知識の普及や検診の重要性の周知とともに、検診体制の充実、受診勧奨などを行い、定期受診につなげる必要があります。また、健診結果から自身の健康状態を把握し、適切な生活習慣へと改善し、生活習慣病や重症化を予防するため、保健指導を強化していく必要があります。
- 健康づくり団体が活動しやすい体制づくりを進めるとともに、住民に健康づくりの重要性などを周知・啓発する必要があります。
- 川越診療所では生活習慣病の予防、改善を促し、継続的に栄養指導を行うとともに、地域医療としての検診や予防接種のほか、災害時の救急医療機関としての役割・体制を維持する必要があります。また、電子カルテ・医療事務会計システムの更新にあわせ、電子処方箋の導入を検討する必要があります。

② 感染症予防の推進

- 幼児健診や訪問時に個別に予防接種の勧奨を行うなど、疾病の発症や重症化の予防、まん延防止を目的に、必要な予防接種について継続的な周知を行います。
- 医療機関での予防接種の実施や接種費用の助成により、自己負担の軽減を図り、接種しやすい環境づくりを進め、接種率の向上をめざします。

【主な事業】

事業名	事業内容
各種予防接種事業	子どもに対する公費負担による医療機関での個別接種をはじめ、高齢者に対する接種費用の助成など、接種しやすい環境を整え、疾病や感染症予防に努めます。
感染症対策資材の充実	感染症対策に必要な消毒薬・マスク・防護服等の備蓄を計画的に行います。

③ 疾病予防の推進

- 企業との連携や健康かわごえ推進委員等と協働で、疾病の正しい知識の普及、検診の重要性の周知や受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療、継続受診につながるよう啓発活動の強化を図ります。
- 特定健康診査実施協力医療機関と連携し、集団健康診査及び個別健康診査を行うとともに、未受診者対策として、広報紙、チラシ等による周知や電話、訪問、ハガキ等による勧奨を行い、受診率の向上を図ります。
- 生活習慣病や重症化を予防するため、健診結果から自身の健康状態を把握し、適切な生活習慣への改善に向けた保健指導を強化します。
- 生活習慣病予防を図るため、国民健康保険被保険者を対象に健康サポート事業などを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
各種検診事業	各種がん検診、健康診査等を実施し、疾病の早期発見・早期治療の促進と、健康維持・増進の支援を行います。
がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業	がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図るため、治療にともなう外見の変化を予防または補完する医療用ウィッグ等の購入費助成を行います。
がん患者在宅療養支援事業	介護保険の対象とならない19歳～39歳のがん患者（AYA世代）のうち、在宅生活の支援及び介護が必要な場合に、訪問介護・入浴及び福祉用具貸与または福祉用具購入への助成を行います。
特定健康診査事業	国民健康保険被保険者のうち40歳から74歳までの方を対象に、特定健診を実施します。
特定保健指導事業・重症化予防事業	特定健診の結果にもとづき、特定保健指導対象者と重症化のおそれのあるハイリスクの方に対して保健指導を行い、重症化予防に努めます。
健康サポート事業	国民健康保険被保険者で特定健診を受けた人のうち希望者に、健康相談を実施します。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
赤ちゃん訪問率	%	96.8	100	➡	➡
がん検診の受診率平均	%	15.8	12.6	18	20
健康サポート事業相談者率	%	令和2年度 事業開始	37.2	40	50

施策の内容

① 母子保健の充実

- 妊娠期からすべての妊産婦の状況を把握し、一人ひとりのニーズに対応した途切れのない伴走型の相談支援の充実や母子健康手帳アプリなどの母子保健分野でのDXを検討します。
- 令和8年度(2026年度)に設置する「こども家庭センター」を中心に、関係課や医療機関等の関係機関と連携しながら、多様なニーズに対応できるようサポート体制を強化します。

【主な事業】

事業名	事業内容
こんにちは赤ちゃん訪問事業	保健師や助産師が訪問し、子どもの発育・発達における相談と、子育て不安を軽減するよう支援します。
乳幼児健診事業	子どもの発育・発達だけでなく、保護者を含め、心身ともに健やかな暮らしを支援します。
ブックスタート事業	1歳6か月児健診にて絵本を配布し、親子がふれあえる機会づくりを進め、子どもが言葉を学び、健やかで豊かな心を育むことができるよう支援します。
妊婦等包括支援事業	すべての妊婦等が安心して出産・子育てができるよう切れ目のない相談支援と経済的支援を実施します。
不妊治療助成事業	不妊治療費の助成など、子どもを希望しながらも恵まれない夫婦を支援します。

④ 健康づくりの推進

- 健康かわごえ推進協議会等と連携し、地域での健康教室等を開催し、地域に根ざした健康づくりの活動を行い、健康づくり事業を推進します。
- 健康増進計画及び食育推進計画を踏まえ、生活習慣病予防をはじめとする健康課題の解決に向け、運動・栄養・休養・適正飲酒などの生活習慣の改善を総合的に推進します。
- 第2期自殺対策行動計画を踏まえ、誰もが孤立することなく安心して暮らせるよう、こころの健康づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
健康づくり団体による健康づくり事業	住民一人ひとりが健康への意識を高め、健康づくりに取り組めるよう健康かわごえ推進委員等を中心に、健康に関する知識の習得、各地域での健康教室を行います。
健康増進事業	運動教室や口腔教室等の健康教室を実施し、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、継続的な支援を行います。
食育推進事業	保健・教育・福祉等と連携しながら、健康教室の開催や相談事業を行い、健康寿命の延伸のための健やかで豊かな食生活の実践を推進します。
自殺対策推進事業	メンタルパートナー研修による自殺対策を支える人材育成や地域ネットワークの強化をはじめ、高齢者、こどもの居場所づくりや生活困窮者や労働者への相談支援を実施します。

⑤ 地域医療体制の充実

- 町内外の医療機関と病診連携、診診連携を進め、安心して医療が受けられる医療体制を充実するとともに、災害時の救急医療機関としての役割・体制を維持します。
- 生活習慣病の予防、改善のため、栄養指導、検診や予防接種などを継続的に実施し、疾病予防を推進します。
- 高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、福祉行政と医療、関係機関が連携し、地域包括システムを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
医療機器更新事業	医療体制の維持・充実に図るため、医療機器の適正な維持管理を行うとともに、計画的な更新を行います。
健康講話事業	健康意識の向上を図るため、疾病予防や病気等に関する健康講話を計画的に行います。
栄養指導の導入による生活習慣病対策事業	疾病予防、重症化予防を図るため、診療所の患者に対し、栄養指導を行います。
在宅医療介護連携事業	高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の医療・介護機関が連携し、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を推進します。

関連計画

- ・川越町健康増進計画
- ・川越町食育推進計画
- ・川越町自殺対策行動計画
- ・川越町子ども・子育て支援事業計画

部門別計画 基本方針③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

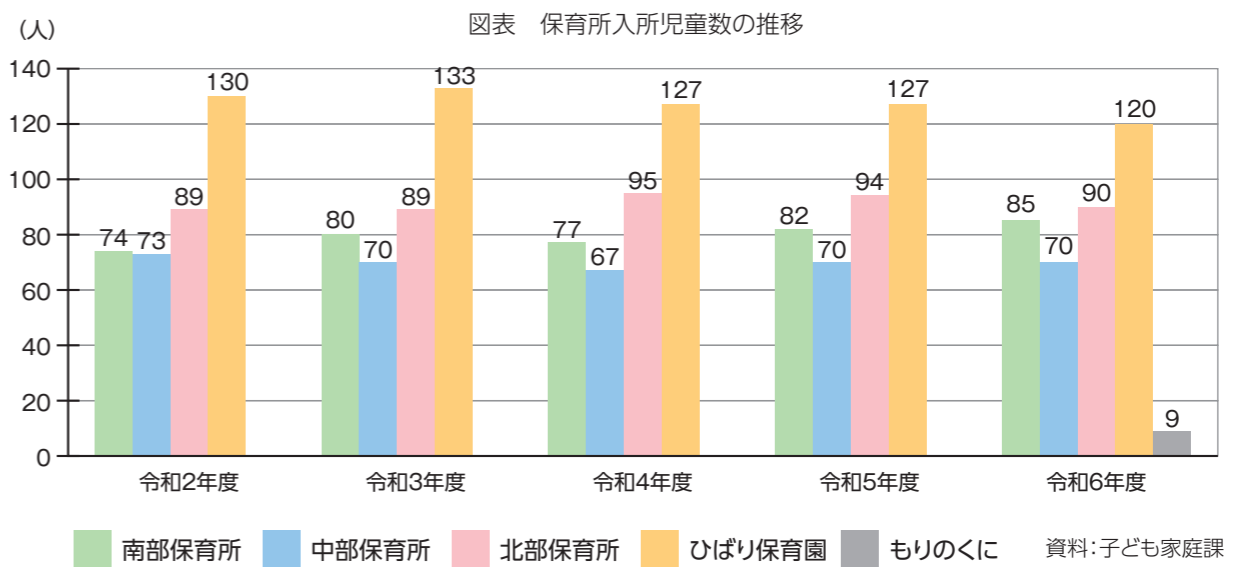
基本施策 2 子育て支援

施策のめざす姿

- 保育サービスを充実させ、共働き家庭などが安心して子育てと仕事を両立できるようにになっています。
- 地域ぐるみで支えあい、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる地域になっています。
- 一人親家庭が自立した生活を営むことができる地域社会になっています。

これまでの実績

- 令和10年(2028年)4月からの川越幼稚園の幼保連携型認定こども園化に向け、施設の整備計画を進めました。
- 川越幼稚園及び町立保育所にICT環境を整備し、保護者との連絡での活用、各業務の効率化を図りました。
- 保育ニーズの高まり等により待機児童が発生していますが、民間による小規模保育所が令和7年(2025年)2月に開所し、3歳未満児を最大12名受け入れることが可能となりました。また、認可外保育施設等の利用者に対する利用料の補助を実施しました。
- 令和5年(2023年)4月から子ども医療費助成の対象年齢を15歳年度末から18歳年度末に拡大するなど、医療機関への受診の利便性の向上を図ることができました。
- 保育所、幼稚園などと連携し、継続的な療育や医療受診が必要な園児に対し、療育事業や各種相談などの支援を実施しました。
- 子どもが病気にかかった際に、保護者が仕事等の事情で家庭での保育や保育所等への通所が困難な場合に利用できる病児保育(病後児保育)施設を開設する医療機関を支援し、令和7年(2025年)4月から利用を開始しました。
- 学童保育所の待機児童0人を維持するとともに、児童館では感染症対策を行いながら、安全で安心して遊べる場を提供しました。
- 一人親家庭に対しては、20歳までの子どもとその親の医療費や高校等への通学費の助成などを行うとともに、令和6年度(2024年度)からは通学費助成の拡充を行うなど、一人親家庭の福祉の増進及び経済的負担の軽減に努めました。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、民生・児童委員などが連携し、複合的な事案に対応できるように各組織で役割分担を行うなど体制を強化し、児童虐待疑いケースの情報を共有することで早期の対応を図りました。
- DVなどから一時的な保護を必要とする母親がショートステイを利用できる母子生活支援施設を確保しました。



今後の課題

- 待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、引き続き、保育士の確保に努めるとともに、川越幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設等の利用者への補助、保育士の待遇改善の検討などを進めていく必要があります。
- 「こども家庭センター」を設置して、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない包括的な支援を行うことができる体制づくりが必要であり、支援が必要な児童や家庭を早期に発見し、必要な支援ができるように保健師や社会福祉士などを確保する必要があります。
- 保護者の就労状況に関係なく、放課後児童の居場所へのニーズが高まっていることから、学童保育所以外のこどもの居場所づくりを検討する必要があります。
- 乳幼児や児童が安心して利用できるように、児童館の計画的な修繕・改修などを行っていく必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
保育所待機児童数	人	5	26	0	0
学童保育所待機児童数	人	0	0	0	0

① 保育サービスの充実

- 子どもや家庭の状況に応じた保育ニーズに対応するため、事業者の協力も得ながら時間外保育、障害児保育、病児保育(病後児保育)などの保育サービスを提供するとともに、必要な保育士の確保に努めます。
- 待機児童の解消を図るため、川越幼稚園の認定こども園への移行を進めます。
- 認定こども園の開設までの待機児童対策として、引き続き、民間の小規模保育所の確保、認可外保育施設等の利用者への補助などを実施します。
- 国の制度変更等により必要となる保育士の人数の増加に対応するため、保育士の確保、待遇の改善などを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
低年齢児保育充実事業	待機児童となりやすい0歳児～2歳児の保育の受入れを充実させることにより、待機児童の解消を図ります。
障害児保育事業	発達に特別な支援を必要とする子どもに対し、保育士を加配し、療育事業と連携するなど個々の子どものケースに応じた保育を提供します。
公立保育所運営事業	地域の基幹的な保育所として公立保育所3園を運営し、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。
私立こども園等運営費助成事業	こども園等の運営を支援するため、運営に要する費用の一部を助成します。
川越幼稚園幼保連携型認定こども園化事業	保育所の待機児童対策として、園児数が年々減少している川越幼稚園を認定こども園化し、入所ニーズにこたえられる教育保育サービスを提供します。
認可外保育施設等利用者補助事業	待機児童が解消されるまでの臨時的な措置として、やむを得ず認可外保育施設等を利用している児童の保護者に対し、保育料の一部を補助します。

② 子育て支援サービスの推進

- 子育て支援機能を充実させるために、子育て世帯訪問支援事業、ショートステイ、一時預かり事業、病児保育事業(病後児保育事業)について、子育て世帯が利用しやすいようにサービスの改善を図ります。
- すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するために創設された新たな通園事業を行います。
- 「こども家庭センター」を設置するとともに、職員間、関係機関との連携・協力体制を整備します。
- 子育てに関する相談や子どもが遊べる場所、子どもが受診できる医療機関など、子育てに関する情報を手軽に入手できる方策を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
地域子育て支援センター事業	育児相談や子育て支援の情報提供を行うなど、安心して子育てができるよう支援します。
一時預かり事業	保育所等を利用していない家庭において保護者の疾病時などの保育需要に対応するための一時預かり事業を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として、会員同士で子どもの預かりや保育所等への送迎などのサービスを提供します。
病児保育事業(病後児保育事業)	病気の急性期から回復期にある子どもが、保護者の仕事などの都合により保育を必要とする際に利用しやすいように病児保育の環境整備を行います。
子育て短期支援事業(ショートステイ)	家庭で児童の養育が一時的に困難になった場合や、保護者の休息のために、児童養護施設などで一時的に宿泊をとまう養育を行います。
子ども医療費助成事業	子どもの保健の向上のため、医療費の助成を行います。
こども誰でも通園事業	就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠のなかで、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園事業を行います。
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に不安を抱える子育て家庭等に、家事支援や育児・養育支援を行います。

③ 子どもの発達支援の推進

- 保育所、幼稚園などと連携し、療育等が必要な園児をいち早く発見し、初期段階からの療育事業を実施するなど適切な支援を行います。
- 関係機関と情報共有しながら、支援が必要な子どもに対する巡回やその家庭に対する相談支援などの充実を図り、乳幼児からの途切れのないきめ細かな療育支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
療育事業	乳幼児健康診査、各種相談において支援の必要性がある子どもに対し療育教室を実施し、支援方法について関係機関と情報共有を行います。
発達相談事業	子どもの発達状況について、保護者からの相談に対し、日々のかかわりや観察を通じて継続的に見守りや育ちの確認を行い、必要に応じて福祉サービスやライフステージに応じた支援を行います。
発達支援事業	関係機関と連携しながら効果的な支援を行います。

④ こどもの居場所づくりの推進

- 児童の放課後の居場所として学童保育事業を推進するとともに、保護者の就労に関係のない放課後のニーズに対応するため、新たに各小学校区に放課後子ども教室を開設します。
- 児童館の安全性・快適性を維持するため、必要な箇所を把握し、施設の修繕・改修を検討します。
- 子どもが孤独・孤立に陥らず、健やかに成長する環境の整備や見守り体制の強化を図るため、こども食堂等を実施する団体を支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容
児童館運営事業	子どもの健全育成を図るため、児童館の運営を行います。
放課後児童健全育成事業	昼間仕事などで保護者が家にいない家庭の小学生に対し、放課後の居場所や保育を提供します。
こどもの居場所づくり支援事業	食事の提供、基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導、学習支援を組み合わせ居場所づくり事業を実施する団体に対して支援を行います。
学童保育所巡回指導事業	学童保育所に巡回アドバイザーを派遣して、助言・指導等を行うことにより、支援員の質の向上を図ります。
放課後子ども教室開設事業	保護者の就労に関係なく、小学生の放課後の居場所として、放課後子ども教室を開設します。

⑤ 一人親家庭の支援

- 一人親家庭の経済的負担を軽減するとともに、子どもの向学心の高揚を図るため、20歳までの子どもとその親の医療費助成と高等学校等への通学費の助成を引き続き行います。
- 一人親家庭のニーズに対応した適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携を図りながら、継続的な相談を実施します。

【主な事業】

事業名	事業内容
一人親家庭等医療費助成事業	一人親家庭等の保健の向上のため、医療費の助成を行います。
一人親家庭児童高等学校等通学費援助金支給事業	向学心の向上と経済的負担の軽減を図るため、高等学校等に通学する生徒に対し、通学費の一部を支援します。

⑥ 子どもに対する虐待の未然防止の推進

- 子どもへの虐待、家庭内のDVなどのリスクの高い家庭を早期に把握し、サポートしていくために、個別プランを作成するとともに、要保護児童対策等地域協議会で保育所、幼稚園、こども園、小中学校、民生・児童委員などが連携しながら支援を行います。
- 「こども家庭センター」の設置にあわせて、妊娠期からの支援を充実するため、母子保健との連携強化を進めるとともに、支援に従事する保健師や社会福祉士などを確保し、その中心として活動する統括支援員等の人材を育成します。
- 子どもを児童虐待から守るまちづくりを進めるため、児童虐待防止に関する啓発活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などが居宅を訪問し、指導・助言を行います。
子ども家庭相談事業	子どもやその家族が抱える様々な問題や困りごとに対して幅広く相談に応じ、安心して健全な環境で成長できるよう、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。
利用者支援事業(こども家庭センター型)	すべての子どもとその家庭、妊産婦の相談に対して、子育て支援、母子保健、発達支援など関係機関と連携し、専門的な対応を行い、子どもに対する虐待や家庭におけるDVの未然防止と特定妊婦への支援を行います。

関連計画 → 川越町子ども・子育て支援事業計画 ・川越町障害児福祉計画

部門別計画 基本方針③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

基本施策 3 地域福祉

施策のめざす姿

- 住民がともに助け合いながら、積極的に福祉活動に取り組み、安心して生活することができる地域になっています。

これまでの実績

- 地域福祉活動計画の作成を支援し、住民の地域福祉の気運を高めました。
- 地域で見守り活動を行う福祉協力員の養成講座を開催し、福祉協力員75名の担い手を養成しました。
- ボランティア団体の自主的な活動を、ボランティア連絡協議会や町社会福祉協議会を通じて支援しました。
- 町内のボランティア活動を促進するため、令和6年度(2024年度)にボランティア活動拠点施設「ささえあい」を新たに整備し、指定管理者制度による運営で相談や新規事業開拓などを行い、新たなボランティア活動を推進することができました。

今後の課題

- 各地域の地域福祉の気運を高め、住民による自主的な活動を促すため、町社会福祉協議会と連携し、各地域の地域福祉活動計画の策定を支援する必要があります。
- 子育て・介護・障害者支援、多文化共生、災害時の支援などにかかわる地域福祉活動を、関係課や町社会福祉協議会、各種団体との役割分担を行い、協働で進めていく必要があります。
- 福祉協力員などの担い手を確保するため、広報紙や町ホームページなどで活動内容や活動の魅力などの周知・啓発を行い、住民同士での支え合いの気運を高めていく必要があります。
- ボランティアで活動する人が高齢化しているため、若者や社会人、子育て世代でも気軽に参加し、取り組むことができるボランティア活動等を周知・啓発し、活動したい人を発掘・養成し、新たなボランティア団体の育成や既存のボランティア団体の活動支援を行う必要があります。また、有償ボランティアやボランティアを受けたい人の受益者負担なども検討する必要があります。
- 「ささえあい」において、ボランティア団体への支援、ボランティア支援を求める人とのマッチングなどに取り組み、町内のボランティア活動の裾野を広げていく必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
ボランティア連絡協議会の登録者数	人	147	135	176	200
ボランティア連絡協議会の団体数	団体	15	11	17	20
福祉協力員数	人	66	75	116	136

施策の内容

① 地域福祉活動の推進

- 町社会福祉協議会と連携・協力しながら、地域福祉の気運を高め、地域の関係者による支援が必要な人たちを支える活動を促進します。
- 全地区で地域福祉活動計画が策定できるように、町社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、計画作成を通じて、住民による自主的な地域福祉活動を促進します。
- 支援を必要とする人たちの居場所づくりなど、社会にかかわるきっかけづくりを検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
推進地区育成事業	地域福祉の気運づくりや仕組みを構築するため、町社会福祉協議会と連携し、住民による自主的な活動を促進します。
居場所づくり推進事業	町社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、ひきこもり、外国人、高齢者、障害者などの居場所づくりを推進します。

② 地域福祉の担い手の育成

- 気に掛ける必要がある人の見守りを行う福祉協力員の養成講座を開催するとともに、各活動の啓発を行い、福祉協力員の登録者を増やし、地域福祉活動を強化します。

【主な事業】

事業名	事業内容
地域福祉活動促進事業	地域の課題解決のため、福祉協力員などの地域福祉の担い手育成に取り組みます。
見守り活動推進事業	一人暮らしの高齢者や認知症の方、障害者などの見守り活動を広げるため、住民や企業、警察・消防等の関係機関とも連携し、地域の見守り体制を構築します。

③ ボランティア活動の推進

- 「ささえあい」を活用して、既存ボランティア団体への支援やボランティアの支援を求める人とのマッチングなどを行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 新たにボランティアに関心のある人を発掘するため、住民のボランティア意識を醸成する啓発活動を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
ボランティア活動促進事業	指定管理者と連携し、「ささえあい」の適正な運営を行い、新規ボランティアの養成及び既存グループの拡充、活動支援に取り組みます。
地域のつながり推進事業	支え合いの地域社会を構築するため、住民等の主体的な活動の充実を図るとともに、企業と連携した活動のきっかけづくりを支援します。

基本施策
4 高齢者福祉

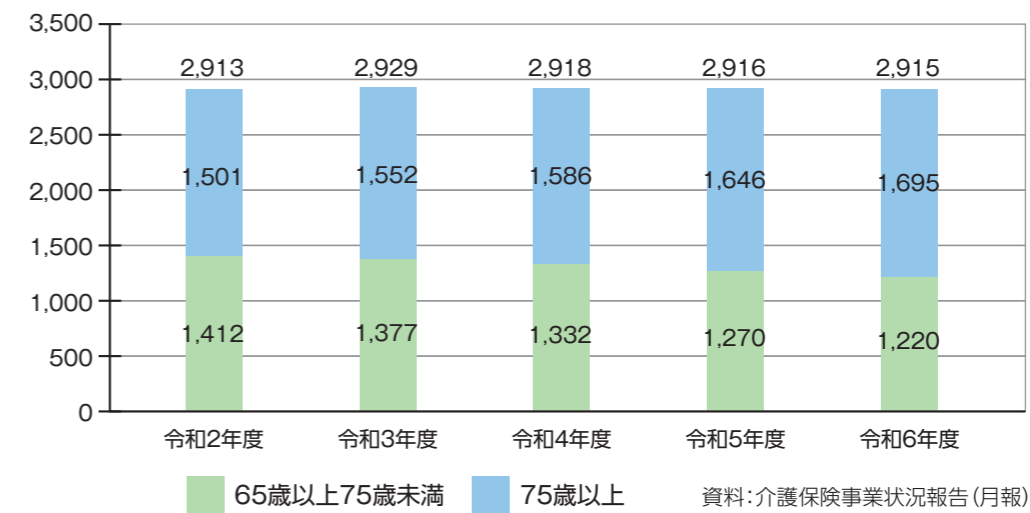
施策のめざす姿

- 高齢者が地域のなかで自分らしく生活し続けることができ、介護・支援が必要になった場合でも、その人の状態や希望にあわせた適切なサービスが提供されています。
- 身近な地域での見守りや地域の協力者による支援が充実しています。
- 高齢者が社会活動や健康・趣味活動に積極的に取り組み、生きがいを持って暮らしています。

これまでの実績

- 新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、介護予防の必要性が高まり、介護予防の各種教室に参加する人が増加しました。
- 地域包括支援センターでの介護に関する相談や訪問、民生委員や医療機関などからの情報収集、各地域でのサロン活動などにより、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防教室やふれあいデイサービスなどの適切なサービスにつなげることができました。
- 各地域の情報共有会議での情報共有、地域ケア会議での多機関・多職種の専門職との連携・役割分担による個別のケース検討、認知症初期集中支援チームによる訪問等による個別支援を行うなどの支援体制を強化しました。
- 地区サロンの運営を支援する生活・介護支援サポーター養成講座を開催し、生活・介護支援サポーター27名の担い手を養成しました。
- 地域包括支援センターの総合相談窓口で電話対応も含め、24時間365日の相談対応を行い、関係者や関係機関と連携し、解決につなげています。また、介護を必要とする本人や家族を支援するため、「認知症カフェ」や「介護相談会」などを実施しました。
- 社会貢献活動や地域の生活支援の担い手として活躍する高齢者を増やすため、老人クラスやことふき人材センターの活動を支援しました。
- 運転免許の有無にかかわらず、高齢者の新たな移動手段の導入検討に向けて、「のりあいタクシー」の実証実験を行いました。

図表 高齢者数の推移



今後の課題

- 健康寿命を延伸するため、健康に関心な高齢者も含めた疾病・重症化予防や介護・フレイル予防等を地域ぐるみで取り組み、高齢者が自立した生活が送れるよう支援する必要があります。
- 複雑化・複合化したケースが多く、支援ニーズも多岐にわたるため、多職種・専門職や関係機関、地域とのネットワークをさらに強化し、個別支援や包括的なケア体制を充実していく必要があります。
- 生活・介護支援サポーターなど地域の支え合いの担い手が高齢化してきており、新たな担い手を確保していく必要があります。
- 一人暮らし高齢者だけでなく、日中に独居になる人、ひきこもりの人などを把握し、相談や生活支援、居場所づくりなどを進めていく必要があります。
- 高齢者の権利擁護のために必要な相談支援体制や要介護者とその家族を支援するサービス、虐待防止の取り組みなどを検討していく必要があります。
- 老人クラブの会員数やことふき人材センターの登録者数が減少傾向にあるため、持続可能な活動となるよう支援方法を検討する必要があります。
- 高齢者が安心して免許返納ができる環境を整えるため、ニーズに応じた新たな地域公共交通の導入について、引き続き検討する必要があります。

② 包括的支援体制の充実

- 高齢者等の複雑化・複合化した困りごとへの支援ニーズに対応するため、専門多職種間や地域団体等の連携を強化し、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- 認知症の増加が見込まれることから、認知症初期集中支援チームによる個別支援の活動を強化します。

【主な事業】

事業名	事業内容
地域包括支援センター運営事業	地域包括ケアシステムにかかわる様々な取り組みを重層的に進めるため、中核的な役割を担う地域包括支援センターと関係機関の連携体制を構築します。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期発見と初期支援に向けて支援を行うとともに、認知症地域支援推進員が専門医療機関等との連携を図り、認知症の人とその家族を支えます。

③ 地域における支え合い機能の強化

- 「支える側」と「支えられる側」を分けることなく、誰もが互いに見守り、支え合う地域共生社会の構築に向け、引き続き、生活・介護支援サポーターを養成するとともに、ボランティア活動の支援機能を強化します。
- 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者とボランティア活動等のマッチングを行い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
生活・介護支援サポート推進事業	ボランティアや生活・介護支援サポーターなど、住民をはじめとする多様な主体の活動を推進します。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが中心となり、地域の社会資源を把握し、高齢者のニーズに応じた新しい福祉サービスを創出するとともに、地域のボランティア団体等との連携を図り、住民同士が支え合う地域づくりを進めます。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
要支援・要介護認定を受けていない人の割合	%	87.2	84.9	84.9	84.5
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による「現在の程度幸せですか」の平均点	点	7.2	7.1(※)	7.5	8
在宅介護実態調査による介護保険サービスに「特に不満はない」人の割合	%	81.3	83.3(※)	83	85

※令和4年度調査

施策の内容

① 介護予防・自立支援の充実

- 介護に関する相談や訪問、各地域での各種教室などにより、介護予防対象者を把握し、支援へとつなげます。
- 要介護の「卒業」をめざしたケアマネジメントとともに、国の基準見直しにともなう新たなサービス、住民主体によるサービス、短期集中予防サービス、移動支援などの多様なサービスの検討を進めます。
- 自立支援型地域ケア会議の開催などにより、個々の高齢者の自立支援につながる介護予防事業の一層の充実を図ります。
- 後期高齢者の保健事業について、医療専門職等を配置し、町の介護保険予防事業(地域支援事業)や後期高齢者医療保険事業との一体的な実施を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
介護予防事業	要介護状態になることを防ぐために、介護予防に関する意識を高めるとともに、運動機能・口腔機能の向上や栄養改善などを目的とした教室・訪問を実施します。
介護予防・生活支援サービス事業	本町の地域特性や社会資源を活かして、自立支援につながるよう介護予防事業と生活支援サービス事業の充実を図ります。
ふれあいデイサービス・ふれあいホームヘルプサービス事業	在宅の高齢者の自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図るため、通所により創作活動、機能訓練などの各種のサービスを提供するとともに、日常生活を支援する在宅サービスを提供し、自立と社会参加を促進します。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	75歳以上の後期高齢者を対象に、健診・医療・介護それぞれの面から健康課題を把握し、ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチを組み合わせて事業を行い、後期高齢者の健康維持とフレイル予防に努めます。

④ 高齢者の安心確保への支援

- 高齢者やその家族が気軽に相談でき、適切なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターの相談窓口機能の充実を図ります。
- 認知症高齢者など、判断能力が低下している高齢者が不利益を被ることがないように、権利擁護にかかわる人材を養成するとともに、成年後見制度をはじめとする各種制度の周知を図ります。
- 高齢者虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関等との情報連携体制を強化し、高齢者虐待の防止を図ります。
- 認知症高齢者などの見守りを推進するため、ICTの活用等による効果的な方策を検討するとともに、地域ぐるみで見守る体制づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
総合相談事業	介護に関する相談以外にも、福祉や医療など、総合的に相談を受け、適切なサービスを利用できるよう支援します。
家族介護支援事業	介護者の不安や負担を軽減するため、相談体制の充実やつどいの場を設け、同じ立場の方同士のつながりをつくれます。
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の中核機関を設置し、普及・啓発を図り、制度の利用を促進します。

⑤ 高齢者の生きがいづくりの推進

- 高齢者の経験や能力を活かし、就業できる機会を確保するために、ことぶき人材センター事業を支援します。
- 社会貢献を通じた生きがいづくりや地域における生活支援の担い手としての活動など、高齢者の自主的な活動を促すため、老人クラブ活動を支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容
老人福祉センター運営事業	健康増進、文化教養活動などを通じ、高齢者の生きがいづくりと交流の機会づくりを進めます。
ことぶき人材センター支援事業	高齢者の知識や能力等を地域に還元し、生きがいづくりにつながることぶき人材センターの運営を支援します。

⑥ 高齢者の移動手段の確保

- 高齢者等の移動手段の確保・充実に向けて、免許返納後も自立した生活が行えるよう新たな移動支援策を検討します。

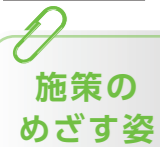
【主な事業】

事業名	事業内容
高齢者等移動支援事業	高齢者等の日常生活を支援するため、利便性の高い新たな移動手段の導入を検討します。

関連計画 ▶ 川越町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

部門別計画 基本方針③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり

基本施策 5 障害者福祉



- 障害者、障害児やその家族が住みなれた地域で安心して生活することができ、地域社会において自立し、生きがいを持って暮らしています。
- 就労環境が確保され、つながる幸せを実感しながら、みんなが笑顔で働けるまちになっています。

これまでの実績

- 障害者が安心して日常生活を送ることができる効果的な支援を行うため、関係機関が連携した支援ネットワークを構築し、適切な障害福祉サービス等を提供しました。
- 「親亡き後」を見据えた対応に向け、四日市圏域(川越町、四日市市、朝日町、菰野町)で構成する自立支援協議会において地域生活支援拠点等を整備しました。
- 短期入所施設等を活用した緊急時の受入体制の確保やグループホームの利用体験など、障害福祉サービスの利用につなげ、地域における連携体制の構築を進めました。
- 企業、労働・福祉行政や相談支援機関などが相互に連携し、就労支援を行うとともに、一般就労に向け、職場定着支援などのサポートを行いました。また、障害者の就労の場を確保するため、町内の就労系事業所と連携し、農福連携によるミニトマトの試行栽培に取り組みました。
- 学校において、障害者と交流し、障害者への理解を深める福祉教育を実施しました。

今後の課題

- 生きづらさを抱え、孤立しがちな人も含めて、ともに支え合える地域社会のあり方と、支援の方向性を検討する必要があります。
- 障害やひきこもりの方など、働きづらさを抱えた人への支援のあり方を検討する必要があります。
- 「親亡き後」を見据え、成年後見制度の活用、地域生活支援拠点等の利用推進など、緊急時に相談や対応ができる支援体制の整備が必要になっています。
- 障害福祉サービスの利用が年々増加しているなかで、サービス提供に係る計画相談事業所や相談支援専門員が不足しており、障害者一人ひとりをきめ細かく支援できる体制整備が必要です。
- 障害者の就労機会を確保し、一般就労などにつなげるため、広く住民や企業などへの啓発活動を行い、障害者に対する理解の促進などを行っていく必要があります。
- 制度の狭間で障害福祉サービス等が受けられず、「働きたくても働けない」就労困難な人を支援していく仕組みづくりが必要です。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
障害福祉施設利用から一般就労への移行人数	人	1	3	4	9

施策の内容

① 日常生活支援

- 障害者の多様なニーズに応じた障害福祉サービスを提供するため、関係機関との緊密な連携による支援ネットワークを強化し、効果的な支援を行います。
- 地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを四日市圏域に設置し、複雑化・複合化した困りごとに対応できる相談体制を強化します。

【主な事業】

事業名	事業内容
障害者自立支援給付事業(介護給付)	住みなれた地域で安心して暮らせるよう、居宅介護や生活介護など必要な介護支援を行います。
障害者日中一時支援事業	障害者支援施設等で障害者(児)を一時的に預かることにより、日中の活動の場を提供し、家族等の就労支援や介護している家族の一時的な休息確保を図ります。
障害児通所給付事業	日常生活における動作の指導を行う児童発達支援や生活機能向上のために訓練を行う放課後等デイサービスなどの利用支援を行います。
相談支援等体制強化事業	障害福祉サービスの利用を支援する指定特定相談支援事業所等の支援体制を強化し、円滑な計画策定及び適切なサービス提供につなげ、障害者等の自立を支援します。
基幹相談支援センター事業	障害者等への基幹相談支援センターを三泗地域の1市3町で設置し、地域の相談支援事業所への専門的な助言・指導、人材育成を行うとともに、障害者等の複合的な課題の解決を図ります。

② 自立と社会参加

- 障害があっても、その能力を活用して社会活動に参加できるよう、企業や行政、相談支援機関等が相互に連携し、就労促進を支援します。
- 豊かな人生を送るための社会参加や余暇活動の外出の移動支援や、健康の保持・増進のための医療費助成などを行います。
- 障害者への差別や偏見をなくすため、障害者への理解を深める啓発活動に努めるとともに、住民との交流機会をつくります。

【主な事業】

事業名	事業内容
障害者自立支援給付事業 (訓練等給付)	障害者の就労活動の機会の提供や就労に向けた障害福祉サービスの給付を行います。
障害者移動支援事業	屋外の移動に制限のある障害者(児)の日常生活や余暇活動での外出の際の移動支援を行います。
障害者医療費助成事業	障害者の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。
視覚障害者(児)生活訓練事業	地域における視覚障害者(児)の生活を支援するため、歩行訓練、日常訓練等を行い、自立した生活・活動を支援します。
精神保健福祉普及啓発事業	精神障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、精神障害のある方の社会参加を支援します。

③ 障害者等の就労環境の確保

- 障害者雇用への理解を深め、一般就労につなげるため、広く住民や企業などへの啓発活動を行います。
- 地域との共生に向けて、障害のある人や日常的な課題を抱え社会的孤立になりやすい人が交流し、社会参加できる機会づくりを進めます。
- 四日市障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所など、関係機関との連携を強化し、就労先の確保や就労継続のための支援体制の充実を図ります。
- 障害者優先調達促進法にもとづき、業務委託等の役務の発注については、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
障害者等就労環境確保事業	障害のある人や社会的に孤立しやすい人も、適正に応じて、自分らしく働き、活躍できる場所を確保するとともに、働く自信と力をつけ、一般就労へとつながる「福祉から雇用へ」をめざした支援を行います。

関連計画 → 川越町障害者計画 ・川越町障害福祉計画 ・川越町障害児福祉計画

02

人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

基本施策

1

学校教育

施策のめざす姿

- 「豊かな心」を土台とした社会で生きていく力を身につけた子どもが育っています。
- 教育内容等の変化に対応した多様な学習活動が実施されています。
- 教育施設の整備と地域との連携が進み、安全で快適な学校生活を送っています。



これまでの実績

- 「豊かな心」を培うため、読書活動や出会い学習などの活動を行い、自分を肯定的に受け止めることができる子どもの割合を高めることができました。また、夢の創造推進に向け、夢の教室を開催し、将来の夢や目標を持てる児童生徒が増えました。
- 児童生徒一人ひとりを大切にされたきめ細かな指導・支援を行い、子どもたちが落ち着いた環境のなかで、学習や活動に向かうことができました。また、学習意欲の向上を図るため、英検、漢検、数検の受検料の補助を行い、幅広い分野に興味を持ち、自主的に学習に取り組む環境づくりを行いました。
- 教職員の集合研修、授業づくりの研修などを行い、結果として子どもの授業に対する満足度が目標を上回ることができました。
- 小中学校の老朽化、経年劣化、設備の保守・点検等による修繕工事、机・椅子等の備品の整備を行い、施設の充実を図りました。また、中学校の建替えに向け、仮設校舎を設置し、供用を開始しています。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、一人1台のタブレット端末を整備し、双方向的な学びと教育の質向上を図りました。

今後の課題

- 将来の夢や目標を持てる児童生徒を増やすため、今後も継続して夢の創造推進事業に取り組む必要があります。また、本を手取るきっかけづくりとして読書活動にも継続して取り組む必要があります。
- 「豊かな心」を育むため、意欲や忍耐力、協調性、自制心などの非認知能力を高められるように、引き続き出会い学習(ゲストティーチャー)も継続して実施する必要があります。また、デジタルへの依存により「心の豊かさ」が低下するおそれがあるため、実体験や対人関係を高める取り組みを行っていく必要があります。
- 令和8年度(2026年度)から休日の中学校の部活動の地域展開に向け、受け皿となるスポーツ団体の体制整備等を行っていく必要があります。
- 日本語指導等が必要な外国籍の子どもが増加により、日本語指導員の確保が必要となっています。
- 不登校の児童生徒が学校に向かうことができるよう、より一層学び方を多様化していく必要があります。
- 教員の働き方改革、授業の進め方やあり方、子どもや保護者との関係づくりなど、教師に求められる力が多岐にわたるため、教職員のニーズにあわせて研修内容を充実させていく必要があります。
- 小学校の校舎の老朽化が進んでおり、計画的に施設の修繕等を行っていく必要があります。また、中学校の建替えについては令和8年度(2026年度)内の開校をめざし、計画的に進めていく必要があります。
- これからのデジタル時代を生きていくための基礎となる力を身につけることができるよう、効果的にタブレットを活用した学習方法を検討するとともに、小中学校通信ネットワーク環境の全面的な見直しとタブレット端末を更新する必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
「自分にはよいところがある」について肯定的回答	%	80	84.7	▲	▲
授業に対する満足度	%	82	94.6	▲	▲

①「豊かな心」が培われる教育の充実

- 「川越町教育基本方針」にもとづき、「豊かな心」を培うため、引き続き「夢の創造推進事業」、「法教育推進事業」、「読書活動推進事業」を柱とした教育を推進します。
- 意欲や忍耐力、協調性、自制心などの非認知能力を高める教育を充実します。

【主な事業】

事業名	事業内容
豊かな心を育成する事業	夢の創造推進事業、法教育推進事業、読書活動推進事業などを通じて「豊かな心」の育成を図ります。
外国語教育指導事業	英語の習得や外国の文化を学ぶことを通じて心豊かな子どもを育成するため、外国人英語指導助手(ALT)を配置します。
学力検定受検料補助事業	小中学生を対象に、実用英語技能検定、日本漢字能力検定、実用数学技能検定の受検料の補助を行い、学力検定の受検を促進し、児童生徒の学力や学習意欲の向上に努めます。
いじめ対策事業	タブレット端末の整備にあわせて、いじめ相談アプリを導入し、児童生徒一人ひとりの心の状況を把握することで、いじめ等への適切な対応を行います。

②一人ひとりに寄り添うきめ細かな教育の充実

- 一人ひとりの個性や特徴にあわせ、少人数授業などの指導体制を充実し、きめ細かな教育を実施します。
- 日本語指導等が必要な外国籍の子どもの増加に対応するため、日本語指導員を配置して言葉の指導や学校生活への適応指導を実施します。
- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対して支援員を配置するとともに、研修の実施により支援員の質の向上を図ります。
- 経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して助成を行い、平等に教育が受けられるように支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容
基礎学力充実講師配置事業	小中学校に非常勤講師を配置することで、少人数授業や習熟度別授業等きめ細かな指導体制を充実し、基礎学力の定着を図ります。
学力到達度検査・学級満足度調査	児童生徒の学力や生活実態を把握する検査及び調査を行い、系統性のある指導を行います。
外国人児童生徒教育推進事業	外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導を行うとともに、進路相談等や家庭に送付する文書の翻訳等、保護者に対する日本語支援も行います。
特別支援教育体制づくり推進事業	臨床心理士や特別支援教育アドバイザーなどの支援員を配置し、支援員が小中学校の授業の様子を観察し、教師にアドバイスを行うなど、特別支援教育の視点での授業の改善を図ります。
不登校支援事業	不登校支援員を配置し、現在中学校に設置している校内適応指導教室における支援の充実を図るとともに、小学校においても不登校児童が校内に通うことができる場を設置します。
保幼小中連携推進事業	保幼小、小中のつながりを意識した活動の充実を図ります。

③教職員の学びを支える研修の充実

- 国や県、町が子どもに育みたい力と、子ども・保護者・地域・教職員の教育的ニーズがマッチした教職員研修を実施するとともに、学力向上アドバイザー、特別支援教育アドバイザーを継続して配置し、教員の授業力向上や資質向上を図ります。
- 就学前教育及び保幼小中の連携を推進するため、就学前教育アドバイザーを継続して配置するとともに、川越中学校区校園長会にて、課題や成果等の情報共有を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
学力向上推進事業	学力向上アドバイザー等からの専門的な指導・助言を受けることにより、教員の授業力の向上を図ります。
就学前教育支援事業	幼稚園教諭及び保育士の一層の資質向上と、就学前教育の充実を図るため、就学前教育アドバイザーを配置します。
教職員研修事業	学校教育における今日的課題について各研究員がテーマを掲げ、先進校視察等での研究をもとに実践を行い、成果を町全体に還元します。

④施設の整備・充実

- 中学校整備事業を推進するとともに、小学校は個別施設計画にもとづき、計画的な修繕・改修等を行います。
- 教育環境を改善するため、小中学校体育館への空調設備の設置を進めます。
- 第2期GIGAスクール構想としてタブレット端末の更新を進めるとともに、通信環境の全面的な見直しを行い、ICTを活用した効果的な授業の実施に向けた改善を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
小中学校ICT環境整備事業(第2期GIGAスクール)	教職員の業務効率化を図るとともに、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を促進するため、一人1台のタブレット端末を更新するとともに、新たな通信ネットワーク環境を整備します。
中学校整備事業	令和8年度(2026年度)中の開校に向けて、整備スケジュールに沿って事業を進めます。
小中学校給食運営業務の民間委託事業	小学校給食の民間委託を継続していくとともに、中学校新校舎における給食運営業務を民間に委託し、より良い業務運営を進めます。
小中学校体育館空調設備整備事業	小中学校体育館への空調設備設置に向けて、先行自治体の整備手法や効果等を確認するなど、当町の実情に応じた整備方針を検討します。

関連計画 ▶ 川越町教育基本方針 ・川越町子ども・子育て支援事業計画

部門別計画 基本方針④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

基本施策

2 生涯学習

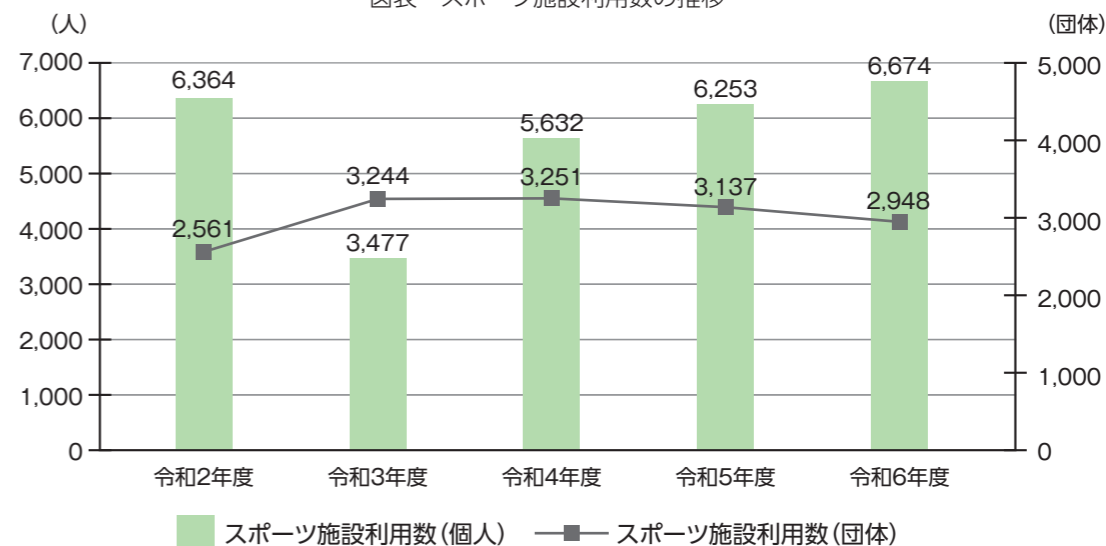
施策の
めざす姿

- 住民が気軽に様々な学びやスポーツにふれることができ、また、地域のなかで学び教え合うことで生涯にわたって生きがいや意欲を持続させ、「豊かな心」を土台とした様々な活動が活発に展開されています。

これまでの実績

- 住民の多様な学習意欲のニーズに応じた教室や講座を開設するとともに、愛好会等に活動の場を提供し、多くの人々が様々な学習活動に取り組みました。
- 講座や教室の申し込みを窓口だけでなくインターネットでも受け付けるなど、参加者の利便性の向上を図りました。
- 幅広い年齢層に読書や学習機会を提供するため、蔵書の充実を図るとともに、広報紙やホームページ、メール配信や町公式LINEなどを利用した図書の情報発信や読み聞かせ会などを積極的に行い、本に親しむ機会や図書室の利用促進を図りました。
- 県立図書館や他自治体の図書館との連携による本の取り寄せやインターネットによる蔵書の検索システムを活用し、より幅広い分野の図書にふれる機会を提供するとともに、両小学校と図書室を結ぶ「つばめ便」を開始し、子どもが各学校で本を借りることができる環境づくりを行いました。
- 令和5年度(2023年度)から紙製の利用者カードをデジタル化し、スマートフォンで貸し出しができるサービスを開始しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大で行事の中止や規模縮小が続いていましたが、世代間、地域内での交流機会となる青少年健全育成活動や子ども会活動、スポーツ少年団活動の再開にともない、活動支援を行いました。
- スポーツを「する」、「見る」、「支える」といった多様な形で生涯スポーツの推進に向け、スポーツ推進委員、スポーツ協会が中心となって、多様な形で幅広い年齢層がスポーツにふれ、親睦を図る機会を提供しました。
- あいあいホールの改修を行うとともに、多様なジャンルの自主公演を行い、文化活動の振興を図りました。また、ふれあい祭での文化発表会では、中央公民館や教育センターなどで活動を行うサークル・愛好会の成果を発表できる機会づくりを行いました。
- 寄贈された古文書資料の調査を行い、調査報告書及び検索公開目録の整理を行うとともに、町指定文化財の保護・継承のため、文化財を所有する各地区への修繕補助を行いました。

図表 スポーツ施設利用数の推移



資料:運動施設管理台帳

今後の課題

- 住民の多様な学習意欲のニーズに応じた魅力ある生涯学習の機会を提供するため、必要な講師を確保・育成する必要があります。また、学習の機会を確保するため、オンラインでの受講や講座等の参加申込、施設予約におけるデジタル化、キャッシュレス化などを検討する必要があります。
- 中央公民館をはじめとする生涯学習や文化活動の拠点となる施設の計画的な維持・管理を行う必要があります。
- 図書室の開架スペースやゆっくり読書できる閲覧場所が不足していますが、蔵書の更新も行いながら、他の図書館にはない本町ならではの魅力ある図書室づくりを進めていく必要があります。
- 読書バリアフリー法に対応し、視覚障害者や高齢者も本を身近に感じてもらえる読書環境づくりを行う必要があります。
- 地域コミュニティとの関係性が希薄化し、地域活動への参加者が減少しているため、引き続き各種団体への支援を行い、青少年の健全な育成に向けた環境を維持する必要があります。
- スポーツ団体の担い手確保、団体活動のあり方、大会運営の見直しなどを行い、多くの住民がスポーツに親しむ機会を提供する必要があります。
- 総合体育館の長寿命化改修を進める必要があります。
- 文化活動を維持・発展するため、活動に参加する人を増やすとともに、活動成果を発表する機会を充実する必要があります。
- 誰もが安心して参加しやすい環境を整え、多彩なイベントや学びの場を提供していく必要があります。
- 町の歴史を伝える文化資源に気軽にふれあえる機会づくりや文化財のデジタル化に向けた検討を進める必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
生涯学習講座定員に対する定員達成率	%	81	86	90	100
図書貸出冊数 (うち住民への貸出冊数)	冊	77,097 (51,308)	69,178 (47,143)	80,000 (55,000)	85,000 (60,000)
青少年育成活動参加者数	人	1,750	2,038	2,050	2,100
スポーツ・レクリエーションイベント、 大会等の開催数	回	24	24	➡	➡
自主事業のチケット販売率	%	74	53	85	100

施策の内容

①生涯学習の充実

- 住民の生涯学習ニーズを把握しながら、新たな講座や教室に必要な講師を発掘し、多くの人が生涯学習に取り組むことができる機会の充実を図ります。
- インターネットで講座等の申し込みができるようにするとともに、受講の機会を拡充するため、オンライン講座を検討するなど、住民が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 生涯学習施設の適切な改修を行い、生涯学習環境の維持・向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
生涯学習講座開設事業	幅広い世代を対象に各種講座を開設します。
予約管理システム 整備事業	中央公民館を使用する際にいつでも施設予約ができるよう、予約管理システムの導入を検討します。
生涯学習講座オンライン 配信事業	受講の機会を拡充するため、生涯学習講座をオンラインで受講できるように配信を行います。

②図書室の機能の充実

- 図書室の利用促進を図るため、利用者のニーズにあった蔵書の更新・充実を図るとともに、他館との連携等によりサービスの向上を図ります。
- より多くの住民が読書や学びの機会を得られるように、家読(うちどく)や読書週間等の周知・啓発を行うとともに、読み聞かせボランティア等と連携し、読書活動を推進します。
- 感染症対策として書籍除菌機を導入し、安心して図書にふれあうことができる環境づくりを進めます。
- 障害者や高齢者も本を身近に感じてもらうことができるように図書室の機能充実を図ります。
- デジタルコンテンツの導入なども含め、図書室の今後のあり方を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
図書室蔵書充実事業	幅広い年齢層の方が読書や学びの機会を得られるように、蔵書の更新・充実を図ります。
図書室機能充実事業	県立図書館や他自治体図書館との連携による本の取り寄せやインターネットによる蔵書の横断検索システムを活用し、より幅広い分野の図書にふれる機会を提供します。

③青少年健全育成の推進

- 地域において青少年の健全な育成環境を維持・促進するため、引き続き青少年育成団体の活動支援を行います。
- 地域の子どもは地域のみんで育てる意識を醸成するため、「子育て応援メッセージ」を活用した啓発活動などを行うとともに、「あいさつ」の生活習慣から、豊かな心、豊かな人間関係を育むことを目的に、地域全体で引き続き「あいさつ・声かけ運動」を推進します。
- 地域での三世代ふれあい活動、子ども110番の家活動、補導パトロール活動などの青少年育成活動を支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容
家庭教育支援事業	地域全体で家庭教育を支え、青少年の健全育成を図るため、青少年育成町民会議による家庭教育講演会の開催を支援します。また、地域の子どもは地域のみんで育てる意識を醸成するため、子育て応援啓発活動を行います。
地域活動支援事業	地域における三世代間のふれあい活動、青少年を犯罪や非行から守る子ども110番の家活動・補導パトロール活動など、青少年育成町民会議の活動を支援します。
子ども会活動支援事業	子どもたちが地域で様々な体験や交流が行えるよう活動を支援します。
スポーツ少年団活動 支援事業	活動場所の提供など、各単位団の支援を行うとともに、指導者の育成や活動助成を行います。

④生涯スポーツの推進

- 各種スポーツ団体が連携し、ニュースポーツをはじめ、幅広い年代が参加できる様々なスポーツ活動の普及を図り、町全体のスポーツ人口の拡大に努めます。
- 住民の健康増進・体力向上や参加者同士の交流機会となるスポーツ大会を継続開催するため、関係団体と協議し、実施方法の見直しを行います。
- 老朽化が進んでいる総合体育館の長寿命化を図るため、施設改修、設備更新を行うなど、生涯スポーツの拠点となる運動施設・設備の適切な管理を進めるとともに、施設の利便性を高めるために、運動施設の使用料金や運営方法の見直し、予約管理システムの導入などを検討します。
- スポーツ・文化の両面において、中学校部活動の地域展開にともなう活動の受け皿となれるよう、関係団体に働きかけを行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
スポーツ教室事業	小学生や大人を対象としたスポーツ教室、プロ選手によるスポーツ教室等を開催するなど、住民の健康増進とスポーツの推進を図ります。
ニュースポーツ等イベント実施事業	子どもからお年寄りまで気軽に参加できるニュースポーツ・レクリエーションの各種イベントや大会などをスポーツ推進委員と協働して開催します。
スポーツ指導者育成・充実事業	各種スポーツ推進のため、スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ指導者の育成・発掘を行うとともに、指導者の技術向上のために各種機関や団体等が実施する研修会や講習会を活用できるよう、情報提供や支援を行います。
スポーツ協会活動支援事業	住民がスポーツを通じて親睦と融和、また、健康増進と競技力向上を図ることを目的に様々な大会を開催できるよう支援します。
総合体育館等長寿命化改修事業	老朽化が進んでいる総合体育館の長寿命化を図るため、施設改修、設備更新を行います。
予約管理システム整備事業	運動施設を使用する際に、いつでも施設予約ができるよう、予約管理システムの導入を検討します。

⑤文化活動の推進

- 住民が文化・芸術にふれる機会を提供するため、あいあいホールにおいて多様なジャンルの自主事業を実施します。
- ファミリー向けのコンサートなど、子どもでも楽しめる参加しやすい企画を行い、子どもの頃から文化にふれる機会を提供し、今後の文化事業の参加につなげます。
- 誰もが文化・芸術活動を楽しむことができるように、活動の成果を発表できる機会を充実し、活動意欲の向上を図ります。
- 自主公演チケット購入者の利便性を高めるため、窓口や電話で販売している自主公演チケットのキャッシュレス化、チケットレス化を含むオンライン購入システムの導入を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
あいあいホール自主公演事業	音楽や演劇等の公演を行い、様々なジャンルの文化・芸術にふれる機会を提供します。また、あいあいホールで映画会を開催し、文化活動の拠点であるあいあいホールを利用する機会づくりを進め、自主公演や文化発表会などへの参加につなげます。
文化発表会事業	町の社会教育・スポーツ施設で活動している愛好会やサークルなどの文化団体が活動の成果を発表する場を提供します。
予約管理システム整備事業	あいあいセンターを使用する際に、いつでも施設予約ができるよう、予約管理システムの導入を検討します。

⑥文化財の保存・活用の推進

- 寄贈された町の歴史を伝える貴重な資料を保存しつつ、多くの住民に知ってもらうため、引き続き、役場庁舎などでの展示を行うとともに、いつでも、どこでも文化資源に親んでもらえるように、インターネット上で文化資源を公開する「デジタル博物館」などの導入を検討します。
- 町指定文化財が後世へ継承されるよう、保存のための補助を行うとともに、町内外の人に知ってもらうための情報発信を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
郷土資料収集事業	町の歴史を伝える資料の収集を行います。
郷土史調査及び教育・普及事業	町の歴史の調査研究・記録化を進め、関連展示・講座などを実施します。
文化財保存伝承事業	町内にある指定文化財の保存・伝承を支援します。

関連計画 ▶ 川越町教育基本方針 ・川越町子ども読書活動推進計画 ・川越町スポーツ振興計画

部門別計画 基本方針④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり

基本施策 3 人権尊重・共生

施策のめざす姿

- 性別や年齢、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などの多様性が受け入れられ、誰もが希望を持って日々自分らしく生き、個性と能力を十分に発揮できる社会になっています。

これまでの実績

- 人権週間やふれあい祭などの町行事にあわせて啓発活動を実施するとともに、定期的な人権相談窓口の開設、人権学習映画会、小学5・6年生が制作した人権に関するポスターを展示するなど、住民が人権問題について考え、正しい認識と理解を深める機会を提供しました。
- 男女共同参画の推進に向け、アイリスかわごえの活動を支援し、講演会やセミナーを開催するとともに、アイリスかわごえ、アイリスあさひ、朝日町と共同で、連携映画祭を開催しました。
- 年々増加している外国人住民の実態、ニーズを把握するためにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、外国人の相談窓口、住民同士の交流の場所となる「にほんご交流サロン」を開設しました。

今後の課題

- 子どもや若者などの幅広い年代が人権問題についての正しい認識と理解を深めるため、人権学習会を継続し、人権意識の向上を図る必要があります。また、身近で安心して相談できる人権相談窓口の存在を知ってもらうため、人権擁護委員や法務局などの関係機関と連携し、継続的に広報や啓発活動などを行う必要があります。
- SNSなどによる誹謗中傷やインターネット上での人権侵害などへの対応も行う必要があります。
- 男女共同参画社会の推進に向け、若い世代へのPRや企業の取り組み支援などを行う必要があります。
- にほんご交流サロンの継続開催に向けて、日本語パートナー(ボランティア)を育成するとともに、行政情報の多言語化の充実など、外国人が安心して生活できる地域づくりを進める必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
人権学習会参加者の満足度	%	84	87	↗	↗
町の各種委員会における女性委員の割合	%	26.4	28.8	30	33
にほんご交流サロンに「今後も参加したい」と回答した人の割合	%	令和5年度 事業開始	100	➡	➡

施策の内容

① 人権に関する取り組みの推進

- 「川越町人権尊重条例」にもとづき、広報活動や人権学習会などを開催し、差別や偏見のない地域社会づくりに向けた取り組みを進めます。
- 人権相談窓口を開設するなど、人権に関する様々な相談に対応します。
- 幅広い年代が人権問題に対する正しい認識と理解を深めるため、人権週間や町行事などにあわせて啓発活動を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容
人権学習事業	すべての人々が人権問題について正しい認識と理解を深め、自らの課題として解決にあたることできるよう、住民を対象に人権学習会を開催します。
人権相談事業	人権擁護委員による人権相談を実施し、人権に関する様々な相談に応じます。また、法務省が提供する「人権インターネット相談」、「SNS人権相談」等の公的相談サービスの認知度向上と利用促進を図り、誰もが安心して相談できる環境を整備します。
人権啓発活動	人権週間や町行事にあわせて、各世代に対して人権に関する啓発活動や特設相談窓口の設置を行います。
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や生活の再建に対する支援を行います。

② 多様性が認められる社会の推進

- 男女共同参画の推進に向け、子どもや保護者向けの事業や男女共同参画連携映画祭を開催するとともに、「アイリスかわごえ」の活動や町内企業の取り組みを支援します。
- 将来の社会を担う若者が、柔軟な考え方をもち、多様性が受け入れられる安心な地域社会を育むため、ジェンダー平等や多様性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 増加する外国人住民が地域の構成員として安心して暮らしていけるように、ボランティア、町社会福祉協議会と連携・協力しながら、日本語パートナーを育成するとともに、日本語パートナー等が日本語教室やにほんご交流サロン等を運営できるように支援します。
- 外国人住民が必要とする情報や支援が受けられるよう、情報の多言語化等を進めるとともに、住民との相互理解を深められる交流の機会づくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
男女共同参画社会普及・啓発事業	男女共同参画社会への理解を深め、行動ができるよう若年層を対象とした研修会等を実施します。
ジェンダー理解推進事業	ジェンダー平等や多様性に関する正しい知識と共感力を育成し、性別にとらわれない自己理解と他者尊重の意識を育みます。
多文化共生社会推進事業	外国人住民と日本人住民が「やさしい日本語」で交流する「にほんご交流サロン」を開催し、互いに認め合い、助け合う地域づくりを推進します。
日本語パートナー育成事業	外国人住民と日本人住民が交流する「にほんご交流サロン」の充実を図るため、日本語パートナーの育成を進めます。
行政情報多言語化推進事業	防災マップやごみカレンダーなど、日常生活に必要な情報の多言語化を進めるとともに、タブレット端末等を活用した多言語での相談支援の充実を図ります。

関連計画 ・川越町教育基本方針 ・川越町男女共同参画推進計画 ・川越町多文化共生社会推進指針
・川越町人権教育基本方針

02

協働と信頼のまちづくり

基本施策

1

地域活動

施策の
めざす姿

- まちづくりや住民活動の基本であるコミュニティを中心に、住民と行政との協働による活力ある地域づくりが行われています。
- 住民の自主的な活動が活発に展開され、行政との適切な役割分担のもとで、住民が主体的に地域の課題を把握し、課題解決に取り組んでいます。



これまでの実績

- コロナ禍で地域活動や行事が縮小、中止を余儀なくされ、活動の衰退が懸念されましたが、自治会活動への支援を継続し、自治会間の連携強化も含め、自治会の活動を維持することができました。
- 地域活動の拠点である地区公民館の長寿命化に向けた改修工事などを行いました。
- 地域づくりの人材を育成しながら、地域課題の解決に向けて地域が自主的に取り組む活動を推進するため、町社会福祉協議会と連携し、地域のまちづくりプランの作成を支援しました。



今後の課題

- 自治会では、役員の担い手不足、自治会加入率の低下などが進んでいますが、今後も地域活動を促進し、地域コミュニティの強化を図るため、自治会をはじめとした各種団体の活動を支援する必要があります。
- 外国人も含めた住民と行政間の情報共有を図るため、情報のデジタル化を進める必要があります。
- 地域の課題を地域で解決するための機運づくりと人材の育成を行うとともに、行政と地域との協働の地域づくりを進めていくため、引き続き自治会をはじめとした各種団体への支援を行う必要があります。



目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
地域活動に参加している割合	%	39.8	37.4	↗	↗

施策の内容

① 地域活動の促進

- 自治会の持続可能性を高めるため、行政からの依頼事項の削減、活動内容等の見直しなどにより、役員等の負担軽減を図り、担い手不足の解消につなげます。
- 住民間や行政・住民間の情報共有を図るため、地域の回覧板などの地域情報のデジタル化を進めます。
- 自治会加入の理解を深めるため、未加入者や転入者等への自治会活動の紹介や自治会加入の案内などを強化します。
- 子どもの頃から地域活動に参加し、地域への愛着、誇りなど、シビックプライドの醸成につながる取り組みを支援します。

【主な事業】

事業名	事業内容
地区振興事業	自治会活動の活性化や円滑な行政業務を推進するため、区長会の開催を通じて自治会間の情報共有と連携を図るとともに、自治会活動に要する経費の一部を補助し、自治会の活動・運営を支援します。
自治会活動ICT導入・活用支援事業	自治会活動へのICT導入・活用に向けた研修会を実施するなど自治会活動のデジタル化を支援します。
自治会加入PR事業	自治会未加入者や転入者に対し、自治会活動の意義を認識してもらえるよう役場窓口や町の広報等でのPR活動を行います。

② 協働のまちづくりの推進

- 地域の自主的な活動を促進するため、「まちづくり活動団体助成事業」を継続するとともに、地域の実情に応じた自主的な活動を支援できるよう、まちづくり活動についての情報発信、情報共有に努めます。
- 地域活動を担う若い人材を育成するため、学生や若者が気軽に活動に参加できる仕組みを検討します。
- 地域活動の担い手を確保するため、各種団体や企業と連携しながら、誰もが気軽に参加し、活動できる仕組みづくりを検討します。
- 新たな視点で魅力ある公共サービスを提供できるように、教育機関や企業との連携によるまちづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
まちづくり活動団体助成事業	様々な地域課題の解決に取り組む団体等が実施する自主的な活動を支援し、協働のまちづくりを進めます。
まちづくり人材育成事業	地域づくりの中心となり、自主的な地域活動を行う団体や人材の育成に取り組み、協働のまちづくりを進めます。
若者ワークショップ	若者の感性とアイデアをまちづくりに反映させるため、若者と行政が一緒になって事業を企画・立案するワークショップなどを開催し、若い世代が魅力を感じるまちづくりを進めます。
まちづくり活動への参加支援事業	地域の清掃活動や行事などの身近な活動を支援するため、人材を必要としている団体と協力できる住民や活動団体、企業などをマッチングし、誰でも気軽に参加し、活動できる仕組みづくりを進めます。
教育機関・企業との連携推進事業	高等学校や大学などの教育機関、企業との連携により、地域の課題や新しい公共サービスへのニーズにも対応できる新たな視点でのまちづくりを進めます。

関連計画

・川越町公共施設等総合管理計画 ・川越町公共施設個別施設計画

部門別計画 基本方針⑤ 協働と信頼のまちづくり

基本施策 2 広報・広聴

施策の
めざす姿

- 様々なツールにより、わかりやすく行政情報を発信し、住民のまちづくりへの関心が高まるとともに、広く住民の意見を聴くことにより、住民の目線に立った施策が展開されています。

これまでの実績

- 広報活動として、広報紙、町ホームページ、メール配信、行政情報番組等のほか、公式LINEにより行政情報を発信しました。
- 広聴活動として、町政への提案箱のほか、公式LINEによるアンケート調査などを実施しています。
- 行政が保有する行政情報をオープンデータ化し、「指定緊急避難場所一覧」などの13種類のデータの情報公開を行っています。また、町のホームページで本会議の会議録の公開や議会映像の配信を行いました。

今後の課題

- スマートフォンが普及し、いつでも情報を収集できる状況になっているため、今後の広報活動においてSNSの導入・活用についても検討していく必要があります。
- 町政への提案箱や住民アンケート調査に加え、公式LINE及び電子申請フォームを活用し、住民の意見や要望等を迅速かつ適切に把握し、町政へ反映していく必要があります。
- オープンデータの拡充に向け、県と連携しながら、オープンデータのあり方を検討するとともに、住民や企業等のニーズ把握や活用状況などを調査していく必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
広報・情報公開の満足度	%	40.4	47.1	↗	↗
住民向けメール配信登録者数	人	2,298	2,355	2,400	2,500
公式LINE登録者数	人	令和4年度 事業開始	2,124	3,000	4,000

施策の内容

① 広報活動の推進

- 広報紙、町ホームページ、公式LINE、メール配信、行政情報番組など、それぞれの媒体の特性にあわせて、迅速かつ適切な行政情報を発信します。また、ホームページについては、過去の情報を整理して最新の情報に更新するなど、閲覧者の満足度の高いホームページの運用に努めます。
- 多くの住民に迅速に情報を届けるために、メール配信の登録者の動向を見極めながらメール配信と公式LINEの統合化も検討しつつ、登録者数の増加をめざします。
- 議会映像のインターネット配信を行うとともに、イラストや写真などの活用により、議会だよりを読みやすい冊子に改善するなど、より開かれた議会の実現をめざします。

【主な事業】

事業名	事業内容
広報かわごえ発行事業	町の施策や地域の話題をわかりやすく伝えるため、毎月「広報かわごえ」を全戸配布するとともに、電子版を公式LINE、ホームページで発信します。
行政情報番組事業	行政施策や町の取り組み、地域行事などを映像で伝える行政情報番組を制作・放送し、住民の行政への理解と関心を高めます。
行政情報発信事業	町ホームページやメール配信、公式LINEなど、複数の情報発信ツールを活用し、迅速かつ多様な行政情報の発信を行うとともに、各媒体の特性を活かした内容やタイミングで発信することにより、住民に必要な情報が確実に届く体制を構築します。
議会だより発行事業	年4回の定例会後に議会の内容や議員の活動などについて発信を行います。

② 広聴活動の推進

- 町政への提案箱、住民アンケート調査に加え、公式LINE及び電子申請フォームなど、住民の意見や要望等を迅速かつ適切に把握し、町政へ反映させます。

【主な事業】

事業名	事業内容
パブリックコメント	各種行政計画の立案などの過程において、住民の意見募集を行い、計画内容に住民意見を反映します。
意見投稿フォームの設置事業	住民からの問い合わせ受付を24時間可能にし、誰もが問い合わせしやすい環境を維持・運用し、行政サービスの向上を図ります。
公式LINE通報機能充実事業	道路等の不具合を、写真や位置情報を使用し手軽に通報できる機能を管理・運用するとともに、まちづくりへの住民参加を促すため、対応できる内容の拡充を図ります。
子ども議会の開催	両小学校の代表が子ども議員として、質問の作成から議場での質問までの議員活動を体験できる子ども議会を開催し、子ども議会での幅広い意見を町政に反映させます。

③ 情報公開の推進

- 町政への理解と信頼を深め、開かれた行政運営を進めるため、適切な情報公開に努めます。
- 事業者等の利便性を高めるとともに、行政窓口業務の負担軽減を図るため、行政が保有する情報のオープンデータの拡充を進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
オープンデータ推進事業	事業者等が活用できるオープンデータの拡充や最新情報への更新に努めます。
議会映像配信事業	議場で傍聴することができない方に議会を見る機会を提供するため、録画映像のインターネット配信を実施します。
会議録公開事業	町ホームページにおいて本会議の議事録を公開し、閲覧・検索システムを運用します。
本会議託児事業	子育て中の方でも傍聴できる機会を提供するため、定例会本会議の際に予約制で託児を実施します。

基本施策
3 行財政運営

施策の
めざす姿

- 効率的な行政運営と効果的な財政マネジメントにより、健全で安定した行財政運営が行われています。
- 社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に柔軟に対応できる職員が育成され、満足度の高い行政サービスが提供されています。
- 主要な公共施設にWi-Fi環境が整備され、電子申請の普及や行政サービスの電子化など、スマート自治体の実現しています。

これまでの実績

- 住民の利便性の向上や非常時の連絡手段の確保に向け、公共施設(役場庁舎、総合体育館、いきいきセンター、あいあいセンター、近鉄川越富洲原駅)に公衆無線LANを整備しました。また、電子申請の拡充に向け、令和5年度(2023年度)に町ホームページのリニューアルを行いました。
- 業務の効率化、窓口サービスの向上に向け、生成AIの試行導入や会議録作成システム、翻訳アプリの導入を行うとともに、「書かない窓口」の導入検討、電子申請の拡充、eLTAXによる電子申告や電子納付、スマートフォン決済などのキャッシュレス化など、業務のDXに取り組みました。
- 公共施設マネジメントに係る計画(総合管理計画、個別施設計画)にもとづき、施設の計画的な更新や長寿命化を進めるとともに、将来の事業実施に備え、施設の維持・建設基金の積立てを行いました。
- 情報セキュリティを強化し、個人情報の管理など適正な情報の取扱いと情報漏洩を防ぐとともに、総合行政情報システムのクラウド利用を実施しました。また、非常時でも停滞させることができない業務、早期再開が必要となる「非常時優先業務」を実施できる体制づくりのため、「川越町業務継続計画」を更新するとともに、停電発生時も業務が継続できるように停電時対応訓練を実施しました。
- 若手職員を中心に職員事業提案を実施し、提案された窓口業務の改善として「書かない窓口」の導入検討を行いました。
- 新たな行政課題や広域での課題解決に取り組むため、四日市地区広域市町村圏協議会において先進地視察や情報共有を実施しています。また、総合行政情報システムを費用面、業務面から効率的に運用するための自治体クラウドに参画しています。

今後の課題

- 住民サービスの向上と業務の効率化を図るため、各種窓口において「書かない窓口」の導入に向けた調査検討やキャッシュレス化、施設のインターネット予約、電子納付などを引き続き進める必要があります。
- 行政事務の効率化を図り、作業時間の削減や業務品質を向上させるため、AIの活用、RPAの導入などのDXを進める必要があります。
- 公共施設のマネジメントの推進に向け、トータルコスト削減と平準化を図る必要がありますが、近年の資材や人件費等の高騰により、事業コストの上昇が見込まれるため、実施時期の優先順位や手法を改めて検討する必要があります。
- 今後は経常収入の減、経常支出の増が見込まれるため、限られた財源を有効に活用するとともに、財政悪化も想定した財政運営を検討する必要があります。
- 自然災害やシステム障害に対応するため、「川越町業務継続計画」の定期的な見直しを行うとともに、設備等の更新や定期的な訓練を実施する必要があります。
- DXや生成AIなど、業務上新たに必要なスキルや知識を得るための研修を行うとともに、技術職、保育士などの専門職を確保するために、多様な採用方法や待遇を検討する必要があります。
- 効率的な行政運営を行うため、広域行政に関する事項を調査・研究し、様々な分野で広域的に連携・協力できる体制づくりを進める必要があります。

目標値

指標	単位	実績値 令和元年 (2019年)	実績値 令和6年 (2024年)	目標値	
				令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
窓口など行政サービスの満足度	%	40.1	48.2	↗	↗
経常収支比率	%	67	79.5	80以下	85以下

① 効率的な行政運営

- 業務の効率化に向け、生成AIの導入や翻訳アプリの拡充など支援ツール等の活用を進めるとともに、費用対効果を検証しながら今後のDXの方針を検討します。
- 「書かない窓口」の導入を進めるとともに、キャッシュレス端末の追加導入、インターネット上でのキャッシュレス決済や施設予約などを進めます。
- 電子申告、電子納付の普及を図るとともに、業務の電子化を進め、事務作業の効率化を進めます。

【主な事業】

事業名	事業内容
行政事務効率化推進事業	生成AIやRPA、タブレット端末の活用により、定型業務の自動化や文書作成の迅速化、モバイルワークやペーパーレス化を推進するとともに、窓口対応の標準化を進め、業務負担軽減と行政運営の効率化を図ります。
住民サービス利便性向上事業	AIチャットボット・AI電話対応等の導入により、問い合わせに24時間自動で対応するとともに、申請・届出などの電子化やマイナンバーカードの利用を推進することにより、来庁の手間を減らし、誰もが使いやすい行政サービスの実現を図ります。
施策評価・検証事業	施策・主要事業の進捗状況を費用・効果の両面から総合的に評価し、事業内容の見直しを行い、予算との連動・整合を図ります。
キャッシュレス化推進事業	各施設窓口におけるキャッシュレス決済を拡充し、住民サービスの向上を図るとともに、eL-QR(地方税統一QRコード)を活用し、住民・事業者の利便性の向上、業務の効率化を図ります。
書かない窓口推進事業	「わかりやすい」、「何度も書かない」、「短時間」窓口を実現するため、申請書の自動作成、本人確認、帳票管理、照会・通知機能、基幹システムとの連携などを一体化した窓口の環境整備を進めます。

② 財政の健全化

- 限られた財源のなかで、計画的に公共施設の維持管理・更新を行っていくため、予防保全の考え方を基本とし、事業の優先順位を検討し、コストの平準化をめざします。
- 今後経常的経費の増大が見込まれるなか、事業の取捨選択、受益者負担の適正化、新たな財源確保策など、健全な財政運営を維持するための方策を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
公共施設マネジメント推進事業	町の公共施設を効率的に管理し、有効に活用していくため、公共施設マネジメントに係る計画にもとづき、長期的な視点を持って、費用と施設利用の満足度が最適な状態で施設を保有、運営、維持できるよう、施設の更新・改修を進めます。
新地方公会計推進事業	新地方公会計制度にもとづき作成した財務書類等を活用し、資産の適正な管理と健全な財政運営に努めます。

③ 危機管理体制の構築

- 自然災害やシステム障害などに対応するため、定期的に訓練等を実施しながら、業務継続計画及びマニュアルの見直しを行い、非常時でも必要な業務が継続できる体制を整えます。
- 研修等を実施し、行政情報や個人情報の適正な取り扱いに関する職員の情報セキュリティ意識の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容
川越町業務継続計画更新事業	非常時でも停滞させることができない業務、早期再開が必要となる「非常時優先業務」を実施できる体制づくりのため、「川越町業務継続計画」の定期的な見直し、更新を行います。
情報セキュリティ強化事業	サイバー攻撃への対応、情報漏えいの防止など、業務のデジタル化の推進と並行して、情報セキュリティ研修等を実施し、知識の習得とともに、業務関連システムの対策強化に努めます。
災害マネジメント総括支援員等育成事業	災害対応力の強化のため、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員として推薦できる人材の育成に努めます。

④ 職員の資質向上

- 今後求められる専門的なスキルや知識を得るため、オンライン型、対面型を問わず幅広い研修機会を提供し、職員の自己研鑽を推進します。
- 技術職、保育士などの専門職をはじめとする人材を確保するため、多様な採用方法の導入や待遇改善を検討します。

【主な事業】

事業名	事業内容
職員採用・定員管理事業	多様化する行政ニーズへの対応や技術職、保育士などの専門職を確保するため、採用方法の多様化と計画的な定員管理に努めます。
職員研修事業	職員に対して、段階別研修及び専門研修等を行い、課題解決に向けた政策を企画、立案、実行する能力の向上を図ります。
デジタル人材育成事業	業務のDXとデジタル化を推進し、効率的、創造的な組織体制づくりを進めるため、デジタル人材の育成に努めます。

⑤ 広域行政・広域連携の推進

- 効率的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、町単独で実施することが難しい事業にも対応できる広域連携の体制を維持するとともに、新たな広域連携のあり方についても、協議・検討を進めます。
- 災害発生時の応援体制の維持・強化を図るため、周辺自治体、遠隔自治体との連携・交流を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容
四日市地区広域市町村圏協議会	国の動向を見据え、広域行政の可能性を調査・研究し、広域の枠組みにより、新たな行政ニーズに対応できる取り組みを進めます。
県と市町の地域づくり連携・協働協議会	県内市町との連携強化を図り、県と町、市と町、町と町の協力体制を構築し、特色ある地域づくりを進めます。
全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会	災害時相互応援協定による災害時の応援体制の維持・強化を図り、他分野においても連携・協力を検討します。
聖籠町との連携・交流事業	友好交流都市である「新潟県聖籠町」と様々な分野において連携を図り、行政間、住民間の交流を図ります。

- 関連計画**
- ・新潟県聖籠町・三重県川越町友好交流都市協定に基づく交流の基本方針
 - ・三重県7町自治体クラウド協定
 - ・四日市地区広域市町村圏協議会規約
 - ・川越町業務継続計画
 - ・川越町情報セキュリティポリシー
 - ・川越町スマート自治体推進計画(川越町DX推進計画)
 - ・川越町職員採用・定員管理計画
 - ・川越町公共施設等総合管理計画
 - ・川越町公共施設個別施設計画
 - ・川越町人材育成基本方針

資料編

- 川越町総合計画条例
- 川越町総合計画審議会規則
- 諮問
- 答申
- 第7次川越町総合計画後期基本計画
総合計画審議会委員名簿
- 計画策定体制
- 計画策定のプロセス
- 協働のまちづくりに向けた意識・意向調査
- 住民意識調査のまとめ
- 子育て世代アンケートのまとめ
- 川越町若者会議のまとめ
- 基本施策別の目標値一覧表
- 総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係
- 用語解説

川越町総合計画条例

平成31年3月22日条例第4号

川越町総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、町民福祉の向上と住みよいまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、町を目指す将来像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた町の将来像を実現するための施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。
- 3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に沿って行うものとする。

- 2 町政の各分野における計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画(実施計画を除く。以下同じ。)を策定し、又は変更するときは、第6条に規定する川越町総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画審議会の設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川越町総合計画審議会規則

平成31年3月25日規則第9号

川越町総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、川越町総合計画条例(平成31年条例第4号)第6条に規定する川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、川越町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町政について優れた学識経験を有する者 4人以内
- (2) 町内の団体の役職員 6人以内
- (3) 町内に住所を有する者 4人以内
- (4) 町内に存する事務所若しくは事業所を有する者又は勤務する者 3人以内
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときに終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

諮 問

川企第148号
令和6年12月13日

川越町総合計画審議会
会長 大塚 俊幸 様

川越町長 城田 政幸

第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

川越町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について、貴審議会に諮問します。

答 申

令和7年11月21日

川越町長 城田 政幸 様

川越町総合計画審議会
会長 大塚 俊幸

第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和6年12月13日付け川企第148号で諮問のありました第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について、当審議会において慎重かつ活発に議論を行い、審議した結果、新たなまちづくりの指針として適正と認められますので、この旨を答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、まちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、下記の事項に十分配慮し、住民一人ひとりがまちづくりの主役となって、住民・企業・行政との協働で、温かみのあるまちづくりが着実に推進されることを強く要望いたします。

記

- 後期基本計画に掲げた施策・事業を計画どおり着実に実施するため、全職員に周知・浸透を図り、毎年度の実績評価を踏まえた、事業改善等を行うとともに、住民がまちづくりへの理解を深め、主体的にまちづくりに参画することができるよう、多様な手段と機会を確保すること。
- 安全・安心なまちづくりに向け、防災・減災対策、防犯、交通安全対策の強化に向けた環境整備を国・県や関係市町と連携して進めるとともに、住民による自助・共助の取り組みが促進されるよう支援を行うこと。
- すべての子どもが安心して学び、心身ともに健やかに成長できるよう、一人ひとりの状況、ニーズに寄り添った支援を行うこと。
- 高齢者、障害者、外国人など、誰もが元気に活躍でき、安心して暮らせる環境整備や支援を行うこと。
- 地域活動を維持・活性化できるよう、地域の誰もが参加・交流できる機会を創出し、気軽にボランティア活動などに取り組めるように仕組みづくりを進めること。
- DXを活用した行政サービスの向上とともに、住民と行政の顔が見える協働と信頼のまちづくりに努めること。

以上

第7次川越町総合計画後期基本計画 総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	区分	役職等	
1	大塚 俊幸	1号委員	中部大学人文学部長 歴史地理学科教授	会長
2	寺本 清春	//	議会議長	※1
	森 英郎	//	議会議長	※2
3	杉本 雅照	//	総務建設常任委員会委員長	※1
	松岡 正敬	//	総務建設常任委員会委員長	※2
4	早川 茂樹	//	教育民生常任委員会委員長	※1
	稲塚 利夫	//	教育民生常任委員会委員長	※2
5	水谷 俊治	2号委員	区長会会長	
6	川村 智子	//	アイリスかわごえ代表	
7	寺本 芳隆	//	教育委員会教育長職務代理	
8	石川 栄治	//	農業委員会会長	
9	伊井 雅春	//	消防団団長	
10	川村 泰代	3号委員	公募委員	
11	三村 宗一	//	公募委員	
12	高柳 初	//	公募委員	
13	伊藤 天	//	公募委員	
14	橋本 鉄二	4号委員	朝明商工会事務局長	
15	小川 剛	//	株式会社JERA川越火力発電所副所長	
16	先浦 宏紀	//	株式会社三十三総研総務部長兼調査部主席研究員	
17	加藤 志保子	5号委員	社会福祉法人川越町社会福祉協議会会長	副会長

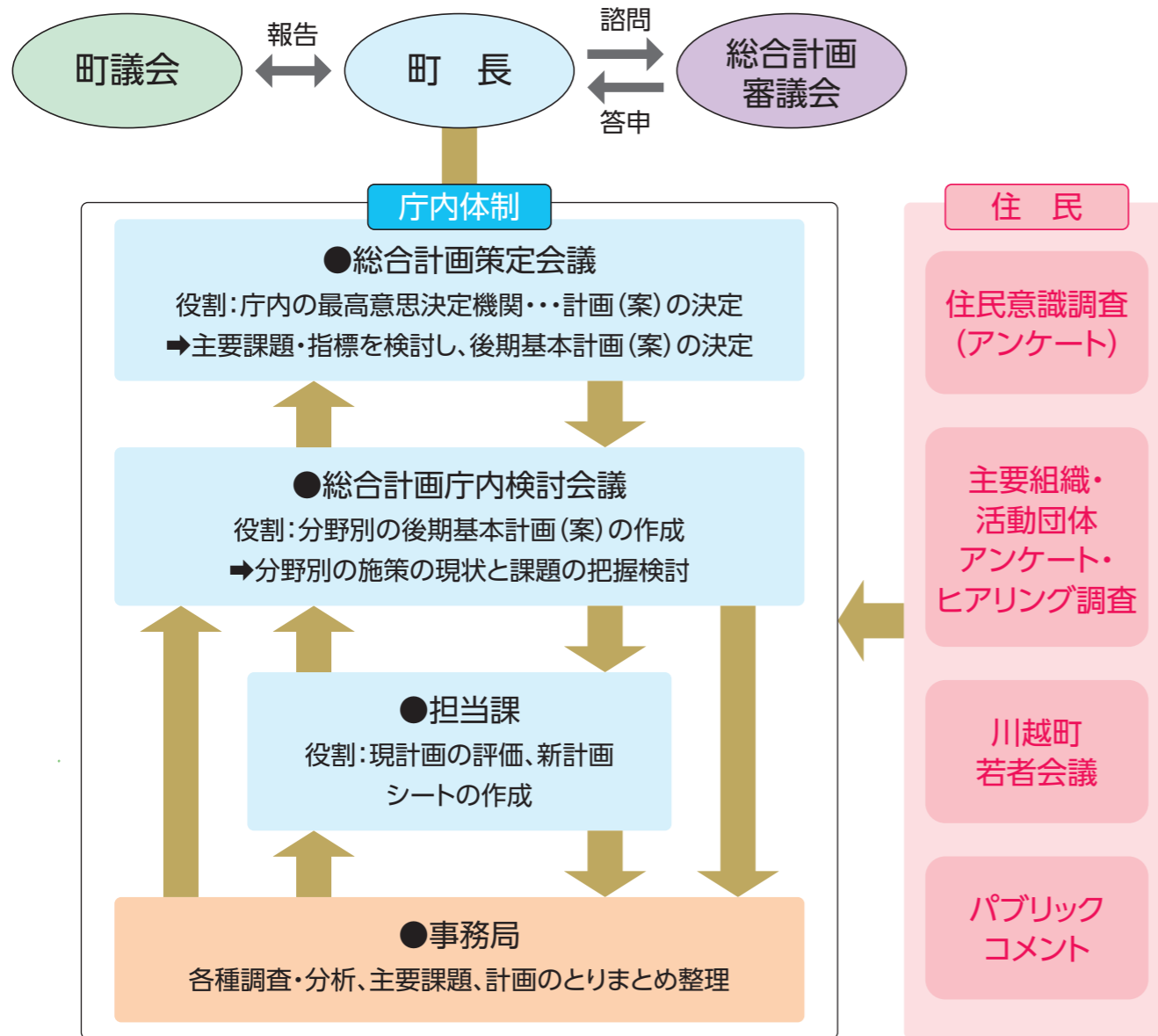
○任期 令和6年12月13日から令和7年11月21日

※1 令和7年5月9日まで

※2 令和7年5月10日から

計画策定体制

計画の策定にあたっては、住民参加のプロセスを取り入れるとともに、庁内においては、全職員参加の計画づくりを進めました。



計画策定のプロセス

川越町総合計画審議会

会議	内容
第1回 総合計画審議会 令和6年12月13日	<ol style="list-style-type: none"> 委 嘱 町長あいさつ 各委員自己紹介 会長・副会長の選出 諮問について 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画後期基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> 策定方針について スケジュールについて 将来人口推計について
第2回 総合計画審議会 令和7年3月4日	<ol style="list-style-type: none"> あいさつ 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 住民意識調査の結果について 実績評価について 今後のスケジュールについて
第3回 総合計画審議会 令和7年8月1日	<ol style="list-style-type: none"> あいさつ 各委員自己紹介 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> 施策体系について 計画の構成について 主要課題について 基本方針1 安全で快適な暮らしができるまちづくり 基本方針2 便利で活気ある暮らしができるまちづくり
第4回 総合計画審議会 令和7年8月8日	<ol style="list-style-type: none"> あいさつ 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 基本方針3 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり 基本方針4 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり
第5回 総合計画審議会 令和7年8月12日	<ol style="list-style-type: none"> あいさつ 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 基本方針5 協働と信頼のまちづくり 重点施策 その他 <ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて
第6回 総合計画審議会 令和7年11月21日	<ol style="list-style-type: none"> あいさつ 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントの結果について 答申書について 答 申

川越町総合計画策定会議

会 議	内 容
第1回 総合計画策定会議 令和6年11月29日	1. あいさつ 2. 策定方針とスケジュールについて 3. 将来人口推計について 4. 子育て世代アンケートについて 5. 住民意識調査の結果(速報版)について
第2回 総合計画策定会議 令和7年2月13日	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果について 3. 実績評価について 4. 若者会議(四日市大学)について
第3回 総合計画策定会議 令和7年7月11日	1. あいさつ 2. 第7次川越町総合計画後期基本計画の施策体系について 3. 第7次川越町総合計画後期基本計画の構成について 4. 目標値の修正について 5. 主要事業について
第4回 総合計画策定会議 令和7年10月27日	【書面会議】 ・第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントの結果について

川越町総合計画庁内検討会議

会 議	内 容
第1回 総合計画庁内検討会議 令和6年7月19日	1. あいさつ 2. 策定方針とスケジュールについて 3. 住民意識調査の調査票について 4. 実績評価について
第2回 総合計画庁内検討会議 令和6年11月25日	1. あいさつ 2. 子育て世代アンケートについて 3. 住民意識調査の結果(速報版)について
第3回 総合計画庁内検討会議 令和7年2月10日	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果について 3. 実績評価について 4. 若者会議(四日市大学)の内容について
第4回 総合計画庁内検討会議 令和7年5月19日	1. あいさつ 2. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について 3. 第7次川越町総合計画後期基本計画の策定に向けた新たな 取り組み内容の検討 (グループワーク) グループ1:暮らしを守る安全なまちづくり(防災、防犯、交通安全) グループ2:途切れのない子育てと学び(子育て支援、教育) グループ3:元気に活躍できる健康づくり (健康づくり、疾病予防、医療サービス、地域福祉、 生涯学習・スポーツ) グループ4:多様な主体による地域活動 (自治会活動、まちづくり活動)
第5回 総合計画庁内検討会議 令和7年10月22日	【書面会議】 ・第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントについて

川越町議会

議 会	内 容
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年3月18日	1. 策定方針について 2. スケジュールについて 3. 将来人口推計について
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年9月17日	1. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年12月16日	1. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントについて 2. 答申について

協働のまちづくりに向けた意識・意向調査

項目	日程	内容
住民意識調査	令和6年9月～10月	対象:川越町在住の18歳以上の男女 配布数:3,000票 回答数:1,317票 有効回収数:1,315票 有効回収率:43.8%
子育て世代アンケート	令和6年9月20日	対象:ハピ★ママ主催の「Happy Share Party」の参加者 回答数:40票(川越町在住:17名、町外在住:23名)
活動団体アンケート	令和7年1月～2月	対象:川越町内で活動する各種団体 回収数:31票
区長アンケート	令和7年1月～2月	対象:川越町内の10地区の区長 回収数:10票
活動団体ヒアリング	令和7年2月～3月	対象:団体アンケートに協力した団体でヒアリングを希望した20団体 ごみ問題対策協議会、アイリスかわごえ、健康かわごえ推進協議会、食生活改善推進協議会、スポーツ協会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、身体障害者福祉会、NPO法人子育てサポートほっとまむ、社会福祉法人日の本福祉会、民生・児童委員協議会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、あいあいホール企画委員会、人権擁護委員会、保護司会、消防団、豊田ホテルを育てよう会、ひばりこども園、社会福祉法人川越町社会福祉協議会
区長ヒアリング	令和7年3月	対象:川越町内の10地区の区長
川越町若者会議	令和7年4月～7月	対象:四日市大学 吉川ゼミ2年生 回数:全8回 内容:まちの現状把握、政策学習、若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちなどのグループワーク、トライアル活動、町長等へのプレゼン
パブリックコメント	令和7年9月19日～10月17日	閲覧場所:役場庁舎、いきいき・あいあいセンター町のホームページ 意見提出方法:窓口提出、郵送、町ホームページからの電子申請

住民意識調査のまとめ

1 調査の目的

第7次川越町総合計画後期基本計画の策定に向け、町内在住の18歳以上の住民を対象に、現在の川越町に対する評価や今後のまちづくりについての意向を把握し、計画策定に役立てるため、住民意識調査を実施しました。

なお、同様の調査を平成26年度と令和元年度にも実施しており、その結果は、前回調査、前々回調査として比較したグラフを掲載しています。

2 調査の概要

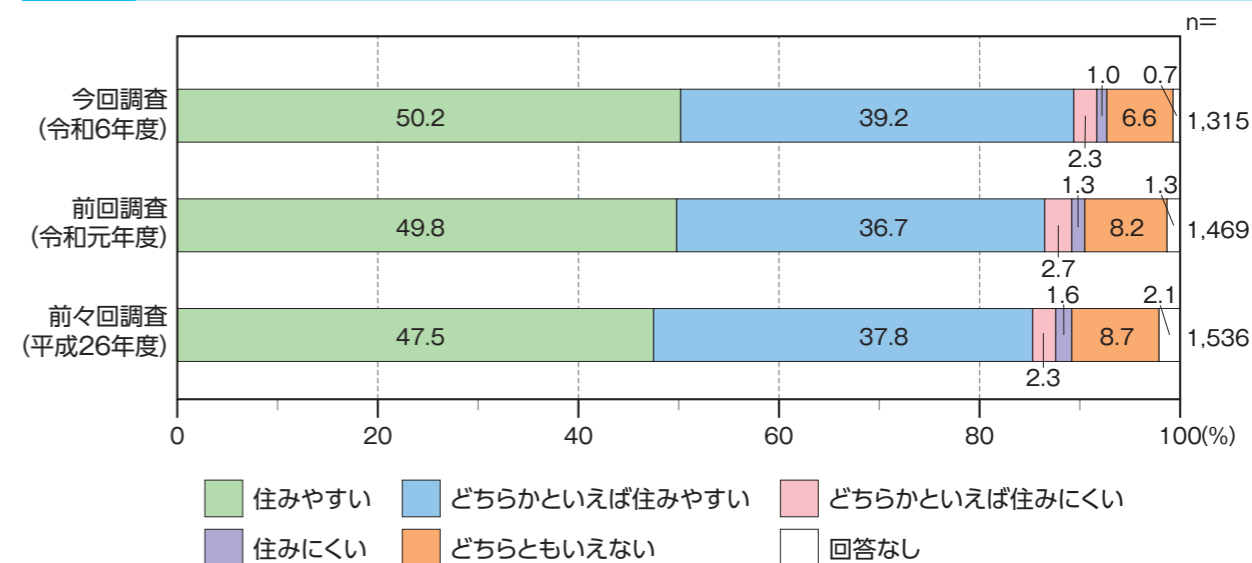
- 調査対象:川越町在住の18歳以上の男女
- 抽出方法:無作為抽出
- 調査方法:郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
- 調査時期:令和6年9月～10月
- 配布数:3,000票
- 回収数:1,317票(内インターネット回答:456票)
- 有効回収数:1,315票(内インターネット回答:456票)
- 有効回収率:43.8%(平成26年度:51.2%、令和元年度:49.0%)

3 調査の結果

①川越町の住みやすさ

問 川越町は住みやすいまちだと思いますか？

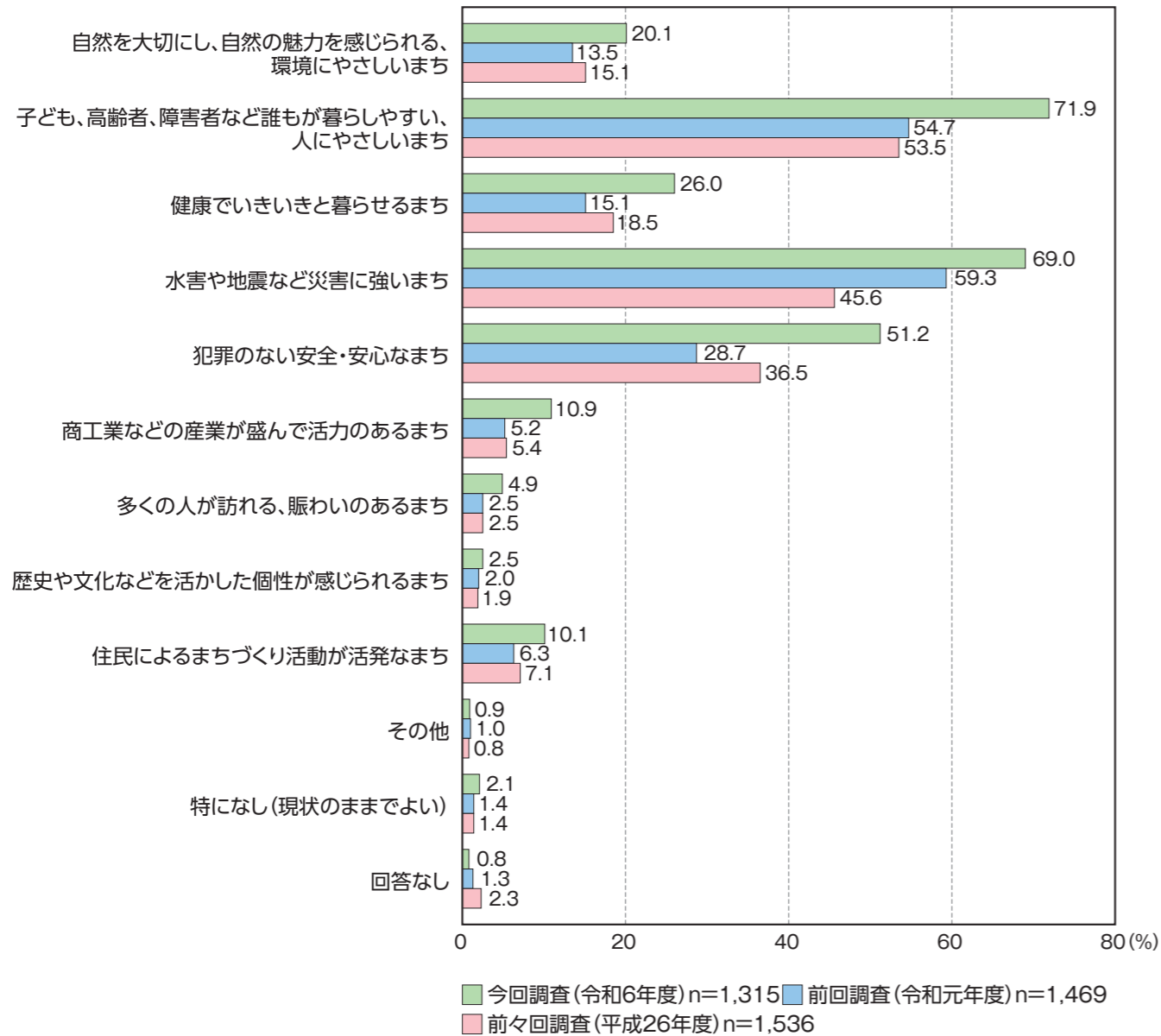
結果 「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて9割近くを占めています。



②まちの将来イメージ

問 川越町が今後、どのようなイメージのまちをめざすべきだと思いますか？

結果 人にやさしいまちや災害に強いまち、安全・安心なまちを、将来のまちのイメージとして望んでいます。



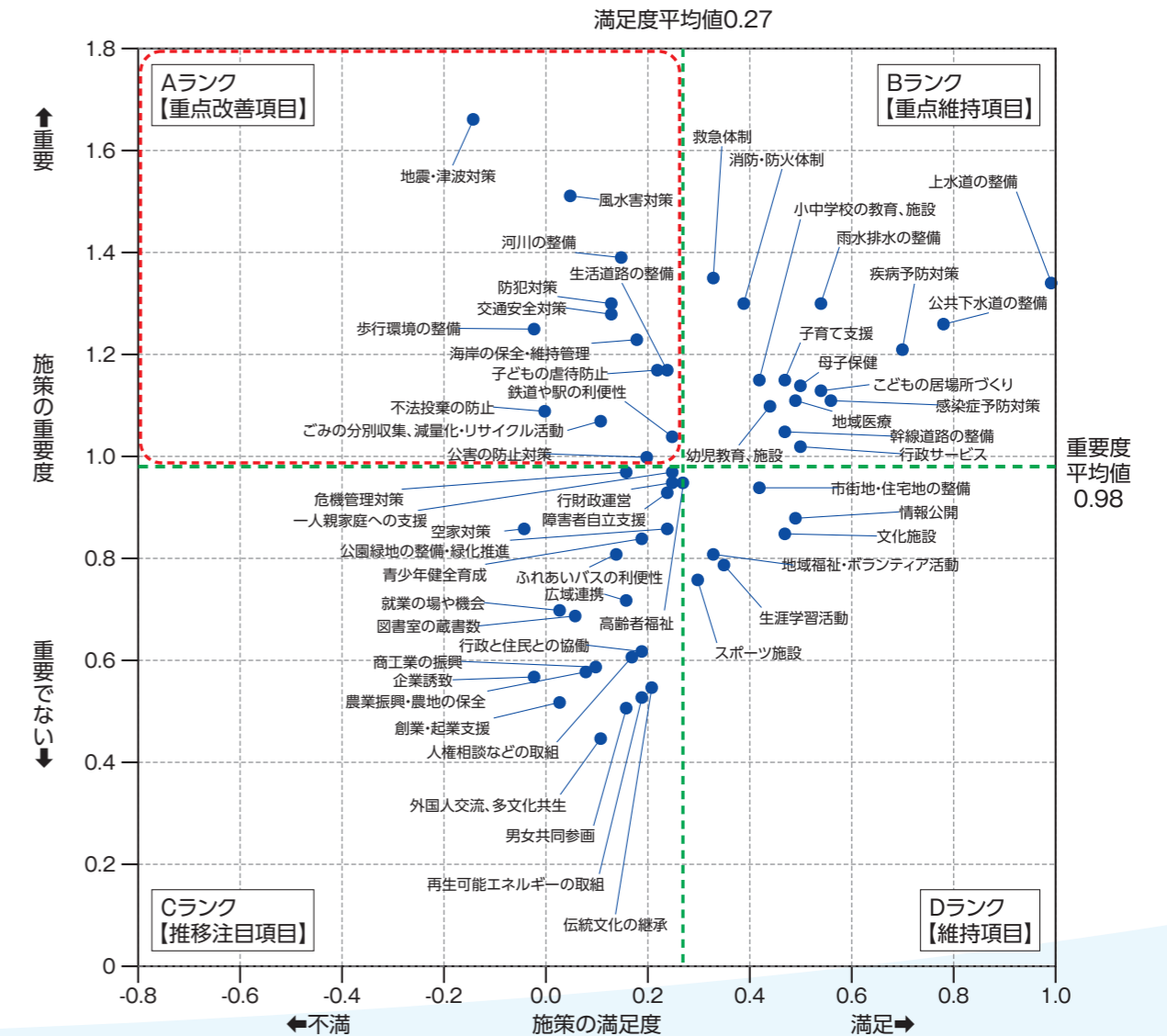
③施策の重要項目(暮らしの満足度と今後のまちづくりの重要度)について

問 56項目の取り組みについて、どの程度満足されていますか？また、今後の行政を進めるにあたって、どれくらい重要であると思われますか？

結果 「地震・津波対策」をはじめ、「風水害対策」、「河川の整備」、「防犯対策」、「交通安全対策」、「海岸の保全・維持管理」、「ごみの分別収集、減量化・リサイクル活動」、「不法投棄の防止」、「公害の防止対策」、「生活道路の整備」、「歩行環境の整備」、「鉄道や駅の利便性」、「子どもの虐待防止」が重点改善項目となっています。

※「満足」、「重要」を+2点、「やや満足」、「やや重要」を+1点、「どちらとも言えない」を0点、「やや不満」、「あまり重要でない」を-1点、「不満」、「重要でない」を-2点の5段階評価で得点を付け、56項目ごとに満足度と重要度の平均の評点を算出しました。

- Aランク:【重点改善項目】** (満足度が低く、重要度が高い) ~最優先で改善が求められるもの~
- Bランク:【重点維持項目】** (満足度が高く、重要度も高い) ~おおむね満足が得られているが、引き続き維持・充実していることが求められるもの~
- Cランク:【推移注目項目】** (満足度が低く、重要度も低い) ~重要課題ではないが、今後の推移を注目していくことが求められるもの~
- Dランク:【維持項目】** (満足度が高く、重要度が低い) ~このままの状態を保つことが求められるもの~



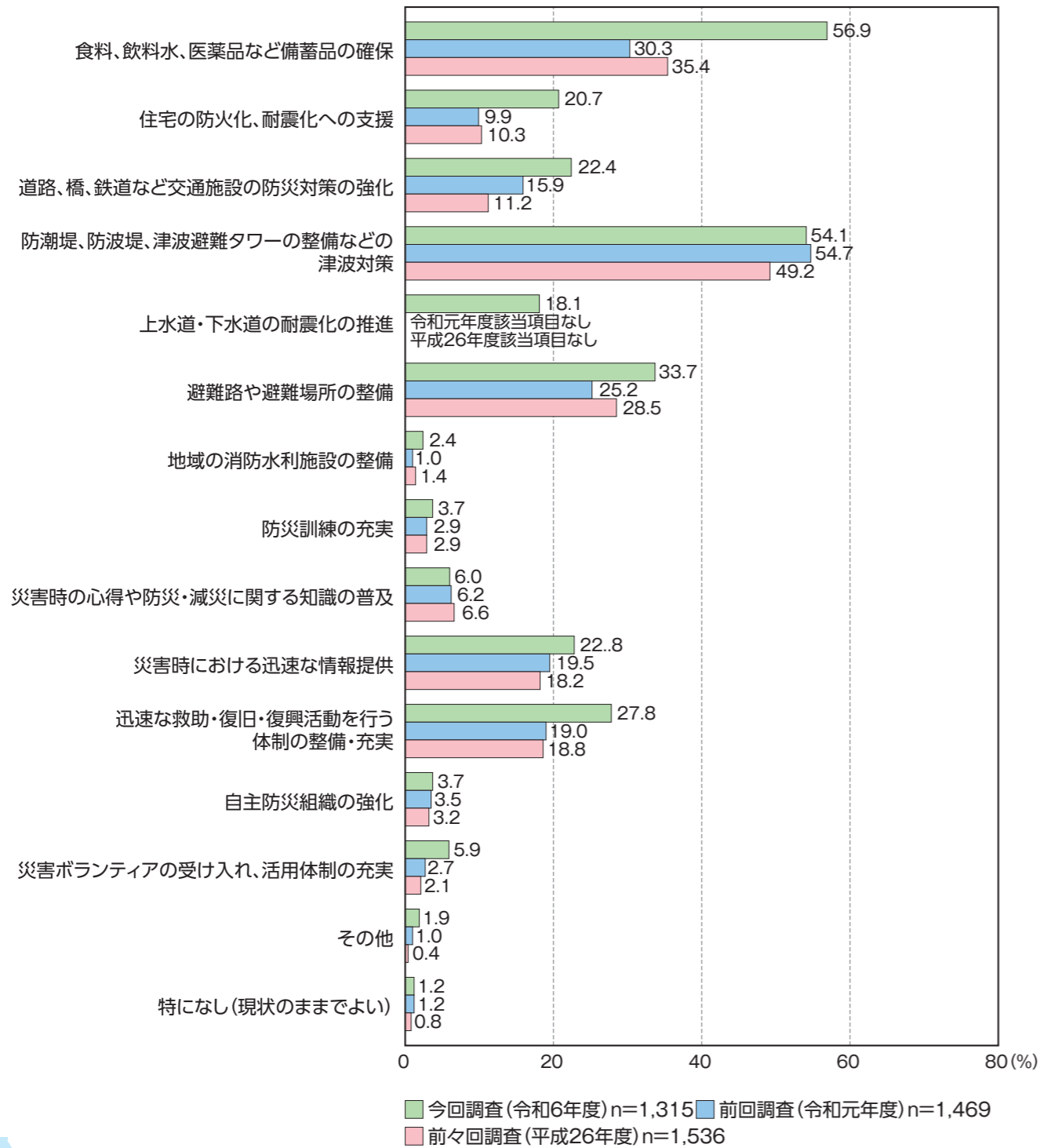
④災害対策

問

南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害に備えて、川越町ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

大地震や水害に備えて、備蓄品の確保をはじめ、津波対策施設や避難路・避難場所の整備、救助・復旧・復興体制の整備などに力を入れることが望まれています。



※「上水道・下水道の耐震化の推進」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

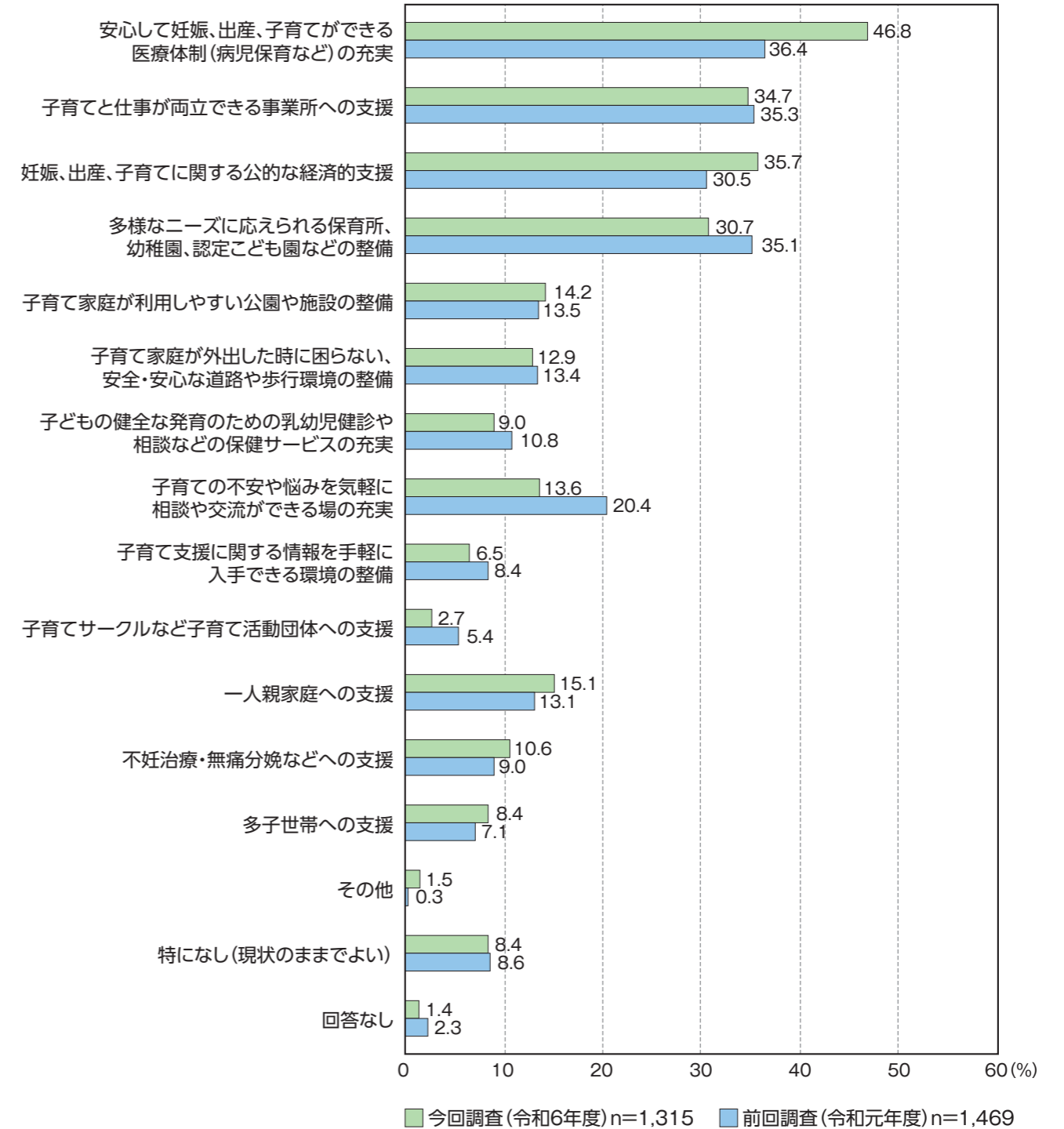
⑤子ども・子育て施策

問

子ども・子育て施策に対して、行政等がどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

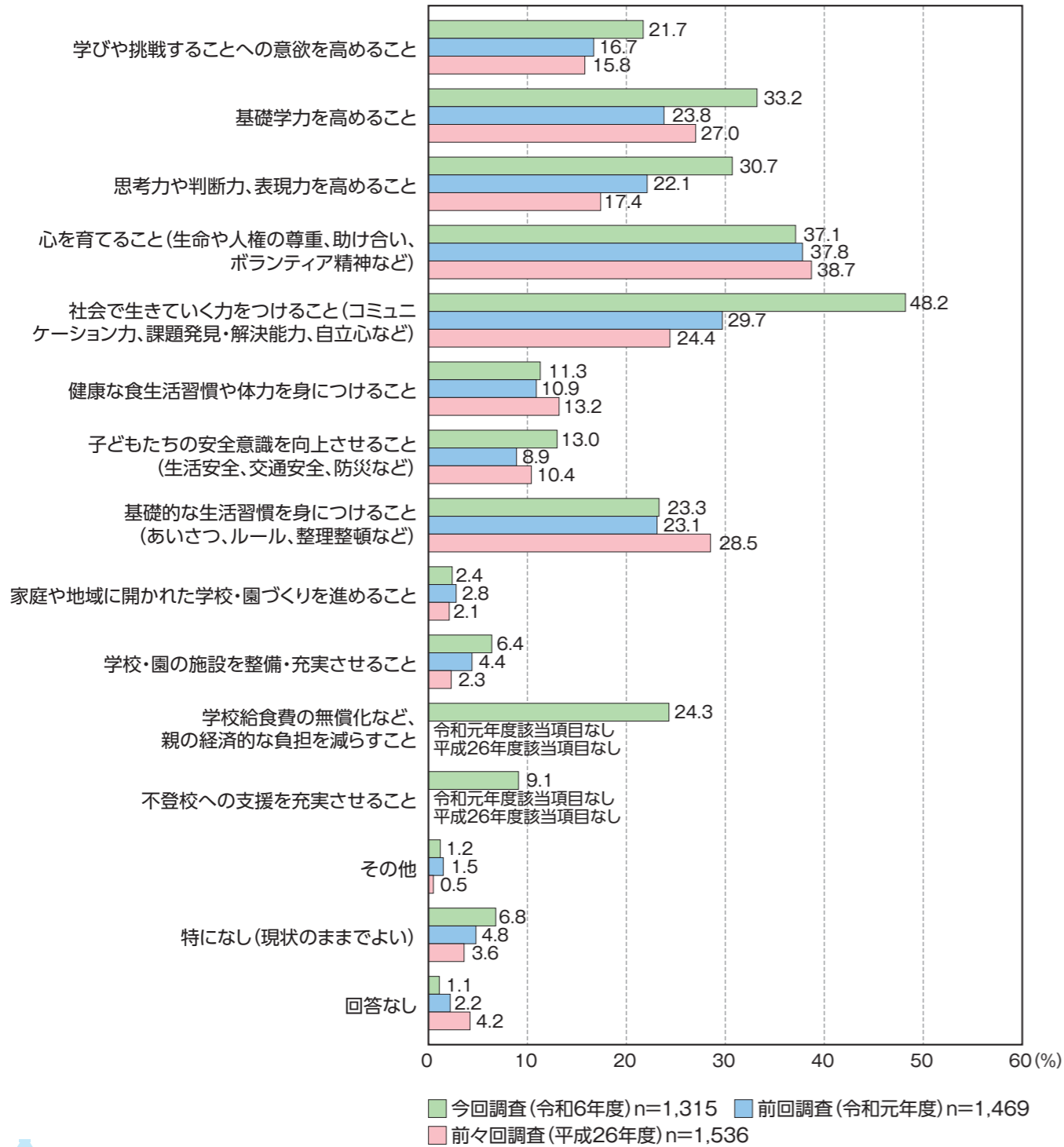
医療体制、妊娠・出産、子育て等に係る経済的な支援、子育てと仕事を両立できる事業所への支援、保育所・幼稚園・認定こども園の整備などに力を入れることが望まれています。



⑥学校教育

問 川越町の学校教育として、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果 社会で生きていく力をつけること、助け合い・ボランティア精神などの心を育てること、基礎学力を高めること、思考力・判断力などを高めること、親の経済的な負担を軽減すること、生活習慣を身につけることなどが望まれています。

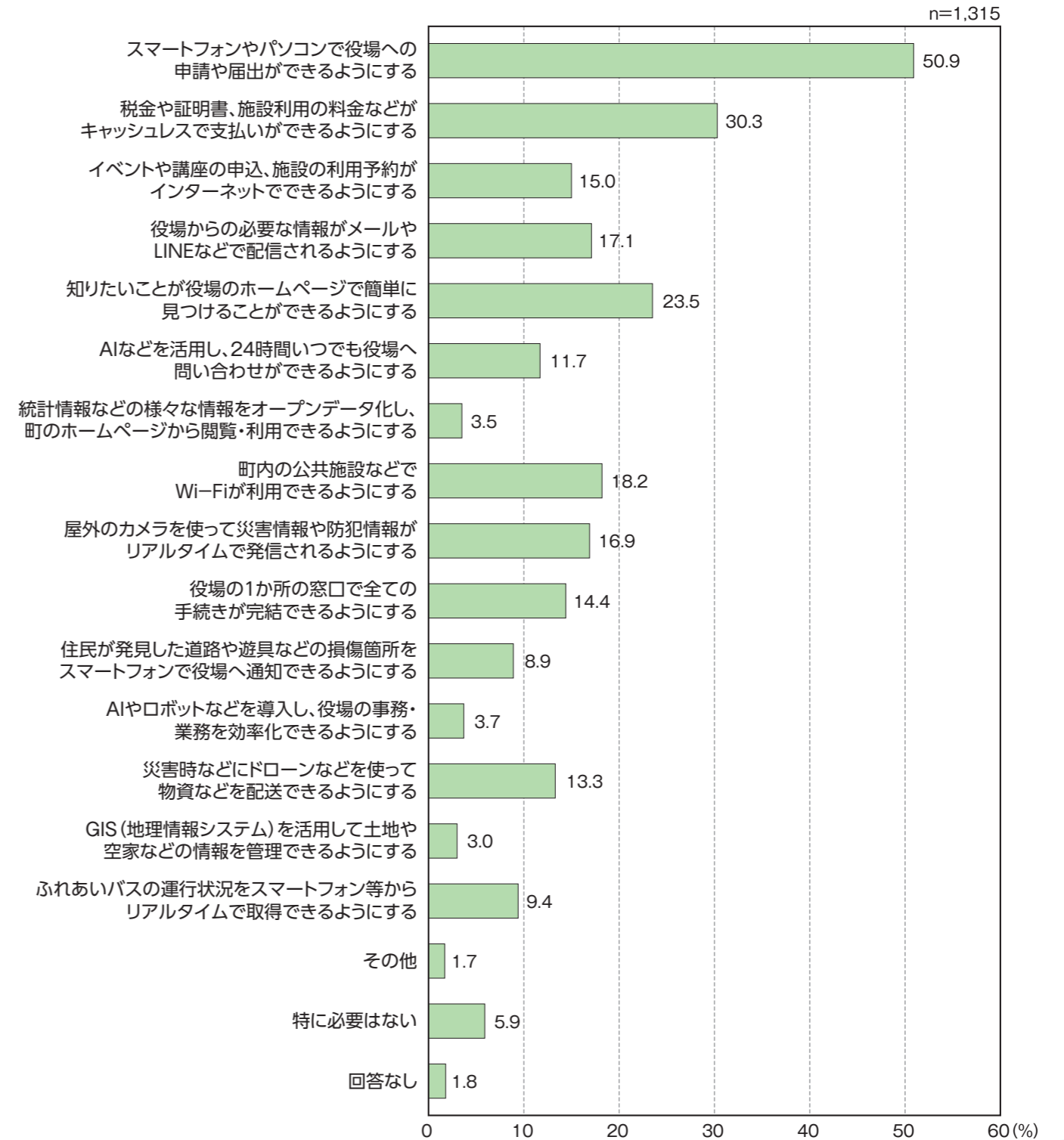


※「学校給食費の無償化など、親の経済的な負担を減らすこと」と「不登校への支援を充実させること」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

⑦IT・デジタル化

問 自治体のIT・デジタル化が全国的に進められていますが、町としてどのようなことに取り組むべきだと思いますか？

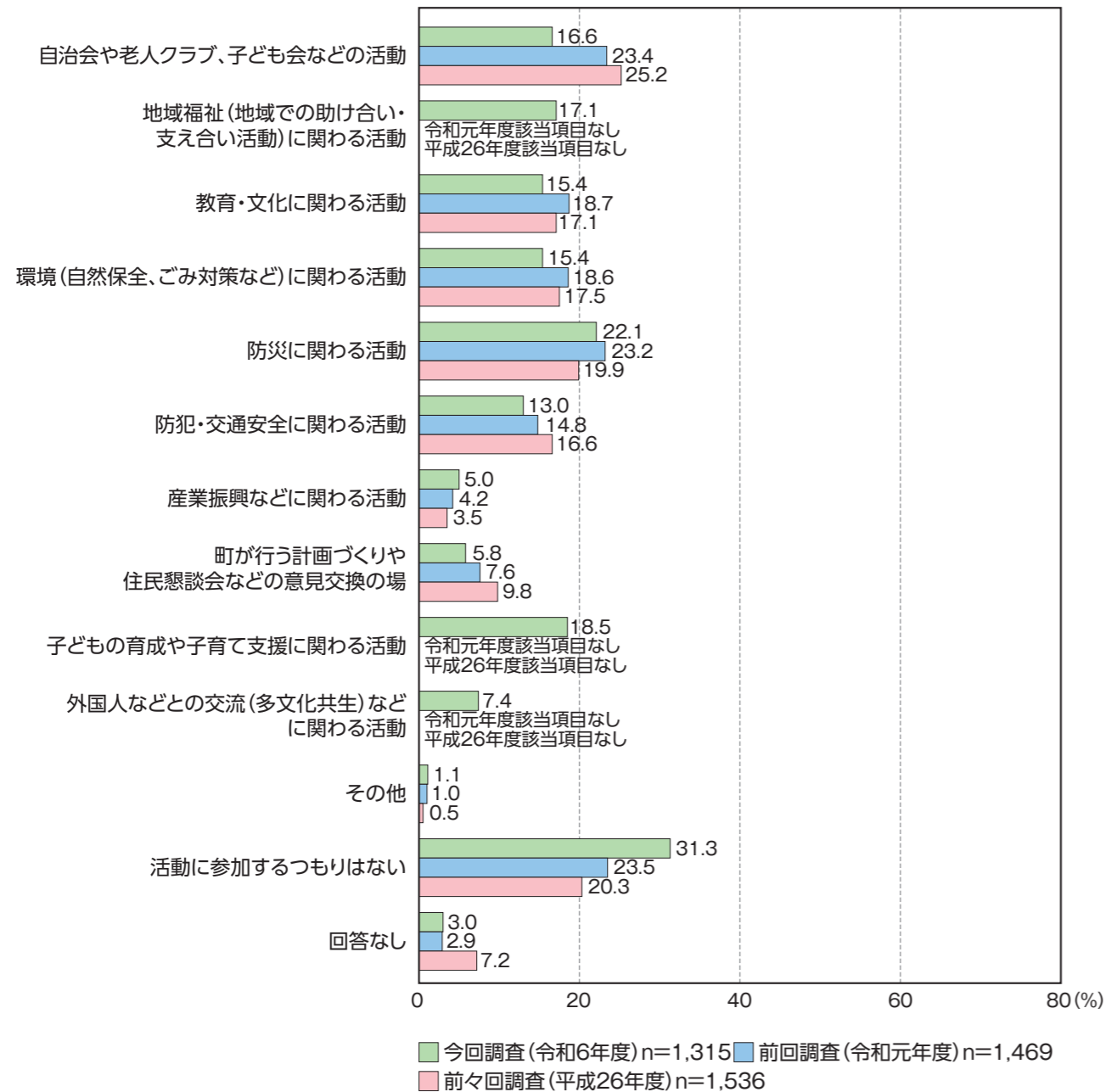
結果 役場への電子申請や届出、税金や施設利用料金などのキャッシュレス決済への対応、ホームページの利便性向上のほか、公共施設へのフリーWi-Fiの設置やメールやLINEを利用した情報発信、災害・防犯情報のリアルタイムな発信が求められています。



⑧地域を良くしていく活動への今後の参加意向

問 地域を良くしていくために、今後、どのような活動であれば参加したいと思いますか？

結果 防災活動をはじめ、子育て支援、助け合い・支え合い、自治会活動、教育・文化や環境活動への意向が高くなっています。また、「参加するつもりはない」は3割程度となっています。

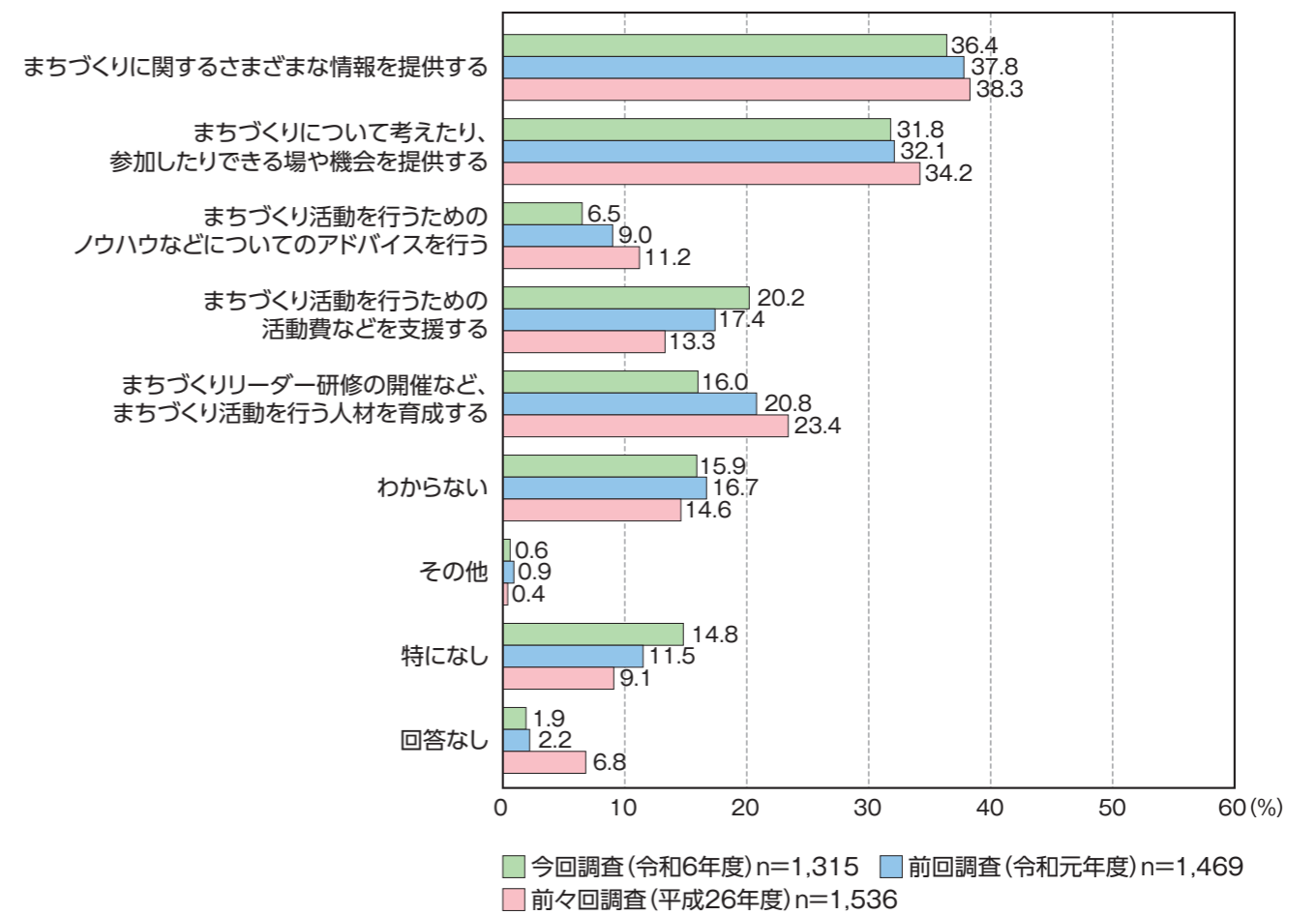


※「地域福祉(地域での助け合い・支え合い活動)に関わる活動」と「子どもの育成や子育て支援に関わる活動」、「外国人などとの交流(多文化共生)などに関わる活動」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

⑨住民参加や住民主体のまちづくりを推進するために町として行うべきこと

問 住民参加や住民主体のまちづくりを推進する上で、町としてどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果 まちづくりの情報を提供すること、まちづくりへの参加の場や機会の提供、活動費助成、リーダー等の人材育成が望まれています。



子育て世代アンケートのまとめ

1 調査の目的

子育て世代の方々の目線での川越町の住みやすさ、子育ての魅力、必要な子育て支援などを把握し、住みたい、住み続けたい川越町にするための施策を検討することを目的に、アンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

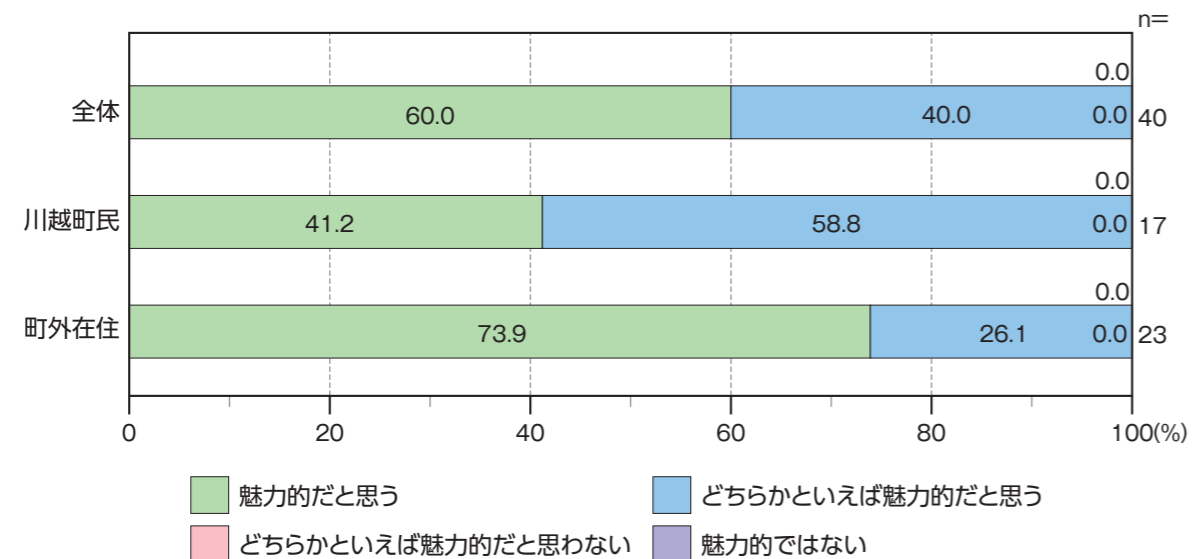
令和6年9月20日にボランティア活動拠点施設「ささえあい」で開催されたハピ★ママ主催の「Happy Share Party」に参加している子育て世代の方々を対象に行い、40名から回答をいただきました。なお、そのうち川越町の住民が17名となっています。

3 調査の結果

①川越町の子育ての魅力度

問 川越町は子育てする場所として魅力的だと思いますか？

結果 「魅力的だと思う」が60.0%、「どちらかといえば魅力的だと思う」が40.0%と、全員が川越町は子育てする場所として魅力的と思っています。

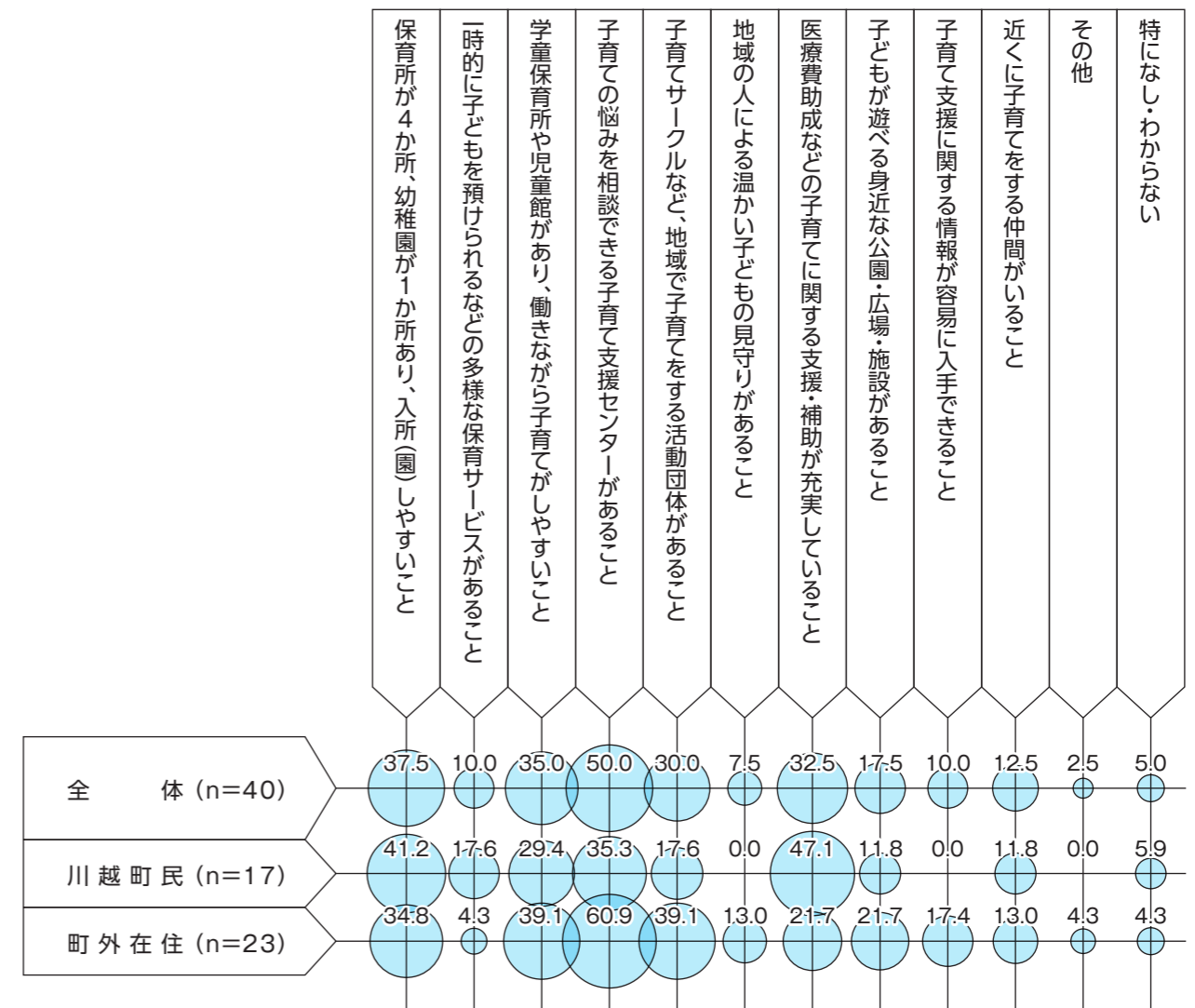


②子育て環境が魅力的な理由

問 川越町の子育て環境が魅力的な理由は何だと思いますか？

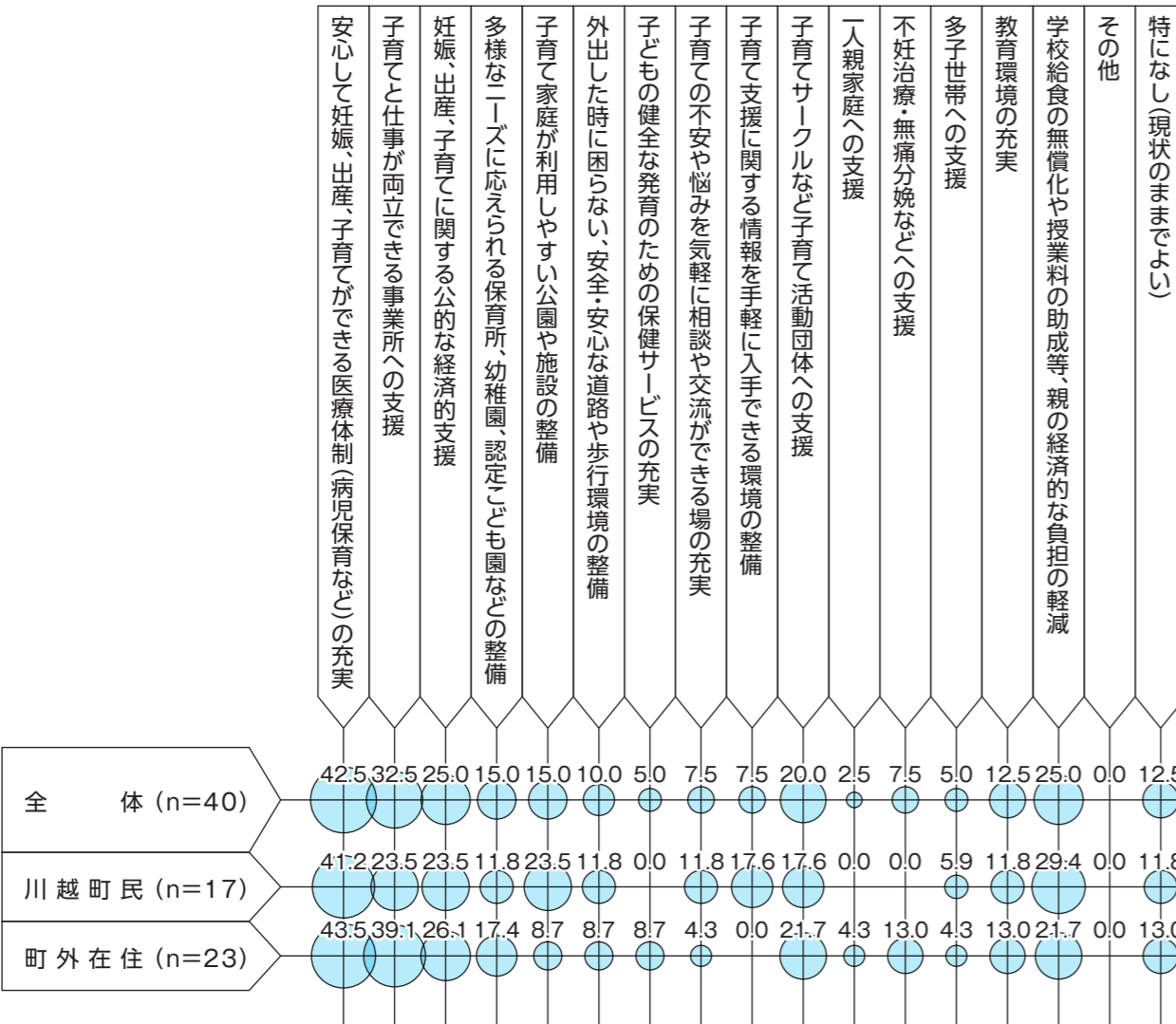
結果

「子育ての悩みを相談できる子育て支援センターがあること」、「保育所が4か所、幼稚園が1か所あり、入所(園)しやすいこと」、「学童保育所や児童館があり、働きながら子育てがしやすいこと」、「子どもの医療費助成などの子育てに関する支援・補助が充実していること」、「子育てサークルなど、地域で子育てをする活動団体があること」などが理由となっています。



③今後、力を入れるべき子育て施策

問	川越町子ども・子育て施策に対して、どのようなことにもっと力を入れるべきだと思いますか？
結果	「安心して妊娠、出産、子育てができる医療体制(病児保育など)の充実」、「子育てと仕事が両立できる事業所への支援」、「妊娠、出産、子育てに関する公的な経済的支援」、「学校給食の無償化や授業料の助成など、親の経済的な負担の軽減」、「子育てサークルなど子育て活動団体への支援」などに力を入れていくことを望んでいます。



川越町若者会議のまとめ

1 会議の目的

若者の目線、若者ならではの発想で、川越町の強みをさらに強く、弱みを補うための提案や、川越町を若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちにするために取り組むべきことなどのアイデアを把握することを目的に、四日市大学の学生を対象に若者会議を開催しました。

2 会議の概要

- 期 間: 令和7年4月~7月
- 日 程: 隔週木曜日(2限目 10:50~12:20)
- 会 場: 四日市大学、川越町役場
- メンバー: 吉川ゼミ(2年生5名)
- 内 容: ①現状把握



- ・町内見学、町の概要説明
- ②政策学習
 - ・町職員による総合計画や公共政策についてのレクチャー
- ③グループワーク
 - ・川越町の強み・弱み(魅力など)を考える。
 - ・若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちとは何か?(どんなまちが魅力か?)
 - ・学生が川越町でできる取り組みアイデアを考える。(イベント、商品開発、町内の子どもとのかかわり、高齢者とのかかわり)
- ④トライアル活動(学生のアイデアを実験的にチャレンジ)
- ⑤町長等へのスレゼン

3 会議の結果

- ①若者が暮らしたいまちにするには?
 - 空家を格安で貸すなど、家賃などが安いこと。
 - 道路、交通機関を整備し、利便性を高めること。
 - ショッピングモールやスポーツ施設などで遊べ、楽しめる場所があること。
- ②若者が働きたいまちにするには?
 - 多様な職種があること。
 - スタートアップなどの起業支援が充実していること。
 - 町内外で町内企業の紹介や就職の説明会が開催されること。

③若者が暮らしたい、働きたいまちにするための取り組みは？

- 魅力をつくるから届けるまちへ。
 - ・魅力があっても知られていない。
 - ・イベント(花火大会、音楽フェスなど)は一時的な効果しか得られないため、知名度を高めるために宣伝に力を入れる。
- 今ある川越町の魅力を継続的に発信し、知ってもらう宣伝、 프로모ーションを行うこと。
- 訪れたいくなるような魅力づくりに取り組む(スイーツ開発、映える特産品づくり、カフェなどのお店紹介)。

④若者によるプロジェクト提案 ～TikTokで若者に川越町を知ってもらおう～

＜川越町の課題＞

- ・インパクト、印象に残るものが少ない。
- ・町外向けのイベントや行事が少ない。
- ・いい場所なのに知られていない。

＜プロジェクトのテーマ＞ ～TikTokで若者に川越町を知ってもらおう～

＜プロジェクトの狙い・目的＞

- ・三重県内だけでなく、県外の人達にも知ってもらう。
- ・親子や若い人に興味を持ってもらう。
- ・町の活性化や観光につなげる。

＜ターゲット＞

- ・三重県内や愛知県に住む主に若者や親子

＜伝えたいこと＞

- ・「電力館」、「かまぼこ」、「カフェ」、「海岸」の魅力を紹介。

＜発信方法＞

ステップ1 川越町のTikTokアカウントをつくる

- ・川越町のアカウントであることが一目でわかるようにする。

ステップ2 動画を投稿する

- ・老若男女を問わず、誰でもわかる動画にする。
- ・川越町の長所を最大限にアピールする。

ステップ3 流行に沿った動画形式にする

- ・流行りの音源などを使うとおすすめになりやすい。

ステップ4 紹介したいものをわかりやすく表現する

- ・ざっくりと簡単に紹介するのが大切。具体的な内容は概要欄に掲載する。

ステップ5 定期的に動画を発信する

- ・1回の投稿ではあまり注目されない。紹介したいもの、知ってほしいことは他にもたくさんあるので、定期的に発信し、継続して注目されるようにする。

＜今後の展開＞

- ★TikTokを見て来たという人が増え⇒川越町に来てもらって⇒良さに気づく⇒また来たいと思ってもらう。
- ★徐々に親子や若者の来訪者が増える⇒まちに活気が生まれる⇒元気なまちになる。
- ★定期的に動画を投稿する⇒1回の投稿ではあまり注目されにくい⇒もっと魅力はたくさんある。
- ★継続的に注目してもらう⇒その時の流行に対応した動画をつくれれば、注目してもらえる。

⑤プロジェクト提案のまとめ

- 川越町をもっと知ってもらうべき
 - ・名古屋へのアクセスが良いこと、遊びやすい場所がたくさんあることなどを知ってもらう。
- TikTokを使って知名度を上げる
 - ・川越町の長所を最大限にアピールし、少しでも興味を持った人を増やす。
- たくさんの人に来てもらい、元気なまちにする
 - ・若い人、親子が増えるとまちに活気が出る、住みたいと思う人も増える。

基本施策別の目標値一覧表

基本方針	基本施策	指標	単位	担当課	実績値	
					令和元年 (2019年)	令和6年 (2024年)
1 安全で快適な 暮らしができる まちづくり	1 防災・消防・ 救急	耐震補強(除却含む。)件数	件	産業建設課	56	91
		ブロック塀等除却件数	件	産業建設課	11	43
		自主防災組織防災訓練参加・実施回数	回	防災安全課	13	16
		防災行政無線個別受信機貸与台数	台	防災安全課	2,720	2,543
		消防団員数	人	防災安全課	118	112
	2 交通安全・ 防犯	犯罪発生率	件/千人	防災安全課	8.03	8.35
		交通事故発生率	件/千人	防災安全課	2.66	2.04
		特殊詐欺防止装置補助申請件数	件	防災安全課	令和5年度事業開始	8
	3 河川・海岸	朝明川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	産業建設課	32.4	62
		員弁川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	産業建設課	18.5	100
4 上下水道	基幹管路耐震化率	%	上下水道課	19	37	
5 環境共生	一人あたりのごみ排出量	kg/人	生活環境課	214	192	
2 便利で活気ある 暮らしができる まちづくり	1 市街地・ 住環境	地籍調査の進捗率	%	産業建設課	20.3	30.9
		特定空家の件数	件	防災安全課	0	0
	2 道路・交通	町道の道路改良済の割合	%	産業建設課	68	73
		交差点のカラー舗装箇所数	箇所	産業建設課	94	120
		ふれあいバスの利便性の満足度	%	福祉課	22.5	32.1
	3 産業	耕作放棄地	箇所	産業建設課	0	0
		三重県版経営向上計画認定数	件	産業建設課	45	103
	川越工業団地空地件数	件	企画情報課	0	0	
3 支え合いで 安心な暮らしが できる まちづくり	1 保健・医療	赤ちゃん訪問率	%	健康推進課	96.8	100
		がん検診の受診率平均	%	健康推進課	15.8	12.6
		健康サポート事業相談者率	%	健康推進課	令和2年度事業開始	37.2
	2 子育て支援	保育所待機児童数	人	子ども家庭課	5	26
		学童保育所待機児童数	人	子ども家庭課	0	0
	3 地域福祉	ボランティア連絡協議会の登録者数	人	福祉課	147	135
		ボランティア連絡協議会の団体数	団体	福祉課	15	11
		福祉協力員数	人	福祉課	66	75
	4 高齢者福祉	要支援・要介護認定を受けていない人の割合	%	福祉課	87.2	84.9
		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による「現在の程度幸せですか」の平均点	点	福祉課	7.2	7.1 (令和4年度)
		在宅介護実態調査による介護保険サービスに「特に不満はない」人の割合	%	福祉課	81.3	83.3 (令和4年度)
		障害者福祉	障害福祉施設利用から一般就労への移行人数	人	福祉課	1

目標値	指標内容	資料・出典
106	年間10件の実施をめざす	
61	年間10件の実施をめざす	
20	地区ごとの防災訓練の実施回数の合計 (町主催の総合防災訓練に地区が参加した場合も含む。)	
2,550	年間10台の新規貸与をめざす	
118	条例で定める消防団員の定員数の確保	川越町消防団員の定員、任免、 服務等に関する条例
7.84	町人口1,000人当たりの犯罪認知件数 (令和元年から令和6年までの6年間で、当町における最も低い犯罪発生率をめざす)	
1.96	町人口1,000人当たりの人身事故件数 (北勢地域において最も低い交通事故発生率をめざす)	
10	年間2件の申請増をめざす	
➦	県と協力し、確実な進捗をめざす	三重県
➡	県と協力し、確実な進捗をめざす	三重県
38	基幹管路の耐震管延長/基幹管路延長	
191	過去5年度内の最小値をめざす	
33	第7次国土調査事業十箇年計画	第7次国土調査事業十箇年計画
0	特定空家に指定された建物	
74	道路幅員4m以上、または幅員4m以上で道路構造令に適合する道路の割合について、 年間1.2%の道路改良をめざす	
124	年間6件の実施をめざす	
➦	住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
0	農地パトロールなどにより耕作放棄地として判断された土地	
108	商工会連合会設定目標×朝明商工会地区別会員数案分率	商工会連合会設定目標
0	企業の撤退等により空地となっている土地	
➡	4か月までの新生児及び乳児訪問実施率	
18	5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん)の平均受診率	
40.0	健康サポート事業相談者数/特定健診受診者数	
0	保育所(園)の保育士不足などから入所できない児童数	
0	学童保育所に受入可能数の超過から入所できない児童数	
176	新規ボランティアの養成、既存グループの拡充に取り組み、200人をめざす	
17	新規のボランティアグループの設立をめざす(令和元年実績値を基準に10年間で5団体)	
116	よりきめ細やかな支援体制を確立するため、50名の増員をめざす(50世帯に1名の配置)	
84.9	100%-要介護(要支援)認定率	
7.5	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「健康について」の項目中、「とても不幸」を0点、 「とても幸せ」を10点とした、幸せ度合いの点数の平均点	介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査
83	在宅介護実態調査で、介護保険サービスを利用している人のうち、「特に不満はない」を 選択した人の割合	在宅介護実態調査
4	障害者計画等の作成に係る厚生労働省の基本指針を盛り込み作成した川越町障害者計画に 掲げている成果目標	川越町障害者計画

基本方針	基本施策	指 標	単位	担当課	実績値	
					令和元年 (2019年)	令和6年 (2024年)
4 人を育み 心豊かな 暮らしができる まちづくり	1 学校教育	「自分にはよいところがある」について肯定的回答	%	学校教育課	80	84.7
		授業に対する満足度	%	学校教育課	82	94.6
	2 生涯学習	生涯学習講座定員に対する定員達成率	%	生涯学習課	81	86
		図書貸出冊数	冊	生涯学習課	77,097	69,178
		うち住民への貸出冊数			51,308	47,143
		青少年育成活動参加者数	人	生涯学習課	1,750	2,038
		スポーツ・レクリエーションイベント、大会等の開催数	回	生涯学習課	24	24
		自主事業のチケット販売率	%	生涯学習課	74	53
	3 人権尊重・ 共生	人権学習会参加者の満足度	%	生涯学習課	84	87
		町の各種委員会における女性委員の割合	%	企画情報課	26.4	28.8
にほんご交流サロンに「今後も参加したい」と回答した人の割合		%	企画情報課	令和5年度事業開始	100	
5 協働と信頼の まちづくり	1 地域活動	地域活動に参加している割合	%	総務課	39.8	37.4
		2 広報・広聴	広報・情報公開の満足度	%	企画情報課	40.4
	住民向けメール配信登録者数		人	企画情報課	2,298	2,355
	公式LINE登録者数		人	企画情報課	令和4年度事業開始	2,124
	3 行財政運営	窓口など行政サービスの満足度	%	総務課	40.1	48.2
		経常収支比率	%	総務課	67	79.5

目標値		指標内容	資料・出典
令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)		
↗	↗	全児童・生徒向けのアンケート調査の項目「自分にはよいところがある」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全児童・生徒向けのアンケート調査
↗	↗	全国学力・学習状況調査の項目「授業内容はよくわかりますか」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全国学力調査受験者対象のアンケート調査
90	100	目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
80,000	85,000	年間1,000冊の貸出増をめざす(令和元年実績値を基準に年間1,000冊)	
55,000	60,000		
2,050	2,100	年間10人の増加をめざす	
➡	➡	イベント・大会等を開催回数を維持し、内容の充実や参加者数の増加をめざす	
85	100	目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
↗	↗	参加者対象のアンケート調査の該当項目について、「よかった」と回答した人の割合	参加者対象のアンケート調査
30	33	各審議会等に参加する女性委員の増加をめざす	
➡	➡	参加者対象のアンケート調査の該当項目について、「参加したい」・「活動を続けたい」と回答した人の割合	参加者対象のアンケート調査
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「参加している」と回答した人の割合	住民意識調査
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合	住民意識調査
2,400	2,500	登録者数の維持・増加に取り組みつつ、SNSへの移行を並行して進める	
3,000	4,000	年間200人の新規登録をめざす	
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
80以下	85以下	中長期的に健全な財政運営を行うため、経常収支比率を目標値以下に抑制する(経常収支比率…経常的に支出する経費に、経常的な収入の占める割合)	

総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGsは、国際社会全体の開発目標です。総合計画の推進にあたっては、SDGsがめざす17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

SDGsの17の目標と後期基本計画における町の施策・事業方針との関係

SDGsの17の目標



【ゴール①】 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。

【町の施策・事業方針】

- 生活に困窮する住民に対して、自立した生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもとで総合的な支援を行います。



【ゴール②】 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 将来の農業の担い手の確保・育成に継続的に取り組み、安定した食料生産ができるよう農業を支援します。



【ゴール③】 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 交通事故の撲滅に向けて、交通安全対策を推進します。



【ゴール④】 質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体のはたすべき役割は非常に大きいといえます。そのため、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

【町の施策・事業方針】

- 学校と家庭・地域・行政が連携して、みんなで子どもの成長を支えます。
- 住民一人ひとりのニーズに応じた多様な生涯学習を支援します。



【ゴール⑤】 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

【町の施策・事業方針】

- 配慮を必要とする児童・生徒に寄り添った学校教育を行います。
- 性別に関わりなく活躍できる、男女共同参画社会を推進します。

6 安全な水とトイレを世界中に

**【ゴール⑥】 安全な水とトイレを世界中に**

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されるところが多く、水源地の環境保全を通じて、水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

【町の施策・事業方針】

- 上下水道施設の維持・整備を行い、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、生活排水を適切に処理します。
- 河川等の環境保全を通じて、水質の保全に努めます。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

**【ゴール⑦】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに**

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進に取り組みます。
- 地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を推進します。

8 働きがいも経済成長も

**【ゴール⑧】 働きがいも経済成長も**

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は経済成長戦略の策定を通じて、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通じて、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

【町の施策・事業方針】

- 既存の産業集積や地域資源を活かし、地域経済の活性化を進めます。
- 関係機関と連携して、労働者の雇用の安定、雇用創出を支援します。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

**【ゴール⑨】 産業と技術革新の基盤をつくろう**

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

【町の施策・事業方針】

- 市街地整備や道路・橋梁をはじめとする都市基盤を整備します。
- 地域産業の発展につながる施策を推進します。

10 人や国の不平等をなくそう

**【ゴール⑩】 人や国の不平等をなくそう**

各国内及び各国間の不平等を是正する

【自治体行政のはたし得る役割】

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 様々な生活課題を抱えた人に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、必要な支援を行います。
- 性別や国籍などに関わりなく活躍できる社会づくりを進めます。

11 住み続けられるまちづくりを

**【ゴール⑪】 住み続けられるまちづくりを**

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【自治体行政のはたし得る役割】

包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは自治体行政にとって重要な目標です。都市化が進む世界のなかで、自治体行政のはたし得る役割は益々大きくなっています。

【町の施策・事業方針】

- 良好な市街地の形成、緑化の推進、文化・スポーツ施設の整備等を計画的に進め、誰もが快適に暮らせる住環境を整備します。
- 道路や上下水道施設等の施設・基盤の耐震化、住宅の耐震化、防災機能を備えた公共施設の整備など、災害に強い基盤整備を進めます。

12

つくる責任
つかう責任

【ゴール⑫】 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

【町の施策・事業方針】

- ごみの減量、資源化を進める資源循環型の社会を形成します。
- 低炭素、省資源化、食品ロスの削減、地産地消の推進、住民対象の環境教育の充実を図ります。

13

気候変動に
具体的な対策を

【ゴール⑬】 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【自治体行政のはたし得る役割】

気候変動問題は年々深刻化し、既に様々な形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 温室効果ガスの削減に加えて、気候変動の緩和、適応、影響軽減の効果を考慮した地球温暖化対策を推進します。
- 局地化、集中化、激甚化する自然災害に備え、防災・減災対策を強化します。

14

海の豊かさを
守ろう

【ゴール⑭】 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【自治体行政のはたし得る役割】

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちなかで、発生した汚染が河川等を通じて、海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

【町の施策・事業方針】

- 下水道への接続促進などを進め、河川等の水質の保全を進めます。
- 地域での環境美化、清掃活動を進めます。

15

陸の豊かさも
守ろう

【ゴール⑮】 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

【自治体行政のはたし得る役割】

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

【町の施策・事業方針】

- まちの緑化、農地の保全、河川や海岸の維持管理など、自然と身近にふれあえる環境づくりを進めます。

16

平和と公正を
すべての人に

【ゴール⑯】 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【自治体行政のはたし得る役割】

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 多くの住民の参加を促し、住民参加型の行政運営を進めます。
- 児童虐待をなくすため、関係機関と連携し適切な対応を図ります。
- 犯罪のない安全・安心なまちとするため、地域の防犯活動を充実します。

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

【ゴール⑰】 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【町の施策・事業方針】

- NPO、住民団体、企業などと行政のパートナーシップ(協力関係)の構築を進めます。

第7次川越町総合計画後期基本計画(部門別計画)の基本施策と
SDGs(持続可能な開発目標)との関係 ~関連する主なSDGsの目標(ゴール)~

第7次川越町総合計画後期基本計画(部門別計画)の各施策の取り組みを進めることが、SDGsの17の目標(ゴール)の達成につながるものと考えられることから、以下のように各施策の代表的な取り組みとSDGsの17の目標(ゴール)との関係を整理しました。

基本施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
基本方針①	まちづくり 安全で快適な暮らしができる	1-1 防災・消防・救急										○		○				○	
		1-2 交通安全・防犯			○													○	○
		1-3 河川・海岸						○					○		○	○			○
		1-4 上下水道						○					○			○	○		○
		1-5 環境共生			○			○	○					○	○	○	○		○
基本方針②	まちづくり 便利で活気ある暮らしができる	2-1 市街地・住環境			○					○		○				○		○	
		2-2 道路・交通			○					○		○							○
		2-3 産業	○	○					○	○				○			○		○
基本方針③	まちづくり 支え合いで安心な暮らしができる	3-1 保健・医療		○	○														○
		3-2 子育て支援	○	○	○	○	○				○							○	○
		3-3 地域福祉	○	○	○						○								○
		3-4 高齢者福祉			○				○		○								○
		3-5 障害者福祉	○		○					○		○							○
基本方針④	まちづくり 人を育み心豊かな暮らしができる	4-1 学校教育	○			○	○											○	
		4-2 生涯学習				○	○												○
		4-3 人権尊重・共生					○					○							○
基本方針⑤	まちづくり 協働と信頼の	5-1 地域活動									○						○	○	
		5-2 広報・広聴										○						○	○
		5-3 行財政運営										○	○						○

用語解説

あ行

RPA(アール・ピー・エイ)

Robotic Process Automationの略で、ロボットによる業務自動化の取り組みのこと。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなど様々なアプリケーションを横断し業務を自動化できる。

IoT(アイ・オー・ティー)

Internet of Thingsの略で、モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続し、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

ICT(アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

空家バンク制度

空家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空家をこれから利用・活用したいと考えている人に紹介する制度。

医療用ウィッグ

病気や治療の副作用などで脱毛された方が、日常生活を快適に過ごすために使用する人工の髪の毛(かつら)のこと。

インフラ

インフラストラクチャ(infrastructure)の略で、道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、かんがい・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などのこと。

AI(人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

AIチャットボット

「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した自動会話プログラムのこと。人間同士が会話するチャットに対して、「チャットボット」は人工知能を組み込んだコンピューターが人間に代わって対話するもの。なお、「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。「ボット」は、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムのこと。

AED(エイ・イー・ディー)

Automated External Defibrillatorの略で、自動体外式除細動器と訳され、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Serviceの略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を共有したり交流したりするためのサービスのことで、代表的なSNSとして、Facebook、Instagram、X(旧Twitter)、LINE、TikTokがある。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール(なりたい姿)・169のターゲット(具体的な達成基準)から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

MCA無線

Multi Channel Access無線の略で、800MHz帯の電波を使った業務用の移動通信システム。主に防災、建設、交通、警備、行政などの現場で、安定した音声通信を必要とする場面で活用されている。

LNG(エル・エヌ・ジー)

Liquefied Natural Gasの略で、気体である天然ガスを冷却することで液体化した液化天然ガス。動物や植物の死骸が非常に長い年月をかけて分解されることで生成され、用途としては、輸入量の7割近くが火力発電所の燃料、残り3割が都市ガス用として使われている。マイナス162℃程度まで冷却すると液体になり、気体の状態に比べて体積が600分の1までに減るといった特徴があり、大量輸送・貯蔵に大変適している。

eLTAX(エル・タックス)

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・納税手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。政府、自治体、研究機関、企業などが公開する統計資料、文献資料、科学的研究資料のほか、図画や動画などのデジタルコンテンツも含み、無償で使うことができ、コンピューターで加工できるデータ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」のなかで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスを温室効果ガスとして定めている。

か行

河床の浚渫しゅんせつ

水深を深くするために、河床の土砂を掘削すること。

起業

新しく事業を起こすこと。

キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

キャッチアップ接種

定期接種の対象年齢のときに予防接種を受ける機会を逃した人に対して、後から接種の機会を提供する制度のこと。

救急救命士

急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に、傷病者を観察し、必要な処置を施すプレホスピタルケア(病院前救護)を担う医療国家資格で、救急救命士が行う処置を救急救命処置といい、気管挿管や静脈路確保(点滴)、薬剤(アドレナリンやブドウ糖)の投与、分娩介助、バイタルサイン測定、心肺蘇生など、緊急時に必要な処置を専門的に行う。

狭あい道路

幅員4m未満などの狭い道路のこと。

クーリングシェルター

熱中症特別警戒アラートが発表されたときなど、熱中症の危険が高まる日に、誰でも無料で利用できる「涼しい避難場所」として自治体などが開放する施設のこと。

クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、これまでは利用者自身で保管・管理し、利用していたが、クラウドサービスを利用することで、機材の購入やシステムの構築、管理などにかかる様々な手間や時間の削減をはじめ、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがある。

経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

健康寿命

世界保健機関(WHO)が提唱した指標で、日常的に介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のこと。

減災

被害があってもその被害を最小限にとどめるための対策を行うこと。防災とは被害を出さないための対策を行うことであるが、減災は被害を出さないのではなく、ある程度の被害が出ることを想定した上で、その被害をいかに最小限にとどめるかという対策を事前に講じる取り組み。

公営企業会計

公営企業とは、地方公共団体が特別会計を設けて運営される上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業、ガス事業などの事業で、それ自体は法人格を持たず、地方公共団体に帰属する。

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の会計方式を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現すること。

後期高齢者

「後期高齢者医療制度」、「前期高齢者医療制度」では75歳以上が後期高齢者、65歳以上75歳未満が前期高齢者と分類されていることから、一般に75歳以上が後期高齢者とされている。

口腔機能

咀嚼(かみ砕く)・嚥下(飲み込む)・発音・唾液の分泌などにかかわり、食べる、話すなど、社会のなかで健康な生活を営むための原点ともいえるべき機能。

公式LINE

住民への行政情報等の提供や各種申請の受付など、住民との情報共有や行政サービスの提供を目的として自治体が開設するLINEアカウント。

こども家庭センター

令和6年(2024年)施行の改正児童福祉法にもとづいて全国の市区町村に設置が進められている妊産婦・子育て世帯・子どもに対する包括的な支援を行う公的機関のことで、こども家庭庁では、令和8年度(2026年度)までに全市区町村での設置をめざしている。

子ども110番の家

子どものための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所のこと。

個別支援計画(個別避難計画)

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など「避難行動要支援者」一人ひとりに対して、住民が助け合い避難支援を円滑に行うために作成される計画のこと。

さ行

災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員

被災自治体の災害マネジメントを総括的に支援するために、災害対応に関する知見を有する地方公共団体から派遣される職員のこと。災害対応全般における知見を有し、被災市区町村の長への助言や幹部職員との調整などを行う「災害マネジメント総括支援員」と避難所運営業務や罹災証明書交付業務など個別の業務に関する知見を有する「災害マネジメント支援員」が市区町村の長の推薦により総務省に登録されており、災害時に総務省が必要と判断した場合に派遣される。

在宅医療

通院が困難になったとき、かかりつけ医の訪問による診療や治療、処置などを受けながら、自宅などの住みなれた場所で病気の療養を行うこと。

サイバー攻撃

サーバーやパソコン、スマホなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。特定の組織や企業、個人を標的にする場合や、不特定多数を無差別に攻撃する場合があります。その目的も様々で、金銭目的のものもあれば、ただの愉快犯的な犯行も多くある。

CSR活動

「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)」にもとづいて、企業が利益追求だけでなく、社会や環境に配慮した活動を行うこと。

ジェンダー

男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」、「こうあるのが自然」といったように、社会のなかで共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識などと、それらと関連して作りだされている社会制度や社会構造における性のありようをいう。

自助・共助

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で取り組むこと。

共助とは、地域に協力したり、地域の方々と活動を行ったりするなど、周りの人達が協力して助け合うこと。

小規模保育所

平成27年(2015年)の「子ども・子育て支援新制度」により創設された地域型保育事業の一つで、地域における多様な保育ニーズに対応するため、定員が6~19人程度の少人数の子どもを対象にした保育施設。

少子高齢化

少子化と高齢化をあわせてつくられた言葉で、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準を相当期間下回っている状況で、また総人口に占める高齢者人口が増大している状況。

進行管理

計画のなかで位置付けたスケジュールと、実際の進行状況との間のずれを常に把握し、スケジュール変更や、作業手順の見直しなどを必要に応じて行うことで、ずれを最小限に抑えるようにすること。

診診連携

医療が進歩し、より専門的な診療が要求されると、患者は複数の診療科を受診することが必要となってくる。日頃かかっている「かかりつけ医」には、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科などがあり、各々の診療所(クリニック等も含む。)が専門分野を中心に、他の診療所と連携しながら患者の診療にあたっていくことをいう。

新地方公会計

地方自治体の財務状況をより正確かつ分かりやすく把握するため、従来の現金主義・単式簿記を中心とした会計制度に代えて、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入し、地方自治体のストック(資産・負債)やコスト(減価償却費等)を把握する制度。

ストックマネジメント

施設の点検・調査を行い、施設の状況を的確に把握し、中長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に管理することをいう。

スマート自治体

AIやRPAなどを活用し、単純な事務作業はすべて自動処理することにより、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供などの業務に注力できる自治体のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群のこと。代表的な生活習慣病としては、がん、高血圧、糖尿病、肥満、脂質異常症、循環器疾患等がある。

生成AI

新しいコンテンツを自動的に生成する人工知能技術のことで、文章、画像、音声、動画、プログラムコードなど、様々な形式のデータをつくり出すことができる。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15歳以上64歳以下の人口のこと。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出されるCO₂(二酸化炭素)などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、排出量を実質ゼロにすること。

耐震シェルター

経済的な理由等で大がかりな耐震改修ができない場合など、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれるよう住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)をつくり、安全を確保するもの。既存の住宅内に設置し、住み続けながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能。

第2期GIGA(ギガ)スクール構想

第2期GIGAスクール構想(通称「NEXT GIGA」)は、文部科学省が推進する教育のデジタル化政策の次のステージであり、平成31年(2019年)から始まった第1期の成果と課題を踏まえて、令和6年度(2024年度)から本格的にスタートした。

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

地産地消

地域でつくられた農産物等をその地域内で消費すること。

地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。いわば土地に関する戸籍のこと。

超高齢社会

超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があり、65歳以上の人口が全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

町内総生産額

1年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいう。これは町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすもので、産出額から中間投入(原材料、光熱費等の経費)を控除したもの。なお、ここでいう「生産」には農業、製造業などの物的生産のほか、卸売・小売業、金融・保険業などのサービス生産や、農業や水産業などで自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居(持家)のサービスなど本来貨幣交換をとまわらないものも含まれる。

DV(ディー・ブイ)

Domestic Violenceの略で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

デジタルコンテンツ

電子的な形式で作成・保存・配信される情報や作品のことで、インターネットやデジタル機器を通じて利用される、視覚・聴覚・文字などのコンテンツが含まれる。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を活用して、ビジネスや社会の仕組みを根本的に変革すること。単なるIT導入ではなく、業務の効率化・価値創造・組織文化の変革などを含む広い概念。

デジタル博物館

デジタル技術を活用して文化財や展示物を保存・公開・体験できる博物館の新しい形態。

読書バリアフリー法

読書バリアフリー法(正式名称:視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)は、視覚障害者や読字に困難のある人など様々な障害のある方が読書に親しむことができる社会を推進するための法律で、令和元年(2019年)6月に公布・施行された。

特定健康診査

各医療保険者が実施する健康診査でメタボリックシンドローム対策として糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に行う健康診査。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

な行

認可外保育施設

児童福祉法にもとづく認可を受けていない保育施設のことで、法的には「認可外保育施設」として分類され、一定の届出や指導監督の対象となる。児童福祉法第59条の2にもとづき、設置には届出が必要であるが、設置基準は認可保育所よりも緩やかで、柔軟な運営が可能。

認知症ケア

認知症になっても、その人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けられるようにサポートすること。

認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。教育・保育を一体的に提供する機能のほかに、相談活動や親子のつどいの場の提供など、地域における子育て支援を行う機能もあわせ持っている。認定こども園には「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4タイプがある。

農地パトロール

農地法第30条第1項にもとづく「利用状況調査」として、農業委員会が毎年1回、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等に向け、農地の利用状況調査を行うこと。

のりあいタクシー

タクシー車両に複数の乗客が相乗りして利用する公共交通サービス的一种。タクシーとバスの間存在的な存在で、特に交通手段が限られている地域で活用されている。

は行

バイスタンダー

「傍観者」、「居合わせた人」を意味し、救急の現場に居合わせた人、または救命処置を行った人のこと。

ハイリスクアプローチ

健康診断やスクリーニングによって、疾病の発症リスクが高い人（ハイリスク群）を特定し、その人たちに対して行動変容を促すために個別に支援や指導を行う方法のこと。

ハザードマップ

災害の種類別に、想定し得る最大規模の被害を想定し、その被害範囲を地図化したもの。被害想定した災害の規模、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには、指定緊急避難所、指定避難所などの情報が既存の地図上に図示されている。

パブリックコメント

行政の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案について、広く住民に公表し、

住民から寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のこと。

ビッグデータ

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などにもない生成される大容量のデジタルデータで、一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す。

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する人。

病診連携

病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、患者のために互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

フードドライブ

家庭や職場などで余っている未使用の食品を集めて、生活困窮者や福祉施設、子ども食堂などに寄付する活動のこと。

普通救命講習

救急隊の現場到着前に現場に居合わせた人が、適切な応急手当を速やかに実施できるようにするための講習会。その他、講習内容に応じて、応急手当講習、上級救命講習がある。

放課後等デイサービス

障害のある学齢期の子ども（主に6歳～18歳）を対象に、放課後や休日・長期休暇中に利用できる療育を目的とした福祉サービスのこと。

防災DX

AI・IoT・ビッグデータ・ドローン・RPA・センサー技術などのデジタル技術を活用して、防災・減災・復旧活動を支援する取り組みのこと。

ポピュレーションアプローチ

リスクの有無にかかわらず、集団全体に対して健康的な行動や環境を促すことで、全体の健康リスクを低減する方法のこと。

ま行

マイナンバー

住民票を持つすべての人に一人ずつ異なる12桁の番号を付番することにより、国や自治体など複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認し、効率的な情報の連携を図ろうとするもの。この制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としている。

まち・ひと・しごと創生

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏の過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成(まち)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出(しごと)に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

マッピングシステム

施設・空間情報や属性情報を地図上に可視化・管理するための情報システムのこと。

マネジメント

組織の成果を上げるためにヒト・モノ・カネなどの経営資源を効率的に活用し、リスク管理を行って、あらかじめ設定した組織の目標やミッション達成をめざすこと。

マンホールトイレ

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。

無線LAN

電波による通信を利用して、ケーブル無しでデータを送受信するLAN(Local Area Network)のこと。スマートフォンやタブレット、ノートパソコン、プリンター、ゲーム機などを、無線LANアクセスポイントを介してインターネットに接続できる。

メンタルパートナー

悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

や行

要介護者

介護保険サービスを利用するため、町に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人のこと。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。生涯費用とも呼ばれ、建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。また、家族でみると新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。

リモートワーク

従来のオフィス勤務とは異なり、自宅やサテライトオフィス、カフェなど、場所にとらわれずに働くスタイルのこと。

リユース

製品や部品を、廃棄せずにそのまま、または修理・洗浄などをして再び使うことで、中古品やリターナブル容器(再利用可能な瓶など)の利用、古着の再利用、家具のリメイクなど。

老年人口

年齢別人口のうち、65歳以上の人口のことを指す。

ローリング方式

実施計画の策定方式のこと。向こう3年間の計画を毎年見直すことにより、2年間で重複させる。ローリング(回転、ころがり)するような策定の仕方であることからこう呼ぶ。

わ行

Wi-Fi(ワイ・ファイ)

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。Wi-Fi Allianceという無線LAN製品の普及促進を図ることを目的とした業界団体の名称で、無線LANの認定規格の1つとされ、互換性のある規格製品であることを示すロゴのようなもの。